9.　収集運搬車両一覧

1　ごみ収集運搬車

種別	台数(台)	積載量(ｔ)
可燃専用回転板式機械車（積載量2t）	1	2
不可燃兼用圧縮板式機械車（積載量2t）	4	8
ダンプ（積載量2t）	2	4
軽ダンプ車（積載量350kg）	15	5.25
許可業者（積載量2t）	160	453
計	182	472.25

2　し尿収集運搬車

許可業者所有車	
台数(台)	積載量(kℓ)
9	41.6

第７節　輸送・通信・広報

1.　緊急通行(輸送)車両の標章及び確認証明書

1　緊急通行車両の標章

備考
1　色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3　図示の長さの単位は、センチメートルする。

2　緊急通行車両確認証明書

番　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

緊急通行車両確認証明書

知　　事　印
公安委員会　印

番号標に表示されている番号		
輸送人員又は品名		
活　動　地　域		
車両の所有者	住　所	(　　　)　　局　　番
	氏　名	
有　効　期　限		
備　　　考		

備考用紙は、日本工業規格Ａ4とする。

2.　車両通行止標識

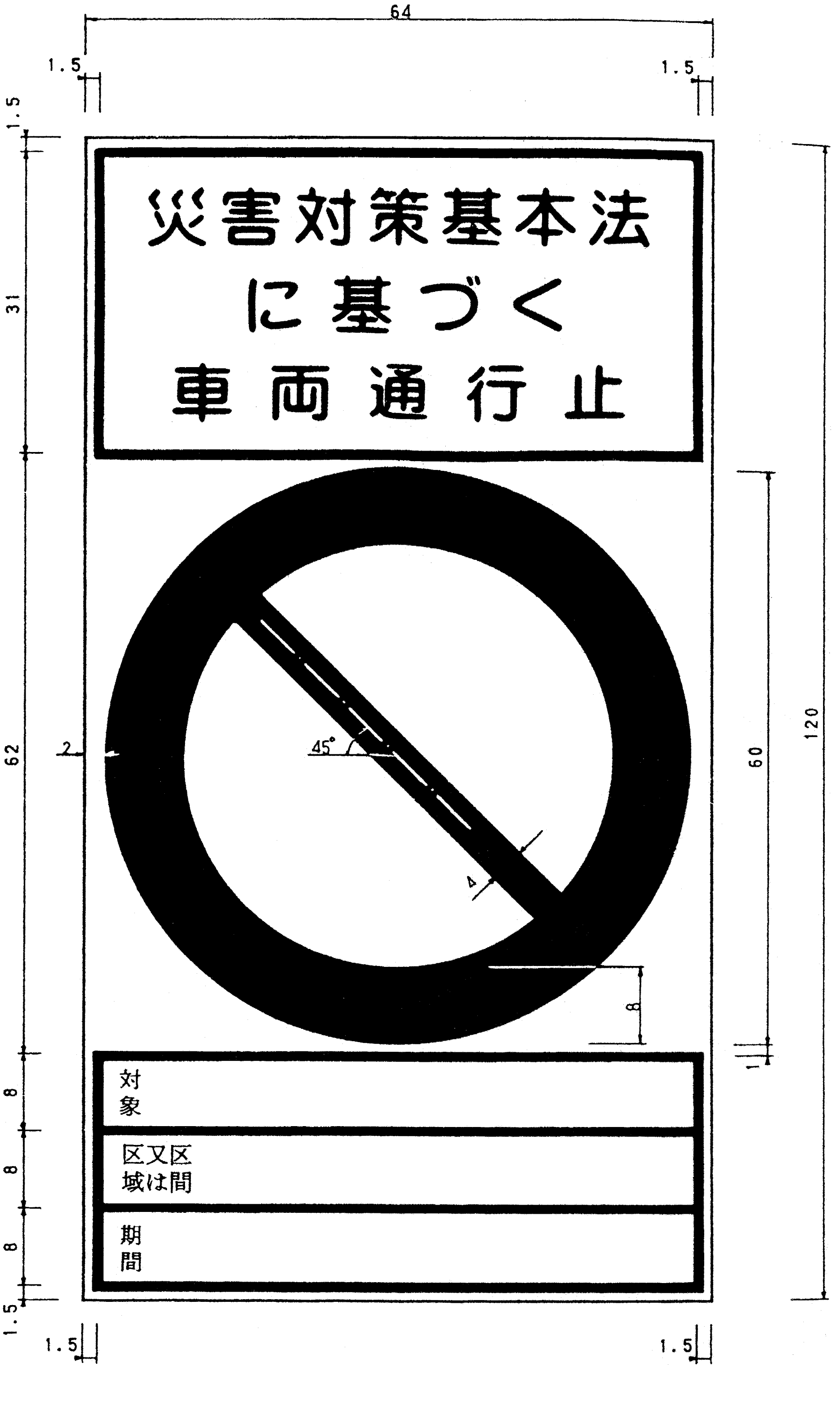

備考

1　色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。

2　縁線及び区分線の太さは、1センチメートルする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルする。

4　道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

3.　有料道路を通行する車両の表示

1　緊急出動

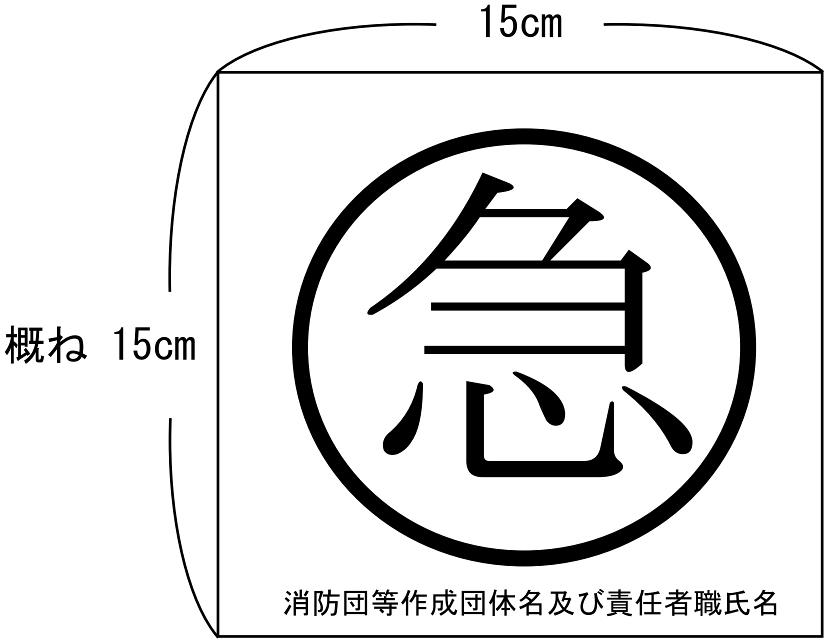

2　災害復旧等の出動

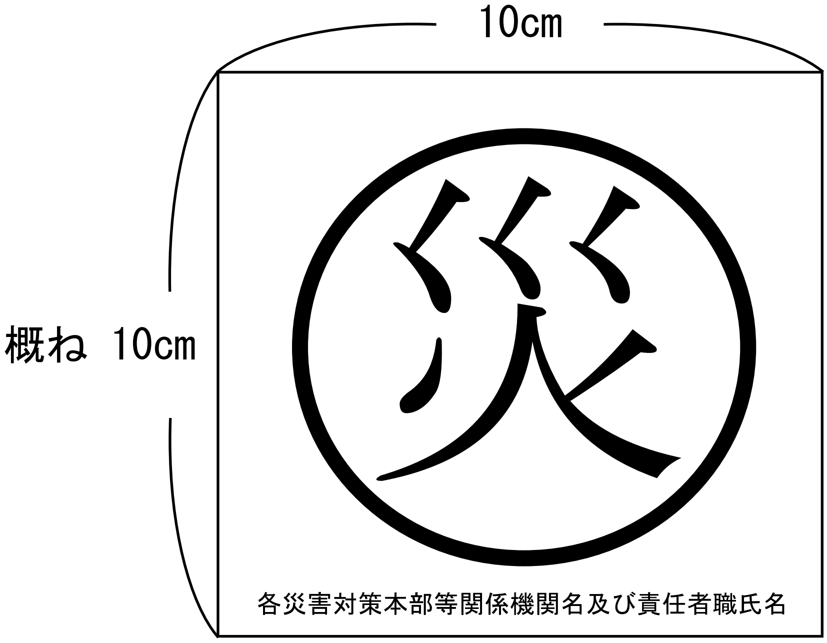

4.　異常気象時における道路等通行規制基準

1　一般国道

路線名	管理事務所	電話番号	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容
			区間	延長(km)		
国道358号線	中北建設事務所	055-224-1667	梯町字割畑（旧料金所）～右左口町字城越	5.7	連続雨量150mm以上	土砂崩落 路肩決壊 沢崩れ
国道358号線	〃	055-224-1667	富士河口湖町精進字卯当沢～古関町字平川（公衆トイレ横）	5.9	連続雨量150mm以上	土砂崩落 落石

2　主要地方道

路線名	管理事務所	電話番号	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容
			区間	延長(km)		
甲府昇仙峡線	中北建設事務所	055-224-1667	下帯那町河方～竹日向町羅漢尻	3.7	連続雨量100mm以上	土砂崩落 落石
甲府昇仙峡線	〃	〃	高成町覚円隧道南～高成町御岳隧道	0.9	連続雨量100mm以上	〃
甲府山梨線	〃	〃	上積翠寺町洞地内～山梨市切差字戸市	3.3	連続雨量100mm以上	土砂崩落 路肩決壊
笛吹市川三郷線	峡東建設事務所	0553-20-2734	笛吹市芦川町中芦川（役場前）～古関町平川（芦川大橋）	5.9	連続雨量80mm以上	落石

3　一般県道

路線名	管理事務所	電話番号	規制区間		規制条件（通行止）	危険内容
			区間	延長(km)		
天神平甲府線	中北建設事務所	055-224-1667	下帯那町（千代田湖）～和田町（峠下）	2.5	連続雨量150mm以上	土砂崩落 落石
川窪猪狩線	〃	055-224-1667	川窪町（荒川大橋東詰）～猪狩町（新静観橋）	3.1	連続雨量80mm以上	〃
甲府精進湖線	〃	055-224-1667	古関町平川（永泰橋）～古関町（精進峠）	6.8	連続雨量80mm以上	路肩決壊 土砂崩落 落石
甲府精進湖線	〃	055-224-1667	右左口町字宿～梯町	8.3	連続雨量40mm以上	路肩決壊 土砂崩落 沢崩れ

4　県営林道

路線名	管理事務所	電話番号	規制区間		規制条件（通行止）	気象等観測所
			区間	延長(m)		
野猿谷	中北林務環境事務所	0551-23-3863	林道起点～林道終点	2,502	連続雨量50mm以上 時間雨量10mm以上	ホッチ峠
荒川	〃	〃	林道起点～甲府市境	8,499	連続雨量50mm以上 時間雨量10mm以上	ホッチ峠
片山	〃	〃	林道起点～林道終点	840	連続雨量50mm以上 時間雨量10mm以上	甲府河川国道事務所
池ノ平	〃	〃	林道起点～林道終点	1,339	連続雨量50mm以上 時間雨量10mm以上	ホッチ峠

5.　県境における流入禁止規制

交通規制場所			
番号	路線名	規制地点	所轄警察署(隊)
1	中央自動車道	相模湖ＩＣ	高速隊
2	〃	小淵沢ＩＣ	〃
3	一般国道20号	上野原市上野原町境橋	上野原署
4	〃	北社市白州町国界橋	北社署
5	一般国道52号	南部町万沢甲駿橋	南部署
6	一般国道138号	山中湖村籠坂峠	富士吉田署
7	一般国道139号	富士河口湖町本栖県境	〃
8	一般国道141号	北社市高根町清里国境橋	北社署

6.　緊急輸送道路一覧

1　第１次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起　　終　　点	延長(km)
高速国道	-	中央自動車道(西宮線)	県内全線	100.3
一般国道(指定区間)	20	国道20号	東京都境～長野県境 大月BP現道部（駒橋交差点（大月市）～大月インター入口交差点（大月市））除く	100.3
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府南アルプス線（甲府市）～国道411号交点（甲府市） 上石田バイパス：貢川交番南交差点（甲府市）～貢川橋西詰（甲府市）含む 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点（富士川町）	54.0
一般国道(指定外)	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点（富士川町） 西関東連絡道路：桜井ランプ（甲府市）～岩手ランプ（山梨市）含む 西下条ランプ（甲府市）～落合西IC（甲府市）〔新山梨環状道路〕 国道20号重用区間0.5km:国道20号向町二交差点(甲府市)～国道20号上阿原交差点(甲府市)	56.9
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都境～国道52号交点(甲府市) 国道140号交点（甲府市）～甲府市道朝気通り交点（甲府市）	64.3
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道52号交点(甲府市)～甲府駅前(甲府市)	0.5
	29	甲府中央右左口線	韮崎南アルプス中央線交点（中央市）～国道358号交点（甲府市）〔新山梨環状道路〕	1.3
市町村道		和戸町竜王線	甲府市道朝気通り交点（甲府市）～池添梅ヶ坪線交点（甲府市）（城東バイパス）	0.2

2　第２次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	起　　　終　　　点	延長(km)
主要地方道	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～韮崎南アルプス中央線交点(中央市)〔昭和バイパス〕 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km:国道140号桃林橋南側交差点(中央市)～国道140号大正交差点東側交差点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km:国道20号国母交差点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡交点(甲府市)～韮崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	10.2
	6	甲府韮崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北社韮崎線交点(韮崎市)	16.7
	7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府韮崎線重用区間1.9km:甲府韮崎線交点(甲府市)～甲府韮崎線総合グラウンド入口交差点(甲府市)	8.2
	22	甲府笛吹線	全線	7.6
	29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	11.6
	31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府韮崎線交点(甲府市)	1.3
	34	白井甲州線	国道140号交点（甲府市）～国道411号交点（甲州市） 国道411号塩山バイパス西広門田交差点（甲州市）～西広門田交差点（甲州市） 狐川橋東交差点（笛吹市）～笛吹市道1-20号線交点（笛吹市） 塩山勝沼線交点（甲州市）～万力小屋敷線交点（甲州市）	19.4
	36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6
一般県道	104	天神平甲府線	甲府韮崎線交点(甲府市)～HANAZONOホスピタル(甲府市)	2.5
	106	中下条甲府線	甲府韮崎線交点(甲斐市)～甲府韮崎線交点(甲府市)	4.5
	113	甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央右左口線交点(甲府市) 国道358号重用区間2.8km:国道358号考古博物館交差点(甲府市)～国道358号右左口町(甲府市)	8.0
	117	小瀬スポーツ公園線	全線	1.4
市　　道		小瀬町1号線	小瀬スポーツ公園線交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
		小瀬町2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
		富士見中線	甲府山梨線交点(甲府市)～朝日荒川線交点(甲府市)	0.3
		朝日荒川線	富士見中線交点(甲府市)～三味道村上線交点(甲府市)	2.9

3　市指定緊急輸送道路

番号	路線名	路線番号	番号	路線名	路線番号
1	紅梅南通り線(一部)	109	31	高畑富竹新田線(一部)	524
2	錦穴切線	62	32	増坪1号線	1004
3	朝日西青沼線	73	33	増坪上町線	763
4	富士見通り線(一部)	698	34	住吉寺前線(一部)	619
5	飯田(C)線	473	35	上町3号線	887
6	飯田(1)線	474	36	小瀬町1号線	755
7	飯田春日線(一部)	60	37	小瀬2号線	937
8	荒川左岸1号線	709	38	新平和橋線	1065
9	荒川西河原線	998	39	荒川西通り線(一部)	1123
10	長松寺荒川線	736	40	高畑二日市場線(一部)	564
11	貢川千塚境線(一部)	461	41	宮原円満寺線(一部)	678
12	下河原長塚線	863	42	宮原工業団地線	1225
13	竜王下河原長塚線	523	43	国母工業団地10号線	995
14	池添梅ヶ坪線	281	44	国母昭和線	1253
15	善光寺蓬沢線(一部)	275	45	大里国母線(一部)	676
16	里吉里垣線	634	46	国母工業団地8号線	993
17	酒折国玉(1)線	695	47	国母工業団地3号線	907
18	甲運8号線(一部)	648	48	大鎌田二川線	674
19	上阿原新田七沢線	631	49	穏池1号線	929
20	三吉朝気線	169	50	下条落合線(一部)	628
21	里吉向線(一部)	630	51	小曲町中線(一部)	1309
22	上阿原3号線	1159	52	宿・下曽根線（一部）	2011
23	湯田住吉線	114	53	一丁田長門田線（一部）	2009
24	魚町街道線	612			
25	畔増坪線	613			
26	高畑西条線	574			
27	南西1号線	806			

28	千秋橋高畑線	1307			
29	南西2号線	807			
30	悠紀田本線(一部)	526			

7.　ヘリポートの種類と基準

1　ヘリポートの種類

(1)　公共用ヘリポート（常設の不特定多数のヘリコプターの離着陸及び運用が可能）

(2)　非公共用ヘリポート（警察、消防等が設置する、特定のヘリコプターの離着陸が可能）

(3)　飛行場外離着陸場

ア　場外離着陸場

緊急時以外の平常時にも離着陸が行えるよう、事前に国土交通大臣に許可を得た場所。

イ　緊急離着陸場

災害時の活動に離着陸を行うため、予め安全を確認した場所。

2　基準

(1)飛行場外離着陸場

離着陸地帯	位置及び方向	不慮の事故に備え、物件等に危害や損傷等を与えることなく不時着できる経路が確保されていること。
	長さ及び幅	ヘリコプターの全長及び全幅以上であること。
	表　面	平坦もしくは最大勾配 5%以下で、航空機の運航に耐え得る強度を有するもの。
進入区域及び進入表面	別図 1 のとおり。進入表面の勾配は、離陸方向に 8 分の 1 以下、着陸方向に 4 分の 1 以下とし、表面上に出る高さの物件等がないこと。	
転移表面	別図 1 のとおり。表面上に出る高さの物件等がないこと。	

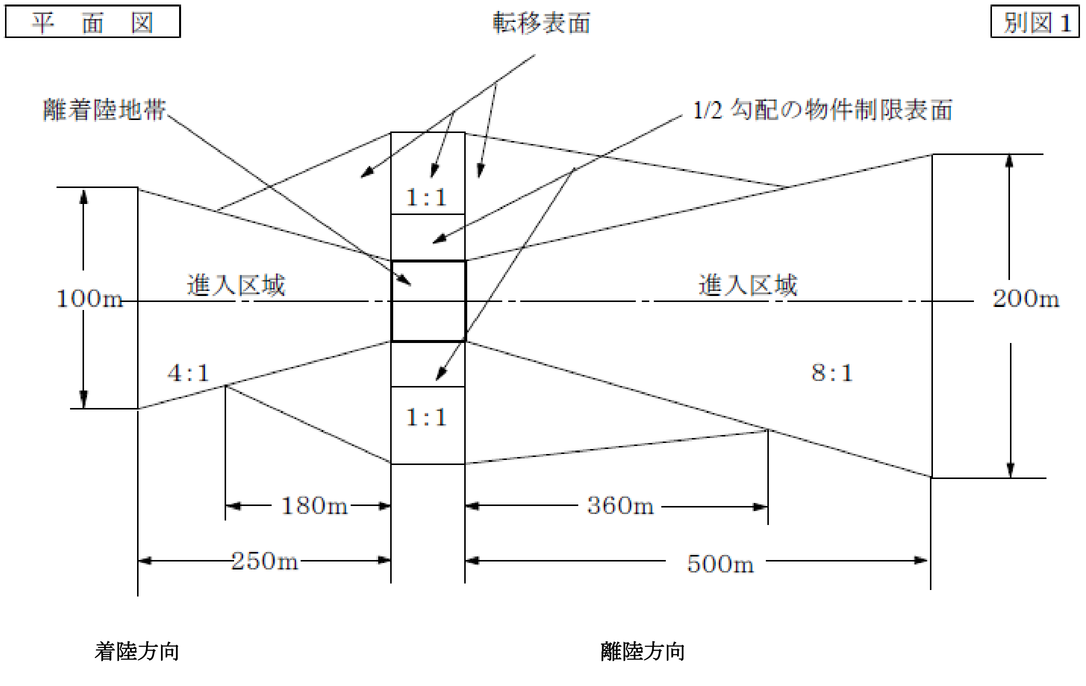

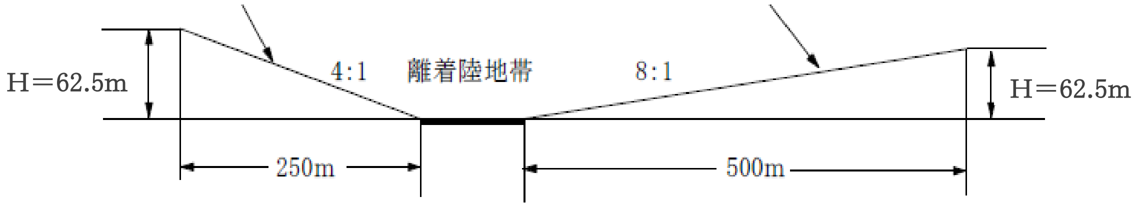

転移表面断面図

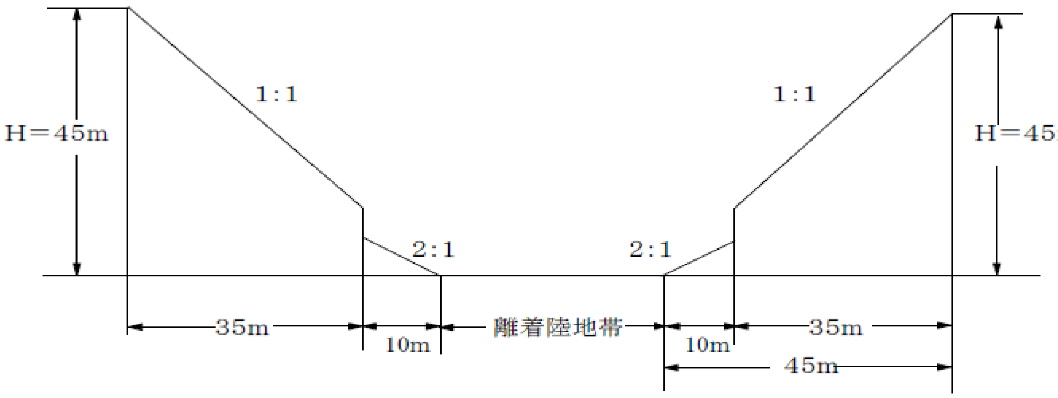

(2) 緊急離着陸場

離着陸地帯	位置及び方向	周囲の環境条件により 15m以上の高さを限度とする別図 2 の仮想離着陸地帯を設定することができる。
	長さ及び幅	ヘリコプターの全長に 20mを加えた数値以上とする。
	接置帯	平坦もしくは最大勾配 5%以下で、航空機の運航に耐え得る強度を有するもの。
進入区域 及び進入表面	別図 2 のとおり。進入表面の勾配は、離陸・着陸方向とも 4 分の 1 以下とし、表面上に出る高さの物件等がないこと。	
転移表面	設定はない	

平 面 図

別図 2

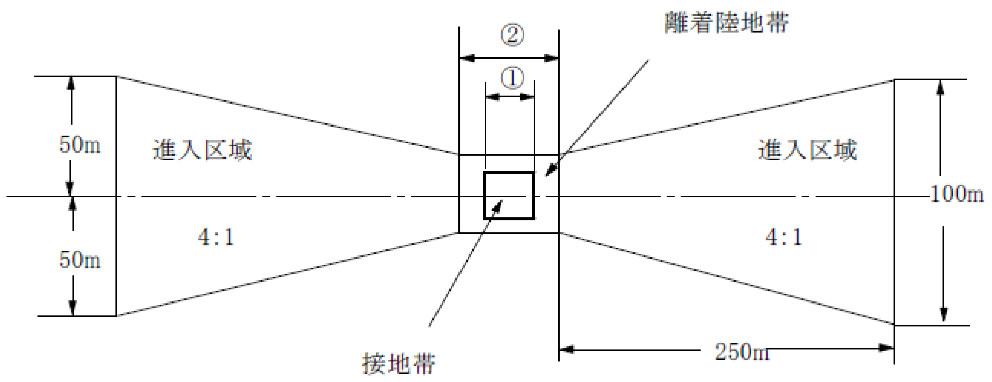

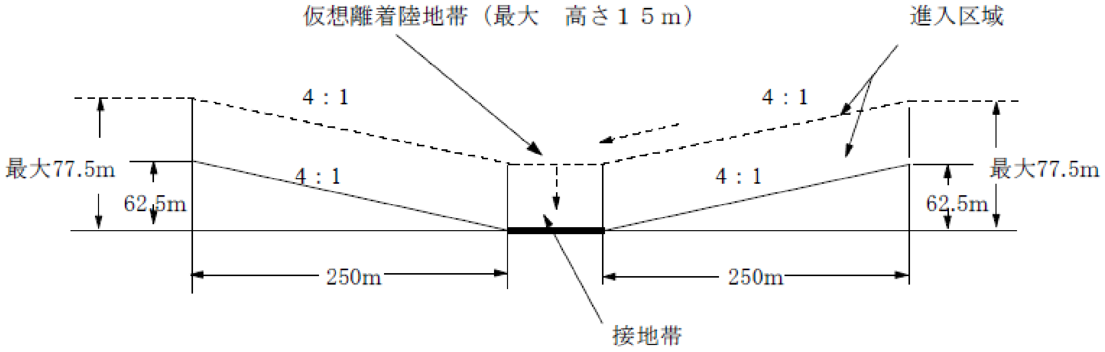

※土地の所有者又は管理者と調整を行なう中、用地確保に努める。

8.　離着陸場一覧（消防防災ヘリコプター）

1　場外離着陸場

離　着　陸　場	所　在　地	散水	着　陸　帯
小瀬スポーツ公園補助競技場	小瀬町840	否	芝生
甲府市荒川河川敷緑地公園 （飯豊橋下流左岸）	相生1丁目、3丁目、荒川左岸	否	草地
山梨県庁防災新館	丸の内1丁目6-1	否	コンクリート

2　緊急離着陸場

離　着　陸　場	所　在　地	散水	着　陸　帯
曽根丘陵公園芝生広場	下向山町1271	要	転圧地
市立甲府病院	増坪町366	否	コンクリート
甲府市荒川河川敷 （音羽橋下流右岸）	荒川1丁目222-2	否	草地
緑が丘スポーツ公園陸上競技場	緑が丘2丁目8-1	否	芝生

9.　公共建築物屋上番号表示一覧表

表記番号	拠点施設名	所在地	緯度(北緯)	経度(東経)	施工年度等
01	東小学校	朝気1丁目14-1	35.38.53	138.35.09	H23
02	里垣小学校	善光寺2丁目7-1	35.41.00	138.38.00	H18
03	甲運小学校	川田町65-2	35.40	138.37.00	H22
04	玉諸小学校	上阿原町491	35.38.34	138.36.32	H18
05	善誘館小学校	朝気1丁目2-52	35.39.23	138.35.05	H25
06	湯田小学校	湯田1丁目8-1	35.38.00	138.35.00	H18
07	伊勢小学校	伊勢2丁目16-1	35.38.31	138.34.14	H18
08	国母小学校	国母4丁目1-10	35.38.00	138.33.00	H20
09	山城小学校	上今井町474-2	35.37.24	138.34.52	H20
10	大里小学校	大里町3785-2	35.37.09	138.37.06	H18

11	大国小学校	後屋町150	35.37.32	138.34.08	H25 シート対応
12	中道南小学校	下向山町4366	35.34.27	138.35.12	H19
13	中道北小学校	上曽根町3368-36	35.36.08	138.35.14	R2
14	甲府市南庁舎（旧相生小学校、健康支援センター）	相生2丁目17-1	35.39.21	138.34.15	H26
15	甲府市西庁舎（旧穴切小学校）	宝2丁目8-19	35.39.47	138.33.37	H27
16	石田小学校	上石田3丁目6-31	35.38.59	138.33.37	H20
17	池田小学校	長松寺町7-1	35.39.48	138.37.39	H23
18	新田小学校	新田町12-28	35.38.49	138.37.39	H18
19	貢川小学校	貢川本町8-1	35.39	138.32	H23
20	北新小学校	北新1丁目5-1	35.40	138.34	H23
21	相川小学校	古府中町1501	35.41	138.34	H23
22	千塚小学校	千塚1丁目2-16	35.41.00	138.32.00	H23
23	羽黒小学校	羽黒町527	35.41.16	138.32.50	H18
24	千代田小学校	下帯那町3034-2	35.43.34	138.34.34	H25 シート対応
25	舞鶴小学校	丸の内2丁目35-5	35.39.35	138.33.55	H18
26	富士川悠遊館	中央3丁目3-1	35.39.48	138.34.32	H26 シート対応
27	朝日小学校	塩部1丁目4-1	35.40.09	138.33.38	H23
28	新紺屋小学校	武田1丁目3-34	35.40.01	138.30.04	H18
29	東部市民センター	和戸町955-1	35.39.09	138.36.58	H26
30	東中学校	東光寺2丁目8-1	35.39.49	138.35.09	H26
33	南中学校	湯田2丁目21-24	35.38.36	138.34.28	H26
34	南西部市民センター	国母6丁目4-2	35.38.14	138.33.18	H26
35	上条中学校	古上条町95	35.37.45	138.33.24	H26
36	甲府商業高等学校	上今井町300	35.62.72	138.57.49	H27
38	環境センター管理棟	上町601-4	35.37.41	138.35.46	H27 シート対応
39	城南中学校	大里町2590-1	35.37.09	138.34.08	H27
40	南部市民センター	下今井町15	35.36.50	138.34.47	H27 シート対応
41	笛南中学校	下曽根町270	35.35.21	138.34.32	H27
42	中道スポーツ広場体育館	下向山町946	35.35.21	138.35.21	H27 シート対応
43	上九の湯ふれあいセンター	古関町1158	35.31.51	138.36.35	H26

44	西中学校	飯田5丁目13-１	35.39.03	138.33.26	H27
45	南西中学校	上石田4丁目10-8	35.38.41	138.33.25	H27
48	富竹中学校	富竹4丁目5-8	35.39.22	138.32.10	H27 シート対応
49	貢川福祉センター	徳行3丁目12-1	35.38.50	138.32.29	H27 シート対応
50	西部市民センター	長松寺町12—30	35.66.51	138.54.00	H28
51	北中学校	大和町4-35	35.69.18	138.52.91	H28
53	北東中学校	大手2丁目4-18	35.40.44	138.34.50	H28
54	山宮福祉センター	山宮町383-1	35.69.66	138.52.67	H28
55	北西中学校	山宮町538	35.41.16	138.32.00	H28
56	北部市民センター	湯村3丁目5-20	35.68.04	138.55.01	H28 シート対応
58	北東部市民センター	武田3丁目1-6	35.68.08	138.58.37	H28 シート対応
59	甲府市役所南庁舎別館	相生2丁目17-1	35.65.64	138.56.59	H28
60	中央部市民センター	丸の内3丁目26-16	35.66.08	138.56.32	H28
61	山梨県自治会館	蓬沢一丁目15-35	35.38.31	138.34.42	H29
市	市役所本庁舎	丸の内1丁目18-1	35.40	138.35	H23
災	総合市民会館	青沼3丁目5-44	35.38.57	138.34.42	H18

10. 防災行政用無線一覧

1　無線種別及び免許番号一覧

無線局の種別	識別信号	免許番号
固定局	ぼうさいこうふ	関固第24575号
固定局	ぼうさいこうふおびなやまちゅうけい	関固第24576号
固定局	ぼうさいこうふしゃかがたけちゅうけい	関固第24577号
固定局	ぼうさいこうふたかなりちゅうけい	関固第24578号
固定局	ぼうさいこうふはぐろちゅうけい	関固第24728号
基地局	ぼうさいこうふ	関基第571706号
基地局	ぼうさいこうふおびなやま	関基第571707号
基地局	ぼうさいこうふしゃかがたけ	関基第571708号
基地局	ぼうさいこうふたかなり	関基第571709号
陸上移動局	ぼうさいこうふ101～951	関移第20618412号～関移第20670815号

2　同報系無線子局(放送塔設置一覧)

№.	地区	子局名称	住所
1	宮本	市民いこいの里	黒平町 30
2	宮本	下黒平公会堂	黒平町 839-1
3	山城	けやき医院	上町 344
4	宮本	御岳公会堂	御岳町 2368-2
5	宮本	草鹿沢公会堂	草鹿沢町 376
6	宮本	甲府地区消防本部中央消防署宮本出張所	猪狩町 426-1

7	能泉	能泉連絡所	高成町 1010
8	能泉	高成町公民館	高成町 184
9	能泉	細草神社　西	竹日向町 989
10	千代田	平瀬町平瀬	平瀬町 1523
11	千代田	消防団千代田分団平瀬詰所	平瀬町 1067
12	千代田	平瀬町上野公民館	平瀬町 1944
13	千代田	千代田小学校	下帯那町 3034-2
14	千代田	上帯那町公民館　東	上帯那町 694
15	千代田	下帯那町公民館	下帯那町 2005
16	千代田	白山荘第 2 駐車場北	下帯那町 270-4
17	千代田	天神森市営駐車場　西	平瀬町 3207
18	相川	北部コミュニティ防災センター	岩窪町 261
19	相川	北東中学校	大手 2 丁目 4-18
20	相川	相川小学校	古府中町 1501
21	相川	広小路公会堂	屋形 1 丁目 8-17
22	相川	小松橋　東	小松町 142
23	相川	和田町公会堂	和田町 2836
24	相川	小松チビッコ広場	小松町 625-12
25	相川	塚原町公民館	塚原町 540
26	相川	日影公会堂	古府中町 2945
27	相川	下積翠寺町公民館	下積翠寺町 1012
28	相川	上積翠寺町公民館	上積翠寺町 513
29	相川	山梨県歯科医師会駐車場	屋形 2 丁目 2304-3
30	北新	梅屋敷公会堂	天神町 326-1
31	北新	山梨県立甲府第一高等学校第二グラウンド	美咲 2 丁目 12
32	北新	北嶺荘 1 号棟　南西	北新 1 丁目 5-1
33	北新	緑が丘公会堂	緑ヶ丘 1 丁目 17-3
34	北新	法泉寺　南	緑ヶ丘 2 丁目 2508-1
35	北新	北中学校	大和町 4-35
36	北新	緑が丘スポーツ公園船出広場	緑が丘 2 丁目 8-1
37	羽黒	羽黒町窪　チビッ子広場	羽黒町 1210-11
38	羽黒	羽黒小学校	羽黒町 527
39	羽黒	山宮町チビッ子広場	山宮町 1774-15
40	羽黒	龍源寺	羽黒町 34-1
41	羽黒	青松院（千代田霊園）	山宮町 3314
42	羽黒	山宮団地内遊園地	山宮町 2700
43	羽黒	大宮神社(山宮西町公民館)	山宮町 2913
44	羽黒	福寿院	山宮町 785
45	羽黒	北西中学校	山宮町 538
46	千塚	千塚北町公会堂	千塚 5 丁目 9-26
47	千塚	千塚上町公会堂	千塚 4 丁目 5-28
48	千塚	千塚小学校	千塚 1 丁目 2-16
49	千塚	加牟那塚古墳	千塚 3 丁目 7
50	千塚	北公民館	湯村 3 丁目 5-20
51	千塚	私立和泉愛児園	湯村 3 丁目 12-13
52	千塚	国土交通省富士川砂防事務所	富士見 2 丁目 12-16
53	千塚	県営住宅千塚南団地	富士見 1 丁目 21
54	池田	消防団池田分団詰所	池田 1 丁目 1
55	池田	池田小学校	長松寺町 7-1

56	池田	山梨県立城西高等学校	下飯田 1 丁目 9-1
57	池田	山梨県営貢川団地 43 号館　南	下河原町 3
58	池田	荒川一丁目 8 番地付近	荒川 1 丁目 281
59	池田	池田三丁目自治会館	池田 3 丁目 13-20
60	池田	池田公園	新田町 308-2
61	池田	新田小学校	新田町 12-28
62	池田	山梨県立甲府支援学校	下飯田 2 丁目 10-3
63	池田	下飯田住宅公会堂	下飯田 3 丁目 11-7
64	朝日	朝日公園	朝日 2 丁目 19
65	朝日	朝日小学校	塩部 1 丁目 4-1
66	朝日	すみれ保育園　西	塩部 4 丁目
67	朝日	湯村自動車学校	塩部 2 丁目 2-15
68	朝日	北塩部公会堂（神明神社）	塩部 1 丁目 15-12
69	新紺屋	私立しらゆり幼稚園	大手 2 丁目 2-39
70	新紺屋	新紺屋小学校	武田 1 丁目 3-34
71	新紺屋	新紺屋消防会館	武田 3 丁目 4-38
72	新紺屋	北東公民館	武田 3 丁目 1-6
73	新紺屋	愛宕町教会	北口 3 丁目 4-25
74	穴切	市役所西庁舎（旧穴切小学校）	宝 2 丁目 8-19
75	穴切	株式会社ﾜｲ・ｼｰ・ｼｰ	飯田 3 丁目 1-2
76	穴切	飯田宮組公民館	飯田 4 丁目 9-9
77	穴切	相川三之橋　北	飯田 5 丁目 661-1
78	穴切	YCC 県民文化ホール	寿町 21-1
79	穴切	西中学校	飯田 5 丁目 13-1
80	穴切	まちの杜 94 号公園	宝 1 丁目 41-14
81	春日	舞鶴小学校	丸の内 2 丁目 35-5
82	春日	セレオ甲府	丸の内 1 丁目 1-8
83	春日	旧甲府市社会教育センター	丸の内 1 丁目 12-1
84	春日	甲府役所本庁舎	丸の内 1 丁目 18-1
85	富士川	富士川悠遊館	中央 3 丁目 3-1
86	富士川	私立山梨英和中学校	愛宕町 112
87	富士川	柳町大神宮	中央 4 丁目 470-1
88	富士川	秋葉神社	中央 5 丁目 5-28
89	富士川	甲斐奈神社	中央 3 丁目 7-11
90	琢美	市立図書館	城東 1 丁目 12-33
91	琢美	善誘館小学校	朝気 1 丁目 2-52
92	琢美	池添神社	城東 3 丁目 16-12
93	東	池添ポンプ場	朝気 2 丁目 1-20
94	東	東小学校	朝気 1 丁目 14-1
95	東	NTT 朝気ビル㈱NTT-ME 山梨支店	朝気 3 丁目 21-15
96	東	青葉スポーツ広場	青葉町 19-1
97	湯田	総合市民会館	青沼 3 丁目 5-44
98	湯田	湯田小学校	湯田 1 丁目 8-1
99	湯田	NTT 東日本 山梨支店	青沼 1 丁目 12-13
100	湯田	遊亀公園	太田町 10-1
101	湯田	旧甲府市役所南庁舎 2 号館	幸町 15-1
102	湯田	南中学校	湯田 2 丁目 21-24
103	相生	旧相生小学校	相生 2 丁目 17-1
104	相生	甲府市役所南庁舎別館	相生 1 丁目 9-7

105	伊勢	伊勢小学校	伊勢 2 丁目 16-1
106	伊勢	伊勢チビッコ広場	伊勢 4 丁目 35
107	伊勢	ほがらかチビッコ広場	住吉 3 丁目 9
108	伊勢	東部ポンプ場	住吉 3 丁目 28-1
109	伊勢	住吉病院駐車場	住吉 4 丁目 10-32
110	伊勢	曙自治会倉庫前	住吉 5 丁目 12
111	伊勢	南中学校第二グラウンド	住吉 1 丁目 1
112	石田	石田小学校	上石田 3 丁目 6-31
113	石田	南西第三公園	下石田 2 丁目 8
114	石田	飯豊橋南側緑地帯	上石田 2 丁目 14
115	石田	元宮住吉神社	高畑 1 丁目 15-33
116	石田	高畑南西自治会館	高畑 2 丁目 13-2
117	貢川	貢川小学校	貢川本町 8-1
118	貢川	上石田北部公会堂	上石田 1 丁目 9-13
119	貢川	西部コミュニティ防災センター	富竹 2 丁目 2-27
120	貢川	南西第二公園	貢川本町 14
121	貢川	富竹西部公会堂	富竹 3 丁目 4-1
122	貢川	竜源寺	貢川 2 丁目 15-26
123	貢川	私立貢川幼稚園	徳行 1 丁目 14-25
124	貢川	徳行五丁目児童公園	徳行 5 丁目 12
125	貢川	徳行二丁目児童公園	徳行 2 丁目 16
126	貢川	徳行立体北交差点　北	徳行 3 丁目 1033-4
127	国母	国母小学校	国母 4 丁目 1-10
128	国母	駒形住宅マルニ倉庫　西	国母 2 丁目 12
129	国母	高畑南部町民会館	高畑 3 丁目 5-1
130	国母	いいづか医院　北	国母 1 丁目 712-3
131	国母	国母住宅公園	国母 5 丁目 13
132	国母	地方卸売市場	国母 6 丁目 5-1
133	国母	上小河原東部チビッコ広場	国母 4 丁目 19
134	国母	常正院	国母 7 丁目 2-4
135	国母	国母八東自治会館	国母 8 丁目 12
136	国母	古上条公民館	古上条町 544
137	国母	古上条新友公園	古上条町 39-3
138	国母	後屋勤労者住宅なかよし公園	後屋町 172-5
139	国母	後屋本町公民館	後屋町 568
140	国母	上条中学校	古上条町 95
141	大里	大里小学校	大里町 3785-2
142	大里	高室町公会堂	高室町 724-1
143	大里	宮原町公民館	宮原町 1267
144	大里	古市場公民館	大里町 4395
145	大里	堀之内北公園	堀之内町 766
146	大里	窪中島公会堂	大里町 1346
147	大里	円満寺公民館	大里町 1664-1
148	大里	二日市場公会堂	大里町 2061
149	大里	瑞光寺	大里町 4066
150	大里	大里第一団地広場	大里町 3157
151	大里	大里第三団地	大里町 3031-5
152	大里	西下条八幡神社	西下条町 694-2
153	大里	広瀬神社	大津町 1394

154	山城	山城小学校	上今井町 474-2
155	山城	山梨職業能力開発促進センター	中小河原町 403-1
156	山城	甲府商業高等学校	上今井町 300
157	山城	上今井町公民館	上今井町 2427
158	山城	天津司神社	小瀬町 557
159	山城	鈴の宮神社	下鍛冶屋町 342
160	山城	落合町公民館	落合町 56
161	山城	小曲町公民館	小曲町 1266
162	山城	所有墓地	上今井町 2298
163	山城	中町公民館	中町 72-14
164	山城	さつきチビッコ広場	上今井町 1470-20
165	山城	熊野神社　南	中小河原 1 丁目 15
166	山城	山梨県立甲府南高等学校グラウンド　東	中小河原町 111-3
167	山城	日吉神社	住吉 5 丁目 23-8
168	山城	上町公民館	上町 1501
169	山城	熊野神社	増坪町 69
170	山城	下増坪公民館	増坪町 606
171	山城	西油川町消防会館	西油川町 277-1
172	山城	エレクター㈱	落合町 822-7
173	山城	市営山城南団地	東下条町 463
174	山城	杉本電気産業㈱	中小河原 1 丁目 1482-1
175	山城	山梨県小瀬スポーツ公園	小瀬町 840
176	山城	住吉区画整理第 2 公園	住吉 5 丁目 1
177	玉諸	玉諸小学校	上阿原町 491
178	玉諸	上阿原果実組合	上阿原町 819-2
179	玉諸	五本杉稲荷	国玉町 367
180	玉諸	玉諸神社	国玉町 1333
181	玉諸	河野モータース車両展示場	国玉町 943
182	玉諸	神明神社	蓬沢町 1126-1
183	玉諸	里吉公民館（長源寺）	里吉 2 丁目 10-9
184	玉諸	山梨県工業技術センター	里吉 3 丁目 9-1
185	玉諸	山梨農芸社　西	蓬沢 1 丁目 267-4
186	玉諸	市営里吉団地	里吉 2 丁目 4-1
187	玉諸	西高橋公民館	西高橋町 1
188	玉諸	七沢町公民館	七沢町 65-2
189	玉諸	上阿原本町果実組合	上阿原町 217-1
190	玉諸	社会福祉法人へいりん荘	向町 568
191	玉諸	㈱澤田屋本社工場	向町 375
192	里垣	里垣小学校	善光寺 2 丁目 7-1
193	里垣	東中学校	東光寺 2 丁目 8-1
194	里垣	東光寺東部チビッコ広場	東光寺 3 丁目 12
195	里垣	北原公会堂　南	善光寺町 2983
196	里垣	善光寺第四自治会公民会館	善光寺 1 丁目 16-3
197	里垣	大円 4 号橋　東	善光寺 3 丁目 2592-87
198	里垣	酒折本町公会堂	酒折 3 丁目 1-5
199	里垣	砂田川踏切　東	砂田町 9-3
200	里垣	山梨県立甲府東高等学校	酒折 1 丁目 17-1
201	里垣	酒折東部公会堂	酒折 2 丁目 5-13
202	甲運	甲運小学校	川田町 65-2

203	甲運	山梨県立青少年センター	川田町 517
204	甲運	第一川田橋　西	川田町 439
205	甲運	甲府ニュータウン 西	和戸町 55-2
206	甲運	特別養護老人ホーム桜井寮	桜井町 558
207	甲運	山梨中央自動車教習所　北東　畑	横根町宮の前 383-1
208	甲運	和戸町チビッコ広場	和戸町 353-10
209	甲運	横根町公会堂	横根町 683
210	甲運	三島神社	桜井町 1065
211	甲運	三ツ石果実組合	横根町 1182-300
212	甲運	山梨英和大学	横根町 888
213	中道	上宿　山崎方代生家跡	右左口町 75
214	中道	中宿集会所	右左口町 346
215	中道	下宿交差点　東	右左口町 3191
216	中道	中道南小学校	右左口町 4366
217	中道	五社神社　東	右左口町 4320-1
218	中道	善藤公民館　南	右左口町 1485-4
219	中道	安国寺　南	心経寺町 839-2
220	中道	不動阿原橋　南	心経寺町 231
221	中道	中畑公民館	中畑町 688
222	中道	諏訪神社　西	中畑町 209
223	中道	中道公民館向山分館	上向山町 40
224	中道	中道スポーツ広場	上向山町 938
225	中道	金沢バス停　南	下向山町 3389-1
226	中道	天神橋　南	下向山町 3969-1
227	中道	松本公民館　東	下向山町 1959
228	中道	白井町東集会所	白井町 581
229	中道	白井西区公民館	白井町 750
230	中道	中道北児童館	上曽根町 1890-1
231	中道	文殊稲荷大明神	上曽根町 7
232	中道	中村スポーツ広場	上曽根町 419
233	中道	上曽根下区公民館	上曽根町 2383
234	中道	宮下自治会集会所　南　グラウンド	上曽根町 2466
235	中道	下曽根中地域集会場	下曽根町 493
236	中道	下曽根西公民館	下曽根町 8
237	中道	間門川橋　北	下曽根町 1451-1
238	中道	飯室工業　北	下曽根町 3920
239	中道	食品工業団地協同組合会館	下曽根町 3440-3
240	中道	白山橋　西	下曽根町 3793-1
241	中道	龍華院　北	上曽根町 4029
242	上九一色	旧農産物直売所　南	梯町字向山 772-2
243	上九一色	旧古関・梯スポーツ公園広場	古関町 3714
244	上九一色	本郷集会所	古関町 3291
245	上九一色	平川火の見跡地	古関町 1591
246	上九一色	入野観音堂	古関町 2147
247	上九一色	上九一色出張所	古関町 1158
248	大里	北耕地ちびっこ広場	大里町字大北耕地 211-4
249	中道	中道北小学校	甲府市上曽根町 3368-36

3　移動系無線配置先一覧

	所管	携帯局	車載型	半固定局	可搬型(5W)	FAX	その他	合計
市長部局	市長室	5						5
	危機管理室	32				1	12	45
	総務部	2	15					17
	企画部	2						2
	市民部	12		1		2		15
	福祉部	10						10
	保健衛生部	1						1
	子ども未来部	11						11
	環境部	3						3
	産業部	10						10
	まちづくり部	16						16
	病院	1		1				2
	議会局	1						1
	上下水道局	7		1				8
	教育部	7						7
	消防本部	2		1				3
	小計	**122**	**15**	**4**		**3**	**12**	**156**
他	避難所			60				60
	自治会連合会	32						32
	三師会	18						18
	福祉協議会	1						1
	消防団	41						41
	日本ﾈｯﾄﾜｰｸｻｰﾋﾞｽ				1	1		2
	エフエム甲府				1	1		2
	小　計	**92**	**0**	**60**	**2**	**2**	**0**	**156**
	合　計	**214**	**15**	**64**	**2**	**5**	**12**	**312**

4　番号一覧

No.	局種	局名	呼出番号	No.	局種	局名	呼出番号
1	遠隔制御	災害対策本部(1)	202	51	携帯局	防災(19)甲府市医師会貸出用	230
2	遠隔制御	災害対策本部(2)	203	52	携帯局	防災(20)甲府市医師会貸出用	231
3	遠隔制御	災害対策本部(3)	204	53	半固定局	山梨県自治会館	232
4	遠隔制御	災害対策本部(4)	205	54	携帯局	防災協定(1)	240
5	遠隔制御	災害対策本部(5)	206	55	携帯局	防災協定(2)	241
6	遠隔制御	災害対策本部(6)	207	56	携帯局	防災協定(3)	242
7	携帯局	市長室(2)	104	57	携帯局	防災協定(4)	243
8	携帯局	市長公室	105	58	携帯局	防災協定(5)	244
9	携帯局	総務部(1)	300	59	携帯局	防災協定(6)	245
10	携帯局	総務部(2)	301	60	携帯局	防災協定(7)	246
11	半固定局	旧相生仮本庁舎	857	61	携帯局	防災協定(8)	247
12	半固定局	甲府市役所南庁舎別館	858	62	携帯局	防災協定(9)	248
13	車載型	市長車	111	63	携帯局	防災協定(10)	249
14	車載型	副市長車	112	64	半固定局	甲府東高等学校	804
15	車載型	副市長車	113	65	半固定局	甲府城西高等学校	814
16	車載型	車両(1)防災	302	66	半固定局	甲府西高等学校	815

17	車載型	車両(2)防災	303	67	半固定局	甲府南高等学校	828
18	車載型	車両(3)危機管理	304	68	半固定局	甲府第一高等学校	841
19	車載型	車両(4)危機管理	305	69	半固定局	甲府工業高等学校	854
20	車載型	車両(5)供用車	306	70	携帯局	市民 (1)	340
21	車載型	車両(6)供用車	307	71	携帯局	市民 (2)	341
22	車載型	車両(7)中道支所	308	72	携帯局	市民 (3)	342
23	車載型	車両(8)上九出張所	309	73	携帯局	市民 (4)	343
24	車載型	車両(9)道路河川	310	74	携帯局	市民 (5)	344
25	車載型	車両(10)道路河川	311	75	半固定局	中道支所(1)	345
26	車載型	車両(11)林政	312	76	携帯局	中道支所(2)	346
27	車載型	車両(12)林政	313	77	携帯局	中道支所(3)	347
28	携帯局	企画(1)	320	78	FAX	中道支所ＦＡＸ	345
29	携帯局	企画(2)	321	79	半固定局	上九一色出張所(1)	839
30	携帯局	議会局	330	80	携帯局	上九一色出張所(2)	348
31	携帯局	危機管理監	210	81	携帯局	上九一色出張所(3)	349
32	携帯局	危機管理室	211	82	FAX	上九一色出張所FAX	839
33	携帯局	防災(1)	212	83	携帯局	宮本連絡所	350
34	携帯局	防災(2)	213	84	携帯局	能泉連絡所	351
35	携帯局	防災(3)	214	85	携帯局	千代田連絡所	352
36	携帯局	防災(4)	215	86	半固定局	富士川悠遊館	852
37	携帯局	防災(5)	216	87	携帯局	自治会連合会事務局	401
38	携帯局	防災(6)	217	88	携帯局	琢美自治会連合会	402
39	携帯局	防災(7)	218	89	携帯局	東自治会連合会	403
40	携帯局	防災(8)	219	90	携帯局	里垣自治会連合会	404
41	携帯局	防災(9)	220	91	携帯局	玉諸自治会連合会	405
42	携帯局	防災(10)	221	92	携帯局	甲運自治会連合会	406
43	携帯局	防災(11)	222	93	携帯局	穴切自治会連合会	407
44	携帯局	防災(12)	223	94	携帯局	貢川自治会連合会	408
45	携帯局	防災(13)	224	95	携帯局	石田自治会連合会	409
46	携帯局	防災(14)	225	96	携帯局	池田自治会連合会	410
47	携帯局	防災(15)	226	97	携帯局	新田自治会連合会	411
48	携帯局	防災(16)	227	98	携帯局	湯田自治会連合会	412
49	携帯局	防災(17)	228	99	携帯局	伊勢自治会連合会	413
50	携帯局	防災(18)	229	100	携帯局	国母自治会連合会	414

№.	局種	局名	呼出番号	№.	局種	局名	呼出番号
101	携帯局	山城自治会連合会	415	151	携帯局	社会福祉協議会	255
102	携帯局	大里自治会連合会	416	152	携帯局	中央保育所	531
103	携帯局	大国自治会連合会	417	153	携帯局	北新保育所	532
104	携帯局	住吉自治会連合会	418	154	携帯局	甲運第1保育所	533
105	携帯局	中道自治会連合会	419	155	携帯局	玉諸保育所	534
106	携帯局	上九一色自治会連合会	420	156	携帯局	中道保育所	535
107	携帯局	北新自治会連合会	421	157	携帯局	光風寮	536
108	携帯局	相川自治会連合会	422	158	携帯局	玉諸福祉センター	537
109	携帯局	千塚自治会連合会	423	159	携帯局	相川福祉センター	538
110	携帯局	羽黒自治会連合会	424	160	半固定局	貢川福祉センター	818
111	携帯局	市役所予備機	425	161	半固定局	山宮福祉センター	847
112	携帯局	市役所予備機	426	162	携帯局	環境(1)	540
113	携帯局	宮本自治会連合会	427	163	携帯局	環境(2)	541
114	携帯局	富士川自治会連合会	428	164	携帯局	環境(3)	542
115	携帯局	相生自治会連合会	429	165	半固定局	環境センター管理棟	830
116	携帯局	春日自治会連合会	430	166	携帯局	産業部(1)	543

117	携帯局	新紺屋自治会連合会	431	167	携帯局	産業部(2)	544
118	携帯局	朝日自治会連合会	432	168	携帯局	産業部(3)	545
119	携帯局	子ども未来(1)	500	169	携帯局	林政課(1)	550
120	携帯局	子ども未来(2)	501	170	携帯局	林政課(2)	551
121	携帯局	福祉(1)	502	171	携帯局	林政課(3)	552
122	携帯局	福祉(2)	503	172	携帯局	林政課(4)	553
123	携帯局	福祉(3)	504	173	携帯局	林政課(5)	554
124	携帯局	福祉(4)	505	174	携帯局	マウントピア黒平	555
125	携帯局	福祉(5)	506	175	携帯局	市場	546
126	携帯局	子ども未来(3)	507	176	携帯局	まちづくり部(1)	560
127	携帯局	子ども未来(4)	508	177	携帯局	まちづくり部(2)	561
128	携帯局	中央部幼児教育センター	509	178	携帯局	まちづくり部(3)	562
129	携帯局	北部幼児教育センター	510	179	携帯局	まちづくり部(4)	563
130	携帯局	福祉(6)	512	180	携帯局	まちづくり部(5)	564
131	携帯局	保健衛生部	511	181	携帯局	まちづくり部(6)	565
132	携帯局	救急センター	520	182	携帯局	まちづくり部(7)	566
133	携帯局	甲府市医師会(1)	521	183	携帯局	まちづくり部(8)	567
134	携帯局	甲府市医師会(2)	522	184	携帯局	まちづくり部(9)	568
135	携帯局	甲府市医師会(3)	523	185	携帯局	まちづくり部(10)	569
136	携帯局	甲府市医師会(4)	524	186	携帯局	道路河川課(1)	570
137	携帯局	甲府市医師会(5)	525	187	携帯局	道路河川課(2)	571
138	携帯局	甲府市医師会(6)	526	188	携帯局	道路河川課(3)	572
139	携帯局	甲府市医師会(7)	527	189	携帯局	道路河川課(4)	573
140	携帯局	甲府市医師会(8)	528	190	携帯局	道路河川課(5)	574
141	携帯局	甲府市医師会(9)	529	191	携帯局	動物園	575
142	携帯局	甲府市医師会(10)	530	192	半固定局	穴切庁舎	809
143	携帯局	甲府市医師会(11)	250	193	携帯局	病院長	580
144	携帯局	甲府市医師会(12)	256	194	半固定局	市立甲府病院(1)	581
145	携帯局	甲府市歯科医師会(1)	251	195	携帯局	上下水道局事業管理者	611
146	携帯局	甲府市歯科医師会(2)	252	196	半固定局	上下水道局(1)	610
147	携帯局	甲府市歯科医師会(3)	257	197	携帯局	上下水道局(2)	612
148	携帯局	甲府市薬剤師会(1)	253	198	携帯局	上下水道局(3)	613
149	携帯局	甲府市薬剤師会(2)	254	199	携帯局	上下水道局(4)	614
150	携帯局	甲府市薬剤師会(3)	258	200	携帯局	平瀬浄水場	620
No.	局種	局名	呼出番号	No.	局種	局名	呼出番号
201	携帯局	大津浄化センター	621	252	半固定局	新紺屋小学校	855
202	携帯局	住吉ポンプ場	622	253	半固定局	北東部市民センター	856
203	携帯局	教育長	600	254	半固定局	中央部市民センター	859
204	携帯局	教育(1)	601	255	携帯局	消防長	900
205	携帯局	教育(2)	602	256	携帯局	消防団長	901
206	携帯局	図書館	603	257	携帯局	西方面隊長	902
207	携帯局	甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	604	258	携帯局	消防副団長	903
208	携帯局	商科専門学校	605	259	携帯局	南方面隊長	904
209	携帯局	総合市民会館	606	260	携帯局	北方面隊長	905
210	半固定局	東小学校	801	261	携帯局	中道上九方面隊長	906
211	半固定局	里垣小学校	802	262	携帯局	消防副団長	907
212	半固定局	東中学校	803	263	携帯局	消防副団長	908
213	半固定局	甲運小学校	805	264	携帯局	富士川分団長	909
214	半固定局	東部市民センター	806	265	携帯局	琢美分団長	910
215	半固定局	玉諸小学校	807	266	携帯局	東方面隊長（相生分団長兼務）	911
216	半固定局	善誘館小学校	808	267	携帯局	新紺屋分団長	912

217	半固定局	西中学校	810	268	携帯局	穴切分団長	913
218	半固定局	石田小学校	811	269	携帯局	湯田分団長	914
219	半固定局	南西中学校	812	270	携帯局	春日分団長	915
220	半固定局	池田小学校	813	271	携帯局	伊勢分団長	916
221	半固定局	新田小学校	816	272	携帯局	朝日分団長	917
222	半固定局	富竹中学校	817	273	携帯局	里垣分団長	918
223	半固定局	貢川小学校	819	274	携帯局	相川分団長	919
224	半固定局	西部市民センター	820	275	携帯局	国母分団長	920
225	半固定局	湯田小学校	821	276	携帯局	貢川分団長	921
226	半固定局	伊勢小学校	822	277	携帯局	千塚分団長	922
227	半固定局	南中学校	823	278	携帯局	池田分団長	923
228	半固定局	国母小学校	824	279	携帯局	山城分団長	924
229	半固定局	南西部市民センター	825	280	携帯局	玉諸分団長	925
230	半固定局	上条中学校	826	281	携帯局	甲運分団長	926
231	半固定局	甲府商業高等学校	827	282	携帯局	千代田分団長	927
232	半固定局	山城小学校	829	283	携帯局	能泉分団長	928
233	半固定局	大里小学校	831	284	携帯局	宮本分団長	929
234	半固定局	城南中学校	832	285	携帯局	大里分団長	930
235	半固定局	大国小学校	833	286	携帯局	東分団長	931
236	半固定局	南部市民センター	834	287	携帯局	北新分団長	932
237	半固定局	中道南小学校	835	288	携帯局	羽黒分団長	933
238	半固定局	中道北小学校	836	289	携帯局	右左口分団長	934
239	半固定局	笛南中学校	837	290	携帯局	滝川分団長	935
240	半固定局	中道スポーツ広場	838	291	携帯局	下向山分団長	936
241	半固定局	北中学校	840	292	携帯局	白井分団長	937
242	半固定局	北新小学校	842	293	携帯局	上曽根分団長	938
243	半固定局	相川小学校	843	294	携帯局	下曽根分団長	939
244	半固定局	北東中学校	844	295	携帯局	上九一色分団長	940
245	半固定局	千塚小学校	845	296	半固定局	消防本部	950
246	半固定局	羽黒小学校	846	297	携帯局	消防団事務局	941
247	半固定局	北西中学校	848	298	携帯局	中央消防署	951
248	半固定局	千代田小学校	849	299	可搬型	日本ﾈｯﾄﾜｰｸｻｰﾋﾞｽ	700
249	半固定局	北部市民センター	850	300	ＦＡＸ	〃　ＦＡＸ	700
250	半固定局	舞鶴小学校	851	301	可搬型	エフエム甲府	763
251	半固定局	朝日小学校	853	302	ＦＡＸ	〃　ＦＡＸ	763

11.　上下水道局無線一覧

1　電波型式：F3E
2　周波数：153.61(MHz)
3　設置場所

局　種	設置場所	呼出番号	出力(W)	局数
基地局(固定)	上下水道局	こうふしじょうげすいどうきょく	10	1
〃　(半固定)	平瀬浄水場	こうふすいどう №30	10	1
〃　(半固定)	昭和浄水場	こうふすいどう №31	10	1
〃　(半固定)	浄化センター	こうふすいどう №12	5	1
移動局	局車両及び携帯機	こうふすいどう №1～77 (№12. №30. №31を除く)	5	74
合　　計　　局　　数				78

12.　市内無線局一覧

1　警察庁

局　　名	機　関　名	住　　所	通信範囲
山梨本部	山梨県警察本部 生活安全部通信指令課	丸の内1丁目6-1	県内
甲府	甲府警察署	中央1丁目10-1	県内
南甲府	南甲府警察署	中小河原町404-1	県内

2　国土交通省

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
建設甲府	甲府河川国道事務所	緑が丘1丁目10-1	16	全国
建設貢川	甲府河川国道事務所甲府出張所	富竹2丁目3-12	4	全国
建設富士川砂防	富士川砂防事務所	富士見2丁目12-16	6	全国

3　県防災行政用無線(半固定型:出力 5W)

局　　名	機　関　名	住　　所	無線局種別	通信範囲
防災山梨県	山梨県庁内	丸の内1丁目6-1	固定局	県内
防災北巨摩	北巨摩合同庁舎	韮崎市本町4丁目2-4	固定局	〃
防災小瀬	小瀬スポーツ公園	小瀬町840	固定局	〃
山梨008	甲府市役所	丸の内1丁目18-1	半固定局	〃
山梨036	甲府地区広域行政事務組合消防本部	伊勢3丁目8-23	半固定局	〃
山梨046	関東森林管理局山梨森林管理事務所	宮前町7-7	半固定局	〃
山梨047	関東財務局甲府財務事務所	丸の内1丁目1-18	半固定局	〃
山梨048	関東農政局山梨県拠点	丸の内1丁目1-18	半固定局	〃
山梨050	厚生労働省山梨労働局	丸の内1丁目1-11	半固定局	〃
山梨052	山梨県市長会	蓬沢1丁目15-35	半固定局	〃
山梨053	山梨県町村会	〃	半固定局	〃
山梨054	東日本旅客鉄道㈱ 甲府統括センター	丸の内1丁目1-8	半固定局	〃
山梨055	ＮＴＴ東日本㈱山梨支店	朝気3丁目21-15	半固定局	〃
山梨056	日本銀行甲府支店	中央1丁目11-31	半固定局	〃
山梨057	日本赤十字社山梨県支部	池田1丁目6-1	半固定局	〃

山梨058	日本放送協会甲府放送局	丸の内1丁目1-20	半固定局	〃
山梨061	日本通運㈱山梨支店	丸の内2丁目26-1	半固定局	〃
山梨062	東京電力パワーグリッド㈱ 山梨総支社	丸の内1丁目10-7	半固定局	〃
山梨063	東京ガス山梨㈱	北口3丁目1-12	半固定局	〃
山梨065	日本郵便株式会社 甲府中央郵便局	太田町6-10	半固定局	〃
山梨066	㈱山梨放送	北口2丁目6-10	半固定局	〃
山梨067	㈱テレビ山梨	湯田2丁目13-1	半固定局	〃
山梨068	㈱エフエム富士	川田町アリア105	半固定局	〃
山梨073	山梨県医師会	丸の内2丁目32-11	半固定局	〃
山梨074	山梨県エルピーガス協会	飯田1-4-4	半固定局	〃
山梨075	山梨県道路公社	丸の内2丁目14-3	半固定局	〃
山梨076	山梨県看護協会	東光寺2丁目25-1	半固定局	〃
山梨078	山梨県社会福祉協議会	北新1丁目2-12	半固定局	〃
山梨080	山梨県建築士会	丸の内1丁目14-19	半固定局	〃
山梨083	市立甲府病院	増坪町366	半固定局	〃
山梨095	山梨県緑が丘スポーツ公園	緑が丘2丁目8-1	半固定局	〃
山梨097	山梨県曽根丘陵公園	下向山町1271	半固定局	〃
山梨098	㈱岡島	丸の内1丁目21-15	半固定局	〃
山梨102	㈱オギノ	徳行1丁目2-18	半固定局	〃
山梨103	ＤＣＭくろがねや㈱	中小河原1丁目13-18	半固定局	〃
山梨104	生活協同組合 市民生協やまなし	落合町59-2	半固定局	〃
山梨105	生活協同組合 パルシステム山梨	古上条町225-1	半固定局	〃
山梨106	生活クラブ生活協同組合	増坪町477	半固定局	〃
山梨107	(一社)山梨県電設協会	住吉4丁目4-17	半固定局	〃
山梨108	(一社)山梨県消防設備協会	住吉1丁目1-11	半固定局	〃
山梨109	(一社)山梨県管工事協会	下石田2丁目30-25	半固定局	〃
山梨110	(一社)山梨県治山林道協会	武田1丁目2-5	半固定局	〃
山梨111	(一社)山梨県建設業協会	丸の内1丁目13-7	半固定局	〃

山梨112	(一社)山梨県警備業協会	宝1丁目21-20	半固定局	〃
山梨113	赤帽山梨 県軽自動車運送共同組合	徳行1丁目1-21	半固定局	〃
山梨115	(一社)山梨県産業廃棄物協会	中町219-9	半固定局	〃
山梨121	荒川ダム	川窪町972	半固定局	〃
山梨127	(一社) 甲府地区建設業協会	丸の内1丁目13-7	半固定局	〃
山梨135	(一社)山梨県測量設計業協会	中小河原町1612-3	半固定局	〃

4　水防・消防

局　　名	機　関　名	住　　所	通信範囲
消防山梨県	山梨県防災危機管理課	丸の内1丁目6-1	全国
水防山梨県本部	山梨県治水課	〃	〃

5　県林政部

局　　名	機　関　名	住　　所	通信範囲
林務甲府	中北林務環境事務所	韮崎市本町4-2-4	甲・東八・ 中巨・南ア

6　消防本部

局　名	非常 電源	執務 時間	所　在　地	機　関　名	通信 範囲	移動 局数	備考
甲府消防	有	常時	伊勢 3丁目8-23	甲府地区広域行政 事務組合消防本部	甲府地 区管内	無	基地局 1～4ch
甲府 県指揮1外	無	〃	〃	〃	〃	12	移動局
甲府消防長 携帯外	〃	〃	〃	〃	〃	15	携帯局
甲府中央 指揮外	〃	〃	丸の内 1丁目1-19	甲府中央消防署	〃	18	移動局 携帯局
甲府東部 ポンプ外	〃	〃	和戸町 1088-1	東部出張所	〃	4	〃
甲府武田 ポンプ外	〃	〃	屋形 3丁目7-17	武田出張所	〃	2	〃
甲府湯村 ポンプ外	〃	〃	湯村 3丁目3-38	湯村出張所	〃	3	〃
甲府宮本 ポンプ外	〃	〃	猪狩町 426-1	宮本出張所	〃	2	〃
甲府南 指揮外	〃	〃	伊勢 3丁目8-23	甲府南消防署	〃	22	〃
甲府貢川 ポンプ外	〃	〃	富竹 2丁目2-27	貢川出張所	〃	2	〃

甲府中道 ポンプ外	〃	〃	右左口町3187	中道出張所	〃	3	〃

7　ＮＴＴ東日本

局　　名	非常電源	執務電源	所在地	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
ひがしでんでんこうふ	有	常時	甲府市中央2-12-18	ＮＴＴ東日本株式会社	(055)237-0554	84	県内

8　日本赤十字

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
にっせきやまなし	日本赤十字社山梨県支部	池田1丁目6-1	21	県内
にっせき やまなし21外	山梨県赤十字血液センター	〃	13	〃
せきじゅうじ やまなし	日本赤十字社山梨県支部	〃	18	〃

9　ＮＨＫ

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
ＮＨＫ	ＮＨＫ甲府放送局	丸の内1丁目1-20	31	県内
ＮＨＫ甲府第2	〃	〃	11	〃

10　山梨放送

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
基地局・携帯局	株式会社山梨放送	北口2丁目6-10	8	県内
陸上移動局 （ハンディー）	〃	〃	17	〃
陸上移動局 （車載）	〃	〃	1	〃

11　テレビ山梨

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
ＵＴＹ本社	株式会社テレビ山梨	湯田2丁目13-1	15	県内
ＵＴＹ携帯本社	〃	〃	2	〃

12　富士急行

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
富士急甲府	富士急行山梨バス株式会社	上阿原町736-1	13	営業路線一円

13　東京ガス山梨

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
東ガス山梨	東京ガス山梨㈱	北口3丁目1-12	38	県内

14　綜合警備保障

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
綜警山梨	綜合警備保障株式会社 山梨支社	太田町8-1	13	県内

15　東京電力

局　　名	機　関　名	住　　所	移動局数	通信範囲
東電ＰＧ山梨支店	東京電力パワーグリッド㈱山梨通信ネットワークセンター	丸の内1丁目10-7		県内
東電ＰＧ甲府支社	〃	〃		〃
東電ＰＧ甲府工務	〃	〃	35	〃
東電ＰＧ甲府	〃	〃	47	〃
東電ＰＧ御岳	〃	〃	47	〃
東電ＰＧ帯那山	〃	〃		〃
東電ＰＧ御岳工務	〃	〃	35	〃
東電ＰＧ帯那山工務	〃	〃	35	〃

16　ＪＲ東海

局　　名	機　関　名	移動局数
静鉄南甲府	身延工務区	6

13.　衛星携帯電話配備場所一覧

No.	配　置　場　所	住　　所	配備年度
1	市長車	丸の内1丁目18-1	H17
2	上九一色出張所	古関町1158	H18
3	中道支所	下曽根1078-3	H18
4	マウントピア黒平	黒平町623-1	H19

5	防災企画課	丸の内1丁目18-1	H19
6	宮本連絡所	御岳町2359	H20
7	能泉連絡所	高成町1010	H20
8	千代田連絡所	下帯那町3054-4	H21
9	上黒平町自治会	黒平町129	H21
10	上積翠寺町自治会	上積翠寺町1713	H22
11	平瀬浄水場	平瀬町437-3	H23
12	草鹿沢自治会	草鹿沢町312	H24
13	高町自治会	高町85	H24
14	高成町自治会	高成町99	H24
15	竹日向町自治会	竹日向町1018	H24
16	上帯那町自治会	上帯那町2216-1	H24
17	梯自治会	梯町110	H25
18	飯田自治会	古関町194	H25
19	平川自治会	古関町1693	H25
20	入野自治会	古関町2174	H25
21	健康支援センター	相生2丁目17-1	R1

14.　関東地方非常通信協議会構成機関一覧

会長:関東総合通信局長
副会長:東京消防長総務部長
副会長:総務省関東総合通信局無線通信部長

機　関　名	所　在　地	郵便番号
関東総合通信局	千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	102-8795
東京管区気象台 甲府地方気象台	飯田4丁目7-29	400-0035
関東管区警察局 山梨県情報通信部	丸の内1丁目-6-1	400-0031
山梨県警察本部	丸の内1丁目6-1	400-8510
国土交通省関東地方整備局	緑が丘1丁目10-1	400-8578

山梨県	丸の内1丁目6-1	400-8501
山梨県企業局	丸の内1丁目9-11	400-0031
山梨県市長会	蓬沢1丁目15-35 (山梨県自治会館内)	400-8587
山梨県町村会	蓬沢1丁目15-35 (山梨県自治会館内)	400-8587
全国消防長会関東支部 山梨県消防長会	伊勢3丁目8-23	400-0856
ＮＴＴ東日本㈱山梨支店	朝気3丁目21-15	400-0862
日本放送協会甲府放送局	丸の内1丁目1-20	400-0031
㈱山梨放送	北口2丁目6-10	400-8525
㈱テレビ山梨	湯田2丁目13-1	400-8570
㈱エフエム富士	川田町アリア105	400-8550
東京電力ＰＧ㈱電子通信部 山梨通信ネットワークセンター	丸の内1丁目10-7	400-0031
東京ガス山梨㈱ (東京ガスグループ会社)	北口3丁目1-12	400-0024
富士急行㈱	富士吉田市新西原5-2-1	403-0017
山梨交通㈱	飯田3丁目2-34	400-0035
日本赤十字社山梨県支部	池田1丁目6-1	400-0062
(一社)日本アマチュア無線 連盟関東地方本部山梨県支部	西八代郡市川三郷町 市川大門文教通1289	409-3601
日本銀行甲府支店	中央1丁目11-31	400-0032
日本政策金融公庫甲府支店	丸の内2丁目26-2	400-0031

15.　アマチュア無線クラブ一覧

ク　ラ　ブ　名	呼出符号(コール)	住　　　　所
(一社)日本アマチュア無線連盟山梨県支部	ＪＥ１ＺＲＬ	南口町4-17
アマチュア無線クラブ	ＪＱ1ＹＷＴ	丸の内1丁目18-1

16.　報道機関一覧

	報　道　機　関　名	住　　　　所
テレビ ラジオ 放　送	ＮＨＫ甲府放送局	丸の内1丁目1番20号
	株式会社エフエム甲府	酒折2丁目4-5 (山梨学院大学内)

	株式会社エフエム富士	川田町アリア105
	甲府ＣＡＴＶ局	富士見1丁目4-24
	テレビ朝日甲府支局	高畑1丁目1-12
	株式会社テレビ山梨	湯田2丁目13-1
	株式会社山梨放送	北口2丁目6-10
新　聞	朝日新聞社甲府支局	中央1丁目12-38
	毎日新聞社甲府支局	相生1丁目2-31
	読売新聞甲府支局	宝1丁目9-1
	産経新聞甲府支局	太田町6-10
	日本経済新聞社甲府支局	宝1丁目5-9
	山梨日日新聞社	北口2丁目6-10
通　信	共同通信社甲府支局	北口2丁目6-10
	時事通信社甲府支局	丸の内2丁目16-1

17.　携帯型ＩＰ無線機一覧

No.	配備場所	住所	呼出番号
1	甲府市役所（防災企画課）	丸の内1丁目18-1	101
2	甲府市役所（防災企画課）	丸の内1丁目18-1	102
3	千代田自治会連合会	千代田自治会連合会長宅	201
4	能泉自治会連合会	能泉自治会連合会長宅	202

18.　「東海地震に関連する情報」に伴う広報

1　広報フロー

調査情報

1 箇所以上の歪計で有意な変を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関連すると思われる変化を観測している場合
⇒ **調査情報(臨時)発表時 広報文No.1**
歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合の情報
⇒ **査調情報(安心情報) 広報文No.2**
歪計により観測されていた現象が東海地震の前触れの現象でないことが分かった場合の情報

顕著な地震活動(地震)が発生した場合
⇒ **調査情報(臨時)発表時 広報文No.3**
観測された地震について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合の情報
⇒ **調査情報(安心情報) 広報文No.4**
観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことが分かった場合の情報

注意情報

2 箇所以上の歪計で有意な変を観測し、同時に他の観測点でもそれに関連すると思われる変化を観測した場合であって、判定会において、その変化が前兆すべり(ﾌﾟﾚｽﾘｯﾌﾟ)である可能性が高まったと判定された場合
⇒ **注意情報発表時 広報文No.5**
気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まった場合の情報
⇒ **注意情報発表時 広報文No.6**
注意情報の発表中に随時繰り返し伝達する場合の情報
⇒ **注意情報発表時 広報文No.7**
東海地震の恐れがなくなったと認められた場合の情報

予知情報

3 箇所以上の歪計で有意な変化を観測し、判定会において、その変化が前兆すべり(ﾌﾟﾚｽﾘｯﾌﾟ)によるものと判定された場合
⇒ **警戒宣言発令時 広報文No.8**
内閣総理大臣から東海地震に係る「警戒宣言」が発令された場合の情報
⇒ **警戒宣言発令時 広報文No.9、10**
「警戒宣言」発令中に随時伝達する情報
警戒宣言発令時 広報文No.12
「警戒宣言」発令中に、市内の交通機関及び主要道路の状況を伝達する情報
⇒ **警戒宣言発令時 広報文No.11**
「警戒宣言」が解除された場合の情報

地震発生

「警戒宣言」発令中又は突発に地震が発生した場合
⇒ **大規模地震発生時 広報文No.13**
「警戒宣言」発令中又は突発により、市内で大規模地震が発生した場合の情報

2. 広報文

広報文 NO.1 東海地震関連情報 1-①調査情報(臨時)発表時

[歪計により観測された「有意な変化」が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合のもの]

こちらは、ぼうさいこうふです。 東海地震に関連する調査情報についてお知らせします。 本日、午前・午後時分、気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されました。 すでに、甲府市では、情報収集体制をとっております。 今後の状況により、新たな情報が発表されます。市民の皆様は、甲府市からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください。 なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。 (繰り返し1回) ※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文 NO.2 東海地震関連情報 1-②調査情報(臨時)発表時

[歪計により観測されていた現象が東海地震の前触れの現象でないことが分かった場合の情報]

こちらは、ぼうさいこうふです 東海地震に関連する調査情報についてお知らせします。 本日、午前・午後時分、気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されました。 東海地震発生の恐れはなくなりました。市民の皆様は、ご安心ください。 (繰り返し1回) ※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文 NO.3 東海地震関連情報 2-①調査情報(臨時)発表時

[観測された地震について、東海地震との関連性を直ちに判断できない場合の情報]

こちらは、ぼうさいこうふです。 東海地震に関連する調査情報についてお知らせします。 本日、午前・午後時分、気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されました。 すでに、甲府市では、情報収集体制を取っております。 今後の状況により、新たな情報が発表されます。市民の皆様は、甲府市からのお知らせや、テレビ、ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください。 なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。 (繰り返し1回) ※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文NO.4 東海地震関連情報 2-②調査情報(臨時)発表時

［観測された地震が東海地震に「関連するものではない」ことが分かった場合の情報］こちらは、ぼうさいこうふです。
東海地震に関連する調査情報についてお知らせします。
本日、午前・午後時分、気象庁から「東海地震に関連する調査情報(臨時)」が発表されました。
東海地震発生の恐れはなくなりました。市民の皆様は、ご安心ください。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

広報文NO.5 東海地震関連情報 3-①注意情報発表時

［気象庁が観測した地殻変動などの現象から、東海地方を震源とする大きな地震の発生の可能性が高まった場合の情報］

こちらは、ぼうさいこうふです。
本日、午前・午後時分、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
市民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、政府や甲府市からの呼びかけや、市の防災計画に従って行動してください。
また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、食料、飲料水の用意、非常持出品の準備、家族同士の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から、改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
市民の皆さんは、どうか落ち着いて行動してください。
なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。
※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO.6 東海地震関連情報 3-②注意情報発表時(随時)

［NO.5注意情報の発表中に随時繰り返し伝達する場合の情報］

こちらは、ぼうさいこうふです。
現在、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されています。
市民の皆様は、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、政府や甲府市からの呼びかけや、市の防災計画に従って行動してください。
また、不要不急の旅行・出張や自動車の使用を控えていただくとともに、食料、飲料水の用意、非常持出品の準備、家族の連絡方法の確認、室内の家具の固定など地震への備えを始めてください。
観測の結果、地震が発生する恐れがあると判断された場合には、内閣総理大臣から改めて「警戒宣言」が発せられることになります。
市民の皆さんは、どうか落ち着いて行動してください。
なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。
※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。
※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

(繰り返し1回)

広報文 NO.7 東海地震関連情報 3-③注意情報解除時
[東海地震の恐れがなくなったと認められた場合の情報]

こちらは、ぼうさいこうふです。
本日、午前・午後時分、気象庁から「東海地震注意情報」が発表されました。
東海地震発生の恐れはなくなりました。市民の皆様は、ご安心ください。

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。

(繰り返し1回)

広報文 NO.8 東海地震関連情報 4-①警戒宣言発令時
[内閣総理大臣から東海地震に係る「警戒宣言」が発令された場合の情報]

こちらは、ぼうさいこうふです。
本日、午前・午後時分、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されました。
現在から2、3日以内に、静岡県を震源とするマグニチュード8程度の大規模な地震が発生するおそれがあります。
この地震が発生した場合、甲府市では震度6弱以上の強い揺れが予想されます。
市民の皆さんは、火の元の点検、家具の固定、非常持ち出し品の確認など、地震に備えて警戒体制をとり、テレビ、ラジオや甲府市からの情報に注意して、冷静に行動してください。
なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。
※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文 NO.9 東海地震関連情報 4-②警戒宣言発令時(随時①)
[東海地震に係る「警戒宣言」発令中に随時伝達する情報]

こちらは、ぼうさいこうふです。
現在、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されています。
(現在から2、3日以内に、)静岡県を震源とするマグニチュード8程度の大規模な地震が発生するおそれがあります。
この地震が発生した場合、甲府市では震度6弱以上の強い揺れが予想されます。
市民の皆さんは、火の元の点検、家具の固定、非常持ち出し品の確認など、地震に備えて警戒体制をとり、テレビ、ラジオやからの情報に注意して、冷静に行動してください。
なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。
※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO.10 東海地震関連情報4-③警戒宣言発令時(随時②)
［東海地震に係る「警戒宣言」発令中に随時伝達する情報］

こちらは、ぼうさいこうふです。
現在、内閣総理大臣から、東海地震の警戒宣言が発令されています。
テレビ、ラジオから正確な情報をつかんでください。
電話や自動車等の使用はできるだけ控えてください。
家具類や危険物などの安全を確認してください。
ブロック塀などの倒れやすいもののそばには、近づかないようにしてください。
なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。
※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO.11 東海地震関連情報4-④警戒宣言解除時
［東海地震に係る「警戒宣言」が解除された場合の情報］

こちらは、ぼうさいこうふです。
ただいま、東海地震の警戒宣言が解除されました。
東海地震は当分の間、ないと判断されました。
皆さん地震の危険はなくなりました。
詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認してください。
なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、内閣府又は気象庁の発表内容を補足する。

広報文NO.12 東海地震関連情報4-⑤市内交通機関・道路状況
［東海地震に係る「警戒宣言」発令中に、市内の交通機関及び主要道路の状況を伝達する情報］

こちらは、ぼうさいこうふです。
市内の交通機関及び道路状況についてお知らせします。

(交通機関及び主要道路状況を放送)

なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

(繰り返し1回)

※状況に応じて、準備体制の内容を補足する。

広報文NO.13 東海地震関連情報5 大規模地震発生時
［東海地震に係る「警戒宣言」発令中又は突発により、市内で大規模地震が発生した場合の情報］

こちらは、ぼうさいこうふです。
ただいま甲府で、震度の強い地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
火の元の安全を確認してください。
余震が続くと思われます。
火はしばらくの間、使わないでください。
また、あわてて外に飛び出すのは危険です。
ブロック塀、石垣、ガケのそば、落下物等に注意してください。
身のまわりが落ち着いたところで、隣近所で声をかけ、助け合いましょう。
詳しい情報は、テレビ、ラジオで確認してください。
なお、甲府市からの関連情報は、エフエム甲府76.3MHzでも随時お知らせします。

（繰り返し1回）

※状況に応じて、気象庁の発表内容を補足する。
※状況に応じて、応急対策の内容を補足する。

第８節　消防・水防

1.　消防の組織

○ 消防の組織

（令和7年4月1日現在）

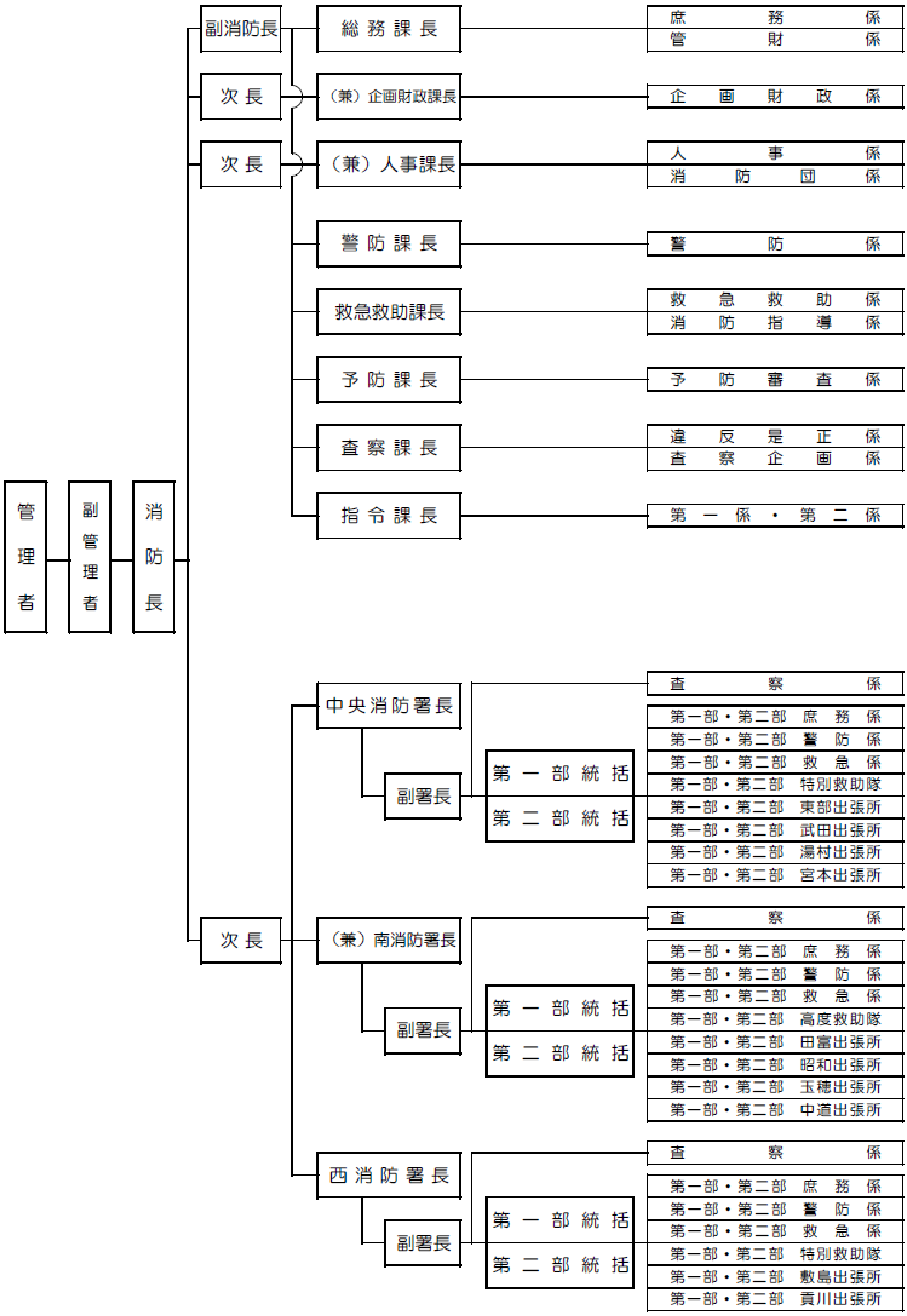

2.　消防水利一覧

地区名		公設消火栓	私設消火栓	公設貯水槽	私設貯水槽	ため池	貯水池	プール	泉池	井戸	河川	簡易水道消火栓	合計
中央消防署管内	富士川	49	0	14	1	0	0	1	0	0	0		65
	琢美	60	0	5	0	0	0	0	0	0	0		65
	相生	80	0	7	0	0	0	0	0	1	0		88
	新紺屋	69	0	14	2	0	0	1	0	0	0		86
	穴切	88	0	6	0	0	0	1	0	0	0		95
	春日	65	0	16	0	1	0	1	0	0	0		83
	朝日	91	0	7	0	0	0	1	0	0	0		99
	里垣	122	3	15	5	0	0	2	0	0	0		147
	相川	165	2	25	1	5	0	2	0	0	0		200
	千塚	121	7	13	1	0	0	1	0	0	0		143
	甲運	121	2	14	1	0	0	1	0	0	0		139
	千代田	48	2	28	2	0	4	1	0	0	4	5	89
	能泉	9	0	1	0	0	0	0	0	0	6	9	16
	宮本	28	0	6	1	0	0	0	0	0	5	28	40
	北新	73	1	8	2	0	0	4	0	0	0	0	88
	羽黒	130	6	10	2	0	0	2	0	0	0	0	150
	小計	1,319	23	189	18	6	4	18	0	1	15	42	1,593
南消防署管内	湯田	86	0	3	0	1	0	2	0	0	0		92
	伊勢	133	4	9	0	0	0	1	0	0	0		147
	国母	174	10	11	0	1	0	3	0	0	0		199
	山城	271	6	12	7	0	0	2	0	0	0		298
	玉諸	190	0	24	0	1	0	1	0	0	0		216
	大里	196	0	16	3	0	0	2	0	0	0		217
	東	100	0	3	0	0	0	2	0	0	0		105
	中道	269	10	92	0	0	0	3	0	0	0		374
	上九一色	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0		14
	小計	1,419	30	184	10	3	0	16	0	0	0		1,662
西消防署管内	貢川	220	4	14	0	0	0	5	0	0	13		256
	池田	118	1	7	1	0	0	3	0	0	6		136
	小計	338	5	21	1	0	0	8	0	0	19		392
合計		3,076	58	394	29	9	4	42	0	1	34	42	3,647

3.　消防団の現況（令和７年４月１日現在）

区分＼分団別	条例定数	実員合計	階級							機械			機械置場	団本部車両
			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	ポンプ車	可搬式	積載車		
本部	4	4	1	3										1
方面隊	5	4			4									
富士川分団	24	11			1	2	2		6	1			1	
琢美分団	19	7			1	2		2	2	1			1	
相生分団	19	1			(1)				1	1	1		1	
新紺屋分団	23	8			1	2	4		1	1			1	
穴切分団	25	14			1	2	5	3	2	1	1	1	1	
湯田分団	25	17			1	2	3	3	8	1			1	
春日分団	23	19			1	2	4	4	8	1	1		1	
伊勢分団	30	17			1	2	6	6	2	1	1	1	2	
朝日分団	30	21			1	2	5	3	10	1	1	1	1	
里垣分団	45	25			1	2	7	5	10	1	2	2	3	
相川分団	100	98			1	2	20	19	56		8	6	8	
国母分団	50	47			1	2	10	9	25	1	2	2	3	
貢川分団	36	19			1	2	6	4	6	1	1	1	2	
千塚分団	40	24			1	2	5	6	10	1	2	2	1	
池田分団	40	33			1	2	7	5	18	1	1	1	1	
山城分団	100	100			1	2	20	20	57	1	11	11	11	
玉諸分団	70	57			1	2	14	14	26	1	8	7	8	
甲運分団	62	54			1	2	12	12	27	1	4	4	5	
千代田分団	60	48			1	2	12	12	21		6	4	5	
能泉分団	20	19			1	2	4	3	9		3	2	3	
宮本分団	25	12			1	2	5	4			2	2	2	
大里分団	86	74			1	2	17	15	39	1	6	5	8	
東分団	35	18			1	2	6	3	6	1	1	1	2	
北新分団	35	31			1	2	7	7	14		1	1	1	
羽黒分団	45	23			1	2	6	4	10		2	2	2	
右左口分団	53	44			1	2	9	9	23	2	1	1	3	
滝川分団	38	17			1	2	5	5	4	1	2	2	3	
下向山分団	35	29			1	2	7	7	12		3	3	3	
白井分団	25	17			1	2	5	3	6	1			2	
上曽根分団	50	42			1	2	10	10	19	1	1	1	2	
下曽根分団	36	21			1	2	7	5	6	1			1	
上九一色分団	20	17			1	2	4	4	6	1	1	1	1	
計	1,333	992	1	3	35	62	234	206	451	26	73	64	90	1

※東方面隊長が相生分団の分団長を兼任

分団の担当区域

分団名	区　　　　　　　　　　　域
富士川分団	善誘館小学校通学区域(従前の富士川小学校通学区域に係る区域に限る。)
琢美分団	善誘館小学校通学区域(従前の琢美小学校通学区域に係る区域に限る。)
相生分団	舞鶴小学校通学区域(従前の相生小学校通学区域に係る区域に限る。)
新紺屋分団	新紺屋小学校通学区域
穴切分団	舞鶴小学校通学区域(従前の穴切小学校通学区域に係る区域に限る。)
湯田分団	湯田小学校通学区域
春日分団	舞鶴小学校通学区域(従前の春日小学校通学区域に係る区域に限る。)
伊勢分団	伊勢小学校通学区域
朝日分団	朝日小学校通学区域
里垣分団	里垣小学校通学区域
相川分団	相川小学校通学区域
国母分団	国母小学校通学区域及び大国小学校通学区域(従前の国母小学校通学区域に係る区域に限る。)
貢川分団	貢川小学校通学区域及び石田小学校通学区域
千塚分団	千塚小学校通学区域
池田分団	池田小学校通学区域及び新田小学校通学区域
山城分団	山城小学校通学区域
玉諸分団	玉諸小学校通学区域
甲運分団	甲運小学校通学区域
千代田分団	千代田小学校通学区域
能泉分団	能泉小学校(廃止前)通学区域
宮本分団	宮本小学校(廃止前)通学区域及び黒平小学校(廃止前)通学区域
大里分団	大里小学校通学区域及び大国小学校通学区域(従前の大里小学校通学区域に係る区域に限る。)
東分団	東小学校通学区域
北新分団	北新小学校通学区域
羽黒分団	羽黒小学校通学区域
右左口分団	右左口町区域
滝川分団	中畑町区域・心経寺町・上向山町区域
下向山分団	下向山町区域
白井分団	白井町区域
上曽根分団	上曽根町区域
下曽根分団	下曽根町区域
上九一色分団	梯町・古関町区域

4. 消防防災施設等整備計画

年度	事　業　概　要	数量(台)	配　置　場　所
R7	高規格救急自動車		
	消防ポンプ自動車	1	相生分団
	小型ポンプ積載車	4	東分団（青葉部） 宮本分団（第2部猪狩） 相川分団（第3部和田小松） 能泉分団（第3部新道）
	小型動力ポンプ	4	里垣分団（第3部酒折） 北新分団（本部） 滝川分団（心経寺） 相川分団（第5部下積水寺）
R8	高規格救急自動車		
	消防ポンプ自動車	1	白井分団
	小型動力ポンプ積載車	4	千代田分団（第2部下帯那） 下向山分団（佐久） 甲運分団（第1部川田） 山城分団（第4部増坪）
	小型動力ポンプ	4	山城分団（第4部上町） 山城分団（第1部小瀬） 甲運分団（第4部桜井） 千代田分団（第1部平瀬）
R9	消防ポンプ自動車	1	下曽根分団
	小型動力ポンプ積載車	4	山城分団（第2部西油川） 大里分団（第2部二日市場） 北新分団（本部） 羽黒分団（第1部山宮）
	小型動力ポンプ	4	相川分団（第1部上積翠寺） 山城分団（第4部増坪） 大里分団（本部） 国母分団（第5部古上条）
R10	消防ポンプ自動車		

	消防ポンプ自動車	1	琢美分団
	小型ポンプ積載車	4	上九一色分団（第1部） 池田分団（本部） 玉諸分団（第6部国玉） 山城分団（第2部下鍛冶屋）
	小型動力ポンプ	4	池田分団（本部） 東分団（青葉部） 千代田分団（第2部下帯那） 貢川分団（第1部）
R11	消防ポンプ自動車	1	右左口分団（七覚）
	小型ポンプ積載車	4	下向山分団（松本） 朝日分団（本部） 貢川分団（第1部） 宮本分団（第1部御岳）
	小型動力ポンプ	4	山城分団（第5部小曲） 相生分団（本部） 上九一色分団（第1部） 甲運分団（第3部横根）

5.　銃砲火薬類施設

猟銃等			火薬類											合計
				販売業者					火薬庫					
製造業者	販売業者	製造販売兼業者	煙火製造業者	産業火薬類	猟用火薬類	コンクリート破砕器	煙火	競技用紙雷管	一級	二級	三級	実包	がん具煙火	
0	0	2	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	15

6.　火薬庫所有者一覧

火薬庫所有者		事務所所在地
業種	名称	
その他	山梨県警察本部	丸の内1丁目6-1

7.　高圧ガス関係事業所一覧

第一種製造者				第二種製造者				ＬＰ			移動式			貯蔵所			特定消費			容器検査所	合計
一般ガス	ＬＰガス	冷凍ガス	計	一般ガス	ＬＰガス	冷凍ガス	計	事業者	販売所	計	一般ガス	ＬＰガス	計	一般ガス	ＬＰガス	計	一般ガス	ＬＰガス	計		
7	9	15	31	17	0	0	17	0	50	50	0	2	2	13	0	13	12	2	14	11	138

8.　山梨県高圧ガス地域防災協議会防災事業所一覧（市内）

区　分	事　業　所　名	所　在　地
ＬＰガス	㈱鈴与ガスあんしんネット甲府	朝気3丁目22-10
	東京ガス山梨㈱	朝気2丁目2-3
	三ツ輪産業㈱甲府支店	横根町180-1
	穴水㈱	飯田1丁目4-7
塩素・酸素・アンモニア	㈱アセラ	西高橋町156
塩素・液アン	㈱鶴田冷凍機	伊勢2丁目9-12

9.　簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧

事　業　者　名	供給地点群名	地点数	所　在　地
東京ガス山梨㈱	県営貢川団地	294	下河原町3
	市営上町住宅	121	上町1248
	市営大里住宅	81	大里町3340-2
	大里第一団地	102	大里町3157
	市営荒川団地	161	荒川2丁目12
	県営小瀬団地	300	小瀬町102
	大里第三団地	153	大里町3049
日東物産㈱	県営貢川団地	560	下河原町3
山梨共栄石油㈱	県営貢川団地	190	下河原町3
グロリアガス㈱	東下条宿舎	80	東下条町140-2
鈴与商事㈱	レクセル甲府	108	徳行4丁目16-26
東ガス管興㈱	山宮南第二団地	88	山宮町970
	市営山城団地	95	東下条町463

	ＪＲ下飯田アパート	80	下飯田1丁目3
	県営和戸団地	154	和戸町892-1
日本瓦斯㈱	国母団地	170	国母8丁目4-1-1
	下飯田団地	191	下飯田4丁目2-1
	山宮ニュータウン	131	山宮町325-3
	山宮ハイタウン	210	山宮町3371
日本興栄㈱	サンコーレ甲運	215	川田町934-1
三ツ輪液化瓦斯㈱	山宮ハイタウン	210	山宮町3371

10.　危険物施設の状況

製造所	貯蔵所								取扱所							合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	計	給油取扱所		第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	計	
									営業用	自家用						
1	45	23	5	119	0	50	8	250	58	22	2	1	0	61	144	395

11.　毒物及び劇物取締法関係施設（令和 7 年 3 月 31 日現在）

一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	電気メッキ業	金属熱処理業	運送業	計
83	12	7	15	1	1	119

12.　放射性同位元素等使用事業所

事業所名称	郵便番号	所在地	区分			分類	番号	年
			密	非	発			
山梨県立中央病院	400-0027	富士見1丁目1-1	○		○	医	使第5692号	10
山梨県衛生環境研究所	400-0027	富士見1丁目7-31	○			研	届第1-165号	72
山梨県衛生環境研究所	400-0027	富士見1丁目7-31	○			研	届第8-101号	05
社団法人山梨県食品衛生協会食品衛生検査所	400-0043	国母6丁目5-1	○			他	届第8-1064号	05
株式会社メイキョー	400-0047	徳行2丁目2-38	○			民	届第8-386号	05

株式会社 環境管理コンサルタント	400-0056	堀之内町45-1	○			民	届第8-765号	05
医療法人篠原会 甲府脳神経外科病院	400-0805	酒折1丁目16-18	○	○	○	医	使第5256号	04
株式会社アセラ分析センター	400-0826	西高橋町156	○			民	届第8-595号	05
市立甲府病院	400-0832	増坪町366			○	医	使第5325号	04
山梨大学甲府キャンパスアイソトープ実験室	400-8511	武田4丁目3-11	○	○		教	使第347号	60
山梨大学甲府キャンパス Ｂ-2号館	400-8511	武田4丁目3-11	○			他	届第8-4467号	10
甲府地区広域行政事務組合 南消防署	400-0856	伊勢3丁目8-23	○			他	届第8-4137号	10

13.　雨量観測所一覧

1　甲府市内の雨量観測所

番号	建設事務所名	観測場所	観測者	備考
1	中北建設事務所	貢川(中北建設事務所)	山梨県	
2	〃	上積翠寺字別府(桙川沢)	〃	
3	〃	善光寺町字板垣山（善光寺)	〃	
4	〃	梯町字日向山(右左口峠)	〃	
5	〃	高畑3丁目（沼川)	〃	
6	〃	大里町字東耕地（四分川)	〃	
7	〃	下曽根町字一丁田（間門川)	〃	
8	〃	下向山町字松本（下曽根)	〃	

2　甲府市内の雨量観測計設置場所

番号	施設名	設置場所	観測者	電話番号
1	甲府地区消防本部	伊勢3丁目8-23	消防本部指令課員	055-222-1190

14.　水位観測所一覧

1　河川

番号	河川名	水位観測所名	設置場所	管轄建設事務所	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断(特別警戒)	氾濫危険(危険)	計画高水位	管理者
1	相川	相川三之橋	飯田5丁目661-1	中北建設事務所	0.80	1.50	1.60	1.90	2.60	山梨県
2	荒川	荒川	飯田5丁目657-1	〃	1.80	3.00	3.40	4.00	4.00	〃
3	大円川	大円川	善光寺1丁目1253-1	〃	1.50	2.60				〃
4	濁川	濁川	善光寺1丁目1253-1	〃	1.50	2.00	2.50	3.00	3.74	〃

5	四分川	四分川	大里町3131-5	〃	0.80	1.30				〃
6	沼川	沼川	高畑3丁目665-1	〃	0.80	1.40				〃
7	鎌田川	鎌田川	中央市藤巻字東河原2863番	〃	3.30	4.60	5.30	5.70	6.60	〃
8	境川	境川橋	笛吹市境川町三椚字堀向715番地先	峡東建設事務所	0.90	1.20	1.40	1.60		〃
9	滝戸川	下曽根	下向山町1987-1	中北建設事務所	0.70	0.90	1.20	1.40		〃
10	渋川	渋川	白井町地先	峡東建設事務所	1.40	2.40				
11	間門川	間門川	下曽根1527-2	中北建設事務所	0.60	1.00				〃
12	貢川	貢川	貢川2丁目81番1地先	〃	1.40	2.10	2.40	2.70	2.90	〃

2　ダム関係

番号	河川名	水位観測所名	設置場所	管轄建設事務所	関係団体
1	荒川	万年橋	平瀬字目黒	荒川ダム	山梨県
2	荒川	金石橋	甲斐市牛句	〃	〃
3	荒川	二川橋	西下条町	〃	〃

3　危機管理型（管理型）水位計

番号	河川名	設置場所	管轄事務所
1	濁川	国玉町地先（国里橋）	中北建設事務所
2	〃	相生2丁目地先（三吉橋）	〃
3	流川	大津町地先（大津橋）	〃
4	湯川	湯村3丁目地先（湯川橋）	〃
5	大円川	善光寺3丁目地先	〃
6	藤川	古府中町5070-3（不動橋）	〃
7	寺川	古関町地先	〃
8	濁川	西油川町地先(西油川歩道橋)	〃
9	四分川	上小河原町、後屋町地先（東河原橋）	〃
10	平等川	向町地先(向橋)	〃
11	大円川	善光寺3丁目地先(大円四号橋)	〃
12	滝戸川	下曽根町地先(白山橋)	〃
13	藤川	城東1丁目99 番地(八幡橋)	〃
14	芋沢川	上曽根町地先（無名橋）	〃
15	蛭沢川	上町地先（上町二号橋）	〃
16	高倉川	東光寺1丁目地先（宮前橋）	〃
17	小湯川	飯田地先（青桐橋）	〃

18	五割川	小瀬町地先（小瀬新橋）	〃
19	十郎川	国玉町地先（十郎橋）	〃
20	大堀川	上曽根町地先（北川原橋）	〃
21	大山沢川	横根町地先（大山沢橋）	〃

簡易型河川監視カメラ一覧表

番号	河川名	設置箇所	所管事務所
1	荒川	飯田五丁目657番1地先(金石橋)	中北建設事務所
2	〃	千塚4丁目地先(千松橋)	〃
3	〃	伊勢4丁目地先(新平和橋)	〃
4	〃	西下条町 地先(新二川橋)	〃
5	相川	和田町地先(大橋)	〃
6	〃	宝1丁目地先(相川一之橋)	〃
7	濁川	相生2丁目地先(市道春日本通り線)	〃
8	〃	善光寺1丁目地先(大円川橋)	〃
9	〃	西高橋町地先(玉諸左岸排水機場)	〃
10	平等川	七沢町地先(梅之木橋)	〃
11	滝戸川	中畑町先(滝川橋)	〃
12	〃	下曽根町地先(白山橋)	〃
13	貢川	新田町地先（西河原橋）	〃
14	湯川	湯村町地先（湯川橋）	〃
15	間門川	下曽根町地先（新大堀川橋）	〃
16	十郎川	国母町地先（十郎橋）	〃
17	藤川	城東1丁目地先（琴平橋）	〃

第９節　文化財

1.　市内文化財一覧

番号	種・区	名　称	所在地	所有者	指定年月日
1	建・国	東光寺仏殿	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和2年4月25日
2	建・国	穴切大神社本殿	宝2丁目8-5	穴切大神社	昭和10年5月13日
3	建・国	塩沢寺地蔵堂	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和24年2月18日
4	建・国	善光寺山門	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和30年6月22日
5	建・国	善光寺本堂	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和30年6月22日
6	建・国	旧睦沢学校校舎	北口2丁目2-1	甲府市	昭和42年6月15日
7	建・国	高室家住宅	高室町754-1	甲府市	平成22年12月24日
8	建・国	富岡家住宅	善光寺町3135	個人	令和4年12月12日
9	建・県	塩沢寺無縫塔	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和46年4月8日
10	建・県	旧吉祥院八面石幢	北口3丁目3-24	個人	昭和61年3月19日
11	建・県	立本寺本堂	池田2丁目15-19	立本寺	昭和63年5月12日

12	建・県	山梨県庁舎別館（旧本館）及び県議会議事堂	丸の内1丁目6－１	山梨県	平成21年12月24日
13	建・県	石川家住宅	城東5丁目3-5	個人	平成28年9月5日
14	建・市	法泉寺の経蔵及び内部の輪蔵付鉄眼版一切経	和田町2595	法泉寺	昭和56年3月10日
15	建・市	法泉寺鐘楼門	和田町2595	法泉寺	昭和59年5月12日
16	建・市	大泉寺総門	古府中町5015	大泉寺	平成5年9月1日
17	建・市	穴切大神社随神門（付棟札三枚）	宝2丁目8-5	穴切大神社	平成13年3月30日
18	建・市	住吉神社本殿	住吉1丁目13-10	住吉神社	平成19年6月30日
19	建・市	佐久神社本殿	下向山町892	佐久神社	平成19年6月30日
20	建・市	永泰寺釈迦堂	古関町1555	永泰寺	平成20年8月29日
21	建・市	華光院毘沙門堂	元紺屋町33	華光院	平成27年3月31日
22	建・市	華光院宮殿	元紺屋町33	華光院	平成27年3月31日
23	建・市	浄興寺六面石幢	朝日4丁目7-5	浄興寺	令和3年3月22日
24	彫・国	木造阿弥陀如来及両脇侍像	善光寺3丁目36-1	善光寺	明治39年9月6日
25	彫・国	木造阿弥陀如来及両脇侍像	善光寺3丁目36-1	善光寺	明治39年9月6日
26	彫・国	木造聖徳太子立像	小瀬町406	仁勝寺	昭和4年4月6日
27	彫・国	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和48年6月6日
28	彫・県	木造十一面観音立像	山宮町3314	青松院	昭和34年2月9日
29	彫・県	石造地蔵菩薩坐像	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和35年11月7日
30	彫・県	木造釈迦如来立像	古関町1555	永泰寺	昭和35年11月7日
31	彫・県	木造釈迦如来坐像	心経寺町1204	安国寺	昭和39年11月19日
32	彫・県	木造薬師如来坐像	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和54年2月8日
33	彫・県	木造薬師十二神将像	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和54年2月8日
34	彫・県	木造源頼朝坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和54年12月28日
35	彫・県	木造役行者及び二鬼像	右左口町4104	円楽寺	平成7年6月22日
36	彫・県	銅造観世音菩薩立像	丸の内1丁目18－1	甲府市	平成8年2月19日
37	彫・県	木造釈迦如来坐像	桜井町953	東禅寺	平成16年11月29日
38	彫・県	木造刀八毘沙門天及び勝軍地蔵坐像	岩窪町500	円光院	平成29年3月2日
39	彫・県	木造六観音、男神立像及び諸尊像	上町1237	福王寺	令和1年9月19日
40	彫・市	法泉寺釈迦如来坐像1軀	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
41	彫・市	法泉寺夢窓国師坐像1軀	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
42	彫・市	木造不動明王立像	山宮町3314	青松院	昭和59年5月12日
43	彫・市	木造釈迦如来坐像	下積翠寺町108	長宝寺	昭和62年3月31日
44	彫・市	木造夢窓国師坐像	後屋町568	勝善寺	昭和62年3月31日
45	彫・市	木造釈迦如来坐像	後屋町568	勝善寺	平成3年3月29日
46	彫・市	木造阿弥陀如来立像	国母1丁目11－8	清泰寺	平成3年3月29日
47	彫・市	木造地蔵菩薩立像	桜井町999	逍遙院	平成3年3月29日
48	彫・市	木造源実朝坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
49	彫・市	木造本田善光坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
50	彫・市	木造本田善光夫人坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
51	彫・市	木造法然上人坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
52	彫・市	木造蓮生法師坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
53	彫・市	木造玄和居士坐像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
54	彫・市	宇波刀神社神像群	宮原町1265	宇波刀神社	平成13年3月30日
55	彫・市	木造薬師如来立像	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成20年8月29日
56	彫・市	敬泉寺木造十一面観音立像	右左口町64	敬泉寺	平成21年6月15日
57	彫・市	敬泉寺木造阿弥陀如来立像 附紙本墨書「阿弥陀経」一巻	右左口町64	敬泉寺	平成27年9月1日
58	絵・国	絹本著色武田信虎夫人像	愛宕町208	長禅寺	明治38年4月4日
59	絵・国	絹本著色武田信虎像	古府中町5015	大泉寺	昭和10年4月30日

60	絵・国	絹本墨画松梅図	古府中町5015	大泉寺	昭和30年6月22日
61	絵・国	絹本著色釈迦三尊十八羅漢図	太田町5－16	一蓮寺	平成22年6月29日
62	絵・県	絹本著色浄土曼荼羅図	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和35年11月7日
63	絵・県	紙本著色渡唐天神像	太田町5－16	一蓮寺	昭和40年8月19日
64	絵・県	紙本著色渡唐天神像	愛宕町208	長禅寺	昭和40年8月19日
65	絵・県	絹本著色雪田和尚画像	塚原町828	恵運院	昭和42年8月7日
66	絵・県	絹本著色柳沢吉保像（自賛）狩野常信筆	太田町5－16	一蓮寺	平成9年12月15日
67	絵・県	絹本著色善光寺如来絵伝	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成10年6月8日
68	絵・県	絹本著色柿本人麻呂像	太田町5－16	一蓮寺	平成12年3月2日
69	絵・県	絹本著色束帯天神像	太田町5－16	一蓮寺	平成12年3月2日
70	絵・市	紙本著色鉄山禅師画像	国母4丁目17-15	義雲院	昭和60年3月11日
71	絵・市	絹本墨画不動明王図	太田町5－16	一蓮寺	平成5年9月1日
72	絵・市	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	太田町5－16	一蓮寺	平成5年9月1日
73	絵・市	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	太田町5－16	一蓮寺	平成5年9月1日
74	絵・市	絹本紺地金泥阿弥陀三尊像	城東1丁目13－1	天尊躰寺	平成9年11月27日
75	絵・市	麻布朱地著色地蔵十王図	善光寺3丁目36-1	善光寺	平成9年11月27日
76	書・県	坂田家文書	大和町7－1	個人	昭和33年6月19日
77	書・県	蘭渓道隆書簡	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和48年7月12日
78	書・県	大泉寺文書	古府中町5015	大泉寺	昭和55年9月18日
79	書・県	祇園寺文書	古府中町1481－2	個人	昭和56年3月12日
80	書・県	一蓮寺過去帳	太田町5－16	一蓮寺	昭和58年12月26日
81	書・県	紙本墨書猘狗経	富士見1丁目14－20	個人	昭和63年5月12日
82	書・県	鉄山宗鈍印可関係史料二通	国母4丁目17－15	義雲院	平成9年6月12日
83	書・県	日枝神社大般若経	上曽根町2827（県立博物館へ寄託）	日枝神社	平成26年2月17日
84	書・市	武田信玄和漢連句	上積翠寺町984	積翠寺	昭和46年10月8日
85	書・市	八ノ宮良純親王墨跡	上積翠寺町984	積翠寺	昭和46年10月8日
86	書・市	紺紙金泥法華経	古府中町5015	大泉寺	昭和52年3月24日
87	書・市	法泉寺古文書	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
88	書・市	旧荒川村「当村地名明細帳」一冊付荒川組地籍図等十点	荒川1丁目8-5	個人	昭和56年3月10日
89	書・市	恵運院文書	塚原町828	恵運院	昭和60年5月14日
90	書・市	紙本墨書日蓮書状	若松町6-8	信立寺	昭和61年3月11日
91	書・市	逍遙院文書	桜井町999	逍遙院	昭和62年3月31日
92	書・市	円光院文書	岩窪町500	円光院	平成元年4月12日
93	書・市	紺紙金泥法華経	武田1丁目4-34	法華寺	平成8年2月14日
94	書・市	武田神社所蔵文書附木箱3箱	古府中町2611	武田神社	令和3年3月22日
95	工・国	太刀＜銘一＞	古府中町2611	武田神社	大正10年4月30日
96	工・県	能面	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
97	工・県	住吉蒔絵手箱	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
98	工・県	家紋散蒔絵手箱	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
99	工・県	筏散蒔絵鼓胴	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
100	工・県	武具散蒔絵鼓胴	御岳町2347	金桜神社	昭和42年8月7日
101	工・県	刀	中央4丁目11-8	個人	昭和44年11月20日
102	工・県	銅鐘	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和54年2月8日
103	工・県	脇指　銘一徳斉助則	伊勢4丁目5-8	個人	昭和55年9月18日
104	工・県	金銅金具装笈	古府中町5015	大泉寺	昭和63年5月12日
105	工・市	硯筥・煙草盆	上積翠寺町984	積翠寺	昭和46年10月8日
106	工・市	円光院天目茶碗・赤絵碗	岩窪町500	円光院	平成元年4月12日
107	工・市	打敷	岩窪町500	円光院	平成元年4月12日
108	考・国	深鉢形土器	下曽根町923	山梨県立考	昭和63年6月6日

				古博物館	
109	考・国	山梨県一の沢遺跡出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成11年6月7日
110	考・国	山梨県酒呑場遺跡出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成25年6月19日
111	考・県	塩沢寺弥陀種子板碑	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和48年7月12日
112	考・県	銚子塚古墳出土埴輪	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成8年5月2日
113	考・県	木製農具、木製剣、皮綴部材	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成8年11月7日
114	考・県	立石遺跡出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成9年6月12日
115	考・県	丘の公園第二遺跡出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成9年6月12日
116	考・県	丘の公園一四番ホール遺跡出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成9年6月12日
117	考・県	稲荷塚古墳出土、銅鋺・象嵌太刀等出土品一括	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成14年7月4日
118	考・県	大坪遺跡出土、刻書土器	丸の内1丁目18－1	甲府市	平成14年7月4日
119	考・県	容器形土偶	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成15年5月1日
120	考・県	大師東丹保遺跡　網代	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成17年12月26日
121	考・県	甲府城跡出土金箔鯱瓦	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成21年5月21日
122	考・県	甲府城跡出土飾瓦	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成22年3月31日
123	考・県	甲府城跡出土遺物	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成23年9月1日
124	考・県	海道前C遺跡土坑出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成25年1月10日
125	考・県	銚子塚古墳出土木製祭祀具	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成26年9月4日
126	考・県	かんかん塚(茶塚)古墳出土馬具	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成29年9月7日
127	考・県	小井川遺跡出土五輪塔部材	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成29年9月7日
128	考・県	平林2号墳出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	令和5年3月16日
129	考・県	安道寺遺跡出土品	下曽根町923	山梨県立考古博物館	令和7年9月26日
130	考・県	暗文絵画土器　1点	丸の内1丁目18－1	甲府市	令和7年9月26日
131	考・市	円楽寺経筒付泥塔	右左口町4104	円楽寺	平成21年1月22日
132	歴・県	右左口区有文書及び関連資料一括	右左口町95	宿区	平成14年7月4日
133	歴・県	郷民擁護碑及び丸山之碑	下曽根町字山本	山梨県	平成31年2月25日
134	歴・市	旧古府中村日影組村絵図一面	古府中町3166	個人	昭和56年3月10日
135	歴・市	廃般舟院墓石群　外出土品一式	太田町5－16	一蓮寺	昭和57年3月9日
136	歴・市	古府中村絵図	古府中町2611	武田神社	令和3年3月22日
137	史・国	銚子塚古墳附丸山塚古墳	下曽根町	山梨県	昭和5年2月28日
138	史・国	武田氏館跡	古府中町・大手3丁目・及び屋形3丁目	甲府市	昭和13年5月30日
139	史・国	要害山	上積翠寺町	国	平成3年3月30日

140	史・国	大丸山古墳	下向山町	個人	平成25年10月31日
141	史・国	甲府城跡	丸の内1丁目5-1	山梨県	平成31年2月26日
142	史・県	武田信虎の墓	古府中町5015	大泉寺	昭和35年11月7日
143	史・県	武田晴信室三条氏墓	岩窪町500	円光院	昭和42年8月7日
144	史・県	加牟那塚	千塚3丁目2280	山梨県	昭和43年2月8日
145	史・県	万寿森古墳	湯村3丁目462-1他	甲府市	平成28年2月22日
146	史・県	上の平遺跡の方形周溝墓群	下向山町字上の平	山梨県	令和4年3月31日
147	史・市	源有雅の墓	小瀬町99	甲府市	昭和48年4月1日
148	史・市	穴塚	荒川2丁目13	甲府市	昭和55年8月12日
149	史・市	武田信武之墓	和田町2595	法泉寺	昭和56年3月10日
150	史・市	武田勝頼之墓	和田町2595	法泉寺	昭和56年3月10日
151	史・市	加藤光泰の墓	善光寺3丁目36-1	善光寺	昭和62年3月31日
152	史・市	河尻塚	岩窪町268	武田神社	昭和62年3月31日
153	史・市	湯村山城跡	湯村3丁目497他	山梨県・法人	平成16年8月19日
154	史・市	天神山古墳	下向山町4060他	個人	平成21年3月25日
155	史・市	横根・桜井積石塚古墳群	桜井町	甲府市桜井町 桜井山林組合	平成23年3月31日
156	特名国	御嶽昇仙峡	猪狩町他	山梨県	昭和28年3月31日
157	名・県	東光寺庭園	東光寺3丁目7-37	東光寺	昭和54年3月31日
158	特天国	カモシカ		山梨県	昭和30年2月15日
159	天・国	甲斐犬		山梨県	昭和9年1月22日
160	天・国	燕岩岩脈	御岳町3285-1	甲府市	昭和9年12月28日
161	天・国	ヤマネ		山梨県	昭和50年6月26日
162	天・県	岩窪のヤツブサウメ	岩窪町246	武田神社	昭和34年2月9日
163	天・県	塩部寿のフジ	緑が丘2丁目8-1	山梨県	昭和34年2月9日
164	天・県	水晶峠のヒカリゴケ洞穴	御岳町室ヶ平3290	甲府市	昭和38年9月9日
165	天・県	塩沢寺の舞鶴マツ	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和40年5月13日
166	天・県	慈恩寺のフジ	大津町1322	慈恩寺	昭和62年1月21日
167	天・県	リニア高川トンネル産出新第三紀化石	丸の内1丁目6-1	山梨県	平成6年11月7日
168	天・県	兄川から出土したナウマン象等の化石	下曽根町923	山梨県立考古博物館	平成7年6月22日
169	天・市	玄法院のイチョウ	天神町2-18	玄法院	昭和42年4月11日
170	天・市	西下条のシダレイチョ ウ	西下条町734	個人	昭和42年4月11日
171	天・市	下今井のヒイラギ	下今井町745	個人	昭和42年11月14日
172	天・市	上石田のサイカチ	上石田1丁目	上石田北部自治会	昭和44年2月14日
173	天・市	東光寺町稲荷社のサカキ	東光寺町2153	東光寺西部自治会	昭和44年3月11日
174	天・市	金桜神社のスギ群	御岳町2347	金桜神社	昭和52年3月1日
175	天・市	カワセミ	市内一円	甲府市	昭和61年3月12日
176	天・市	塩沢寺のシラカシ林	湯村3丁目17-2	塩沢寺	昭和62年3月31日
177	天・市	円楽寺のイチョウ	右左口町4104	円楽寺	平成19年6月30日
178	天・市	王子権現のシダレザクラ	右左口町3239	王子権現	平成19年6月30日
179	天・市	ヒメギフチョウ		甲府市	令和7年8月20日
180	無民国	天津司舞	小瀬町・下鍛冶屋町	天津司の舞保存会	昭和51年5月4日
181	無民県	黒平の能三番	上黒平・下黒平	黒平の能三番保存会 下黒平の能三番保存会	昭和35年11月7日

182	無民市	甲府囃子	中央2丁目	甲府囃子保存会	昭和40年7月13日
183	無民市	金櫻神社大々神楽 付面と衣裳	御岳町2347	金櫻神社大々神楽保存会	昭和57年3月9日
184	無民市	甲府町火消し	甲府市	甲府市消防記念会	昭和63年6月17日
185	有民県	山城の七天神	上今井町	個人	昭和35年11月7日
186	有民県	右左口の人形芝居のかしらほか用具一式	右左口町95	宿区	平成16年11月29日
187	有民県	上積翠寺の岩船地蔵	上積翠寺町135-1、135-4	上積翠寺鍛冶屋組	平成29年3月2日
188	有民市	国玉の農ごよみ絵屏風	国玉町1164	個人	昭和50年8月12日
189	有民市	武田逍遙軒位牌	桜井町999	逍遙院	昭和52年3月24日
190	有民市	国母稲積地蔵立像	国母8丁目12-27	国母八丁目東部自治会	昭和54年4月10日
191	有民市	法泉寺石造井戸側1基	和田町2595	法泉寺	昭和55年2月12日
192	有民市	穴切大神社の鏝絵絵馬群	宝２丁目８番５号	穴切大神社	令和4年3月30日
193	国登録	旧上九一色郵便局	古関町3306	個人	平成8年12月20日
194	国登録	甲府法人会館（旧甲府商工会議所）	中央4丁目12-21	社団法人甲府法人会	平成8年12月20日
195	国登録	平瀬浄水場旧濾過池整水井	平瀬町437-3	甲府市水道事業管理者	平成9年7月15日
196	国登録	平瀬水源旧事務所（水交庵）	平瀬町437-3	甲府市水道事業管理者	平成9年12月12日
197	国登録	平瀬浄水場旧取水口門部	平瀬町437-3	甲府市水道事業管理者	平成10年9月2日
198	国登録	平瀬浄水場旧片山隧道下口	羽黒町字梨の木1715	甲府市水道事業管理者	平成10年9月2日
199	国登録	平瀬浄水場旧片山隧道上口	平瀬町2903	甲府市水道事業管理者	平成10年10月9日
200	国登録	平瀬浄水場第二隧道上口	平瀬町	甲府市水道事業管理者	平成11年8月23日
201	国登録	山梨大学赤レンガ館	北新1丁目4-2	国立大学法人山梨大学	平成18年10月18日
202	国登録	相原家住宅主屋	御岳町2472	個人	平成28年11月29日
203	国登録	細田家住宅主屋	御岳町2362	個人	平成28年11月29日
204	国登録	御岳公会堂（旧金櫻神社参籠所）	御岳町字上村2368-1	金櫻神社	平成28年11月29日
205	国登録	山梨大学水晶庫	武田4丁目74-1	国立大学法人山梨大学	令和2年8月17日
206	国登録	旧堀田古城園主屋	大手3丁目3735-1他	甲府市	令和3年2月4日
207	国登録	旧堀田古城園北離れ	大手3丁目3735-1	甲府市	令和3年2月4日
208	国登録	旧堀田古城園木戸門	大手3丁目3735-1	甲府市	令和3年2月4日
209	国登録	旧堀田古城園茶室	大手3丁目3735-2	甲府市	令和3年2月4日
210	国登録	旧堀田古城園長屋	大手3丁目3735-1	甲府市	令和3年2月4日
211	国登録	旧堀田古城園南離れ	大手3丁目3735-2	甲府市	令和3年2月4日
212	国登録	山梨英和中学校・高等学校講堂グリンバンク・チャペル	愛宕町112	学校法人山梨英和学院	令和4年10月31日
213	国登録	櫻林家住宅奥座敷　一棟	宮原町1299	個人	令和5年8月7日
214	国登録	櫻林家住宅西文庫蔵　一棟	宮原町1299	個人	令和5年8月7日
215	国登録	櫻林家住宅東文庫蔵　一棟	宮原町1299	個人	令和5年8月7日
216	国登録	櫻林家住宅米蔵及び道具蔵　一棟	宮原町1299	個人	令和5年8月7日

217	国登録	櫻林家住宅長屋門　一棟	宮原町1299	個人	令和5年8月7日
218	国登録	旧松亭蔵座敷　一棟	中央3丁目263-1他	昭和測量株式会社	令和6年3月6日
219	国登録	旧松亭土蔵　一棟	中央3丁目263-1他	昭和測量株式会社	令和6年3月6日
220	国登録	旧松亭稲荷社　一棟	中央3丁目263-1他	昭和測量株式会社	令和6年3月6日
221	国登録	萩原家住宅（旧大木家住宅）翁姿庵茶室	湯村3丁目508-1	個人	令和7年3月13日
222	国登録	萩原家住宅（旧大木家住宅）翁姿庵雪隠	湯村3丁目508-1	個人	令和7年3月13日

※(資料)教育部生涯学習室調べ

2.　建造物の防災施設設備状況

指定別	文　化　財　名	自動火災報知設備設置状況	防火水槽・消火栓設置状況	消火器具設置状況	周囲150m以内の水利状況	所有者名
国	穴切大神社本殿	○	防火水槽 消火栓	○	消火栓	穴切大神社
〃	東光寺仏殿	○	防火水槽 消火栓	○	消火栓	東光寺
〃	塩沢寺地蔵堂	○	防火水槽 消火栓	○	消火栓 河川	塩沢寺
〃	善光寺本堂	○	防火水槽 消火栓	○	消火栓 河川	善光寺
〃	旧睦沢学校校舎	○	防火水槽 消火栓	○	消火栓	甲府市
〃	高室家住宅	○	防火水槽 消火栓	○	河川	甲府市
〃	富岡家住宅	○	消火栓	○	河川	個人
県	立本寺本堂	○	－	○	井戸・河川	立本寺
〃	山梨県庁舎別館(旧本館)及び県議会議事堂	○	消火栓	○	消火栓・堀	山梨県
〃	石川家住宅	○		○	河川	個人
市	法泉寺の経蔵及び内部の輪蔵付鉄眼版一切経 法泉寺鐘楼門	○	－	○	－	法泉寺
〃	大泉寺総門	○	－	○	池・河川	大泉寺
〃	穴切大神社随神門附棟札	○	防火水槽 消火栓	○	消火栓	穴切大神社
〃	佐久神社本殿	○	簡易水槽 消火栓	○	消火栓 河川	佐久神社

〃	永泰寺釈迦堂	－	－	○	河川	永泰寺
〃	住吉神社本殿	○	－	○	池	住吉神社

3.　美術工芸品保存庫設置状況

指定別	文化財名称	要設置	設置状況		所有者名	備考
			設置済	未設置		
国	木造阿弥陀如来及両脇侍像	○	○		善光寺	
〃	木造阿弥陀如来及両脇侍像	○	○			
〃	銅造阿弥陀如来及両脇侍立像	－	－			
県	絹本著色浄土曼荼羅図	○	○			
〃	木造源頼朝坐像	○	○			
〃	銅鐘	－	－			
〃	絹本著色善光寺如来絵伝	○	○			
市	木造源実朝坐像	○	○			
〃	木造本田善光坐像	○	○			
〃	木造本田善光夫人坐像	○	○			
〃	木造法然上人坐像	○	○			
〃	木造蓮生法師坐像	○	○			
〃	木造玄和居士坐像	○	○			
〃	木造薬師如来立像	○	○			
〃	麻布朱地著色地蔵十王図	○	○			
国	木造聖徳太子立像	○	○		仁勝寺	
国	絹本著色武田信虎像	○		○	大泉寺	
〃	絹本墨画松梅図	○		○		
県	大泉寺文書	○		○		
〃	金銅金具装笈	○		○		
市	紺紙金泥法華経	○		○		
国	絹本著色武田信虎夫人像	－	－		長禅寺	夫人像は国立博物館で保管
県	紙本著色渡唐天神像	○		○		
国	太刀〈銘一〉	○	○		武田神社	
市	武田神社所蔵文書附木箱3箱	○	○			
〃	古府中村絵図	○	○			
県	木造十一面観音立像	－	－		青松院	
市	木造不動明王立像	－	－			
国	絹本著色釈迦三尊十八羅漢図	○	○		一蓮寺	
県	一蓮寺過去帳	○	○			
〃	紙本著色渡唐天神像	○	○			
〃	絹本著色柳沢吉保像(自賛)狩野常信筆	○	○			
〃	絹本著色束帯天神像	○	○			
〃	絹本著色柿本人麻呂像	○	○			
市	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	○	○			
〃	絹本著色阿弥陀三尊来迎図	○	○			
〃	絹本墨画不動明王図	○	○			
県	蘭渓道隆書簡	○	○		東光寺	
〃	木造薬師如来坐像	－	－			
〃	木造薬師十二神将像	－	－			
県	能面	○		○	金桜神社	
〃	住吉蒔絵手箱	○		○		
〃	家紋散蒔絵手箱	○		○		
〃	筏散蒔絵鼓胴	○		○		
〃	武具散蒔絵鼓胴	○		○		

県	石造地蔵菩薩坐像	－	－		塩沢寺	
県	坂田家文書	○	○		個人蔵	
県	祇園寺文書	○		○	個人蔵	
県	絹本著色雪田和尚画像	○	○		恵運院	所在不明
市	恵運院文書	○	○			
県	刀	○		○	個人蔵	
県	脇指銘一徳斎助則	○		○	個人蔵	
市	敬泉寺木造十面観音立像	○		○	敬泉寺	
市	敬泉寺木造阿弥陀如来立像 附紙本墨書『阿弥陀経』	○		○	敬泉寺	
市	逍遙院文書	○		○	逍遙院	
〃	木造地蔵菩薩立像	－	－			
〃	武田逍遙軒位牌	－	－			
市	紙本墨書日蓮書状	○		○	信立寺	
市	法泉寺釈迦如来坐像1躯	－	－		法泉寺	
〃	法泉寺夢窓国師坐像1躯	－	－			
〃	法泉寺古文書	○		○		
市	武田信玄和漢連句	○		○	積翠寺	
〃	八ノ宮良純親王墨跡	○		○		
〃	硯筥・煙草盆					
県	鉄山宗鈍印可関係史料	○		○	義雲院	
市	紙本著色鉄山禅師画像	○		○		
市	木造夢窓国師坐像	－	－		勝善寺	
〃	木造釈迦如来坐像	－	－			
市	木造釈迦如来坐像	－	－		長宝寺	
県	紙本墨書猘狗経	○			個人蔵	山梨県立博物館寄託
市	旧荒川村「当村地名明細帳」 一冊付荒川組地籍図等	○		○	個人蔵	
県	木造刀八毘沙門天及び 勝軍地蔵坐像	○	○		円光院	
市	円光院文書	○	○			
〃	打敷	○	○			
〃	円光院天目茶碗・赤絵碗	○	○			
県	木造六観音、男神立像及び諸尊像	○		○	福王寺	
県	銅造観世音菩薩立像	－	－		甲府市	県指定物は山梨県立博物館で保管。市指定物は岩窪甲文館で展示。
〃	大坪遺跡出土、刻書土器	－	－			
市	外中代遺跡出土暗文絵画土器	－	－			
市	木造阿弥陀如来立像	－	－		清泰寺	
県	木造釈迦如来坐像	－	－		東禅寺	
県	木造釈迦如来坐像	－	－		安国寺	
県	木造釈迦如来立像	－	－		永泰寺	
県	木造役行者及び二鬼像	－	－		円楽寺	
市	円楽寺経筒付泥塔	○		○		
市	宇波刀神社神像群	－	－		宇波刀神社	
市	絹本紺地金泥阿弥陀三尊像	－	－		天尊躰寺	
市	紺紙金泥法華経	○		○	法華寺	
県	右左口区有文書及び関連資料一括	－	－		宿区	山梨県立博物館寄託
〃	右左口の人形芝居のかしらほか用具一式	－	－			
市	旧古府中村日影組村絵図一面	○		○	個人蔵	
市	国玉の農ごよみ絵屏風	○		○	個人蔵	

国	深鉢形土器	○	○			
〃	山梨県一の沢遺跡出土品	○	○			
〃	山梨県酒呑場遺跡出土品	○	○			
県	銚子塚古墳出土埴輪	○	○			
〃	木製農具、木製剣、皮綴部材	○	○			
〃	立石遺跡出土品	○	○			
〃	丘の公園第二遺跡出土品	○	○			
〃	丘の公園一四番ホール遺跡出土品	○	○			
〃	稲荷塚古墳出土、銅鋺・象嵌太刀等	○	○			
	出土品一括	○	○		山梨県立 考古博物館	
〃	容器型土偶	○	○			
〃	平林二号墳出土品	○	○			
〃	大師東丹保遺跡網代	○	○			
〃	甲府城跡出土飾瓦	○	○			
〃	甲府城跡出土遺物	○	○			
〃	甲府城跡出土金箔鯱瓦	○	○			
〃	海道前C遺跡土坑出土品	○	○			
〃	銚子塚古墳出土木製祭祀具	○	○			
〃	安道寺遺跡出土品	○	○			

第 10 節　地区防災計画作成自治会

1.　地区防災計画作成自治会

地区名		自治会名	承認日		自治会名	承認日
琢美地区	1	城東二丁目第一	2019 年 3 月 27 日	10	池添巽	2019 年 3 月 27 日
	2	城東二丁目第二	2019 年 3 月 27 日	11	金手町友会	2019 年 3 月 27 日
	3	城東二丁目北深	2019 年 3 月 27 日	12	上一条	2019 年 3 月 27 日
	4	池添第一	2019 年 3 月 27 日	13	下一条	2019 年 3 月 27 日
	5	池添第二	2019 年 3 月 27 日	14	和田平	2019 年 3 月 27 日
	6	池添第三	2019 年 3 月 27 日	15	城東五丁目	2019 年 3 月 27 日
	7	池添第四	2019 年 3 月 27 日	16	城東誓和	2019 年 3 月 27 日
	8	池添第五	2019 年 3 月 27 日	17	ふれあい	2019 年 3 月 27 日
	9	池添第六	2019 年 3 月 27 日	18	ナイスアーバン	2019 年 3 月 27 日
東地区	1	東青沼一丁目	2019 年 3 月 27 日	8	朝気北部	2019 年 3 月 27 日
	2	青沼一丁目東部	2019 年 3 月 27 日	9	朝気一丁目	2019 年 3 月 27 日
	3	青沼二丁目西部	2019 年 3 月 27 日	10	朝気二丁目	2019 年 3 月 27 日
	4	青沼二丁目中部	2019 年 3 月 27 日	11	朝気中央	2019 年 3 月 27 日
	5	青沼二丁目東部	2019 年 3 月 27 日	12	朝気三丁目	2019 年 3 月 27 日
	6	青沼三丁目東部	2019 年 3 月 27 日	13	朝気南部	2019 年 3 月 27 日
	7	青沼三丁目睦	2019 年 3 月 27 日	14	青葉町	2019 年 3 月 27 日
里垣地区	1	東光寺東部	2019 年 3 月 27 日	15	善光寺高倉	2019 年 3 月 27 日
	2	東光寺西部	2019 年 3 月 27 日	16	善光寺善七会	2019 年 3 月 27 日
	3	東光寺南部	2019 年 3 月 27 日	17	善光寺板垣	2019 年 3 月 27 日
	4	東光寺新生会	2019 年 3 月 27 日	18	善光寺第三	2019 年 3 月 27 日
	5	東光寺東友会	2019 年 3 月 27 日	19	善光寺第四	2019 年 3 月 27 日
	6	東光寺東和会	2019 年 3 月 27 日	20	善光寺第五	2019 年 3 月 27 日
	7	東光寺東栄会	2019 年 3 月 27 日	21	善光寺第六	2019 年 3 月 27 日
	8	東光寺東光会	2019 年 3 月 27 日	22	砂田	2019 年 3 月 27 日
	9	善光寺北原	2019 年 3 月 27 日	23	酒折駅前	2019 年 3 月 27 日
	10	善光寺寺内	2019 年 3 月 27 日	24	酒折東部	2019 年 3 月 27 日
	11	善光寺善北横町	2019 年 3 月 27 日	25	酒折本町	2019 年 3 月 27 日
	12	善光寺山門前	2019 年 3 月 27 日	26	レヂオンス	2019 年 3 月 27 日
	13	善光寺山門下	2019 年 3 月 27 日	27	グリーンヒル愛宕	2020 年 7 月 28 日
	14	善光寺芝原	2019 年 3 月 27 日			
玉諸地区	1	七沢町	2019 年 3 月 27 日	9	上阿原町中央	2019 年 3 月 27 日
	2	梅の木	2019 年 3 月 27 日	10	上阿原町新田	2019 年 3 月 27 日
	3	国玉町	2019 年 3 月 27 日	11	西高橋町	2019 年 3 月 27 日
	4	里吉一丁目	2019 年 3 月 27 日	12	西高橋町東	2019 年 3 月 27 日
	5	里吉二丁目	2019 年 3 月 27 日	13	向町	2019 年 3 月 27 日
	6	里吉三丁目	2019 年 3 月 27 日	14	蓬沢町	2019 年 3 月 27 日
	7	里吉四丁目	2019 年 3 月 27 日	15	グランヴィ南甲府	2019 年 3 月 27 日
	8	上阿原町本町	2019 年 3 月 27 日			
甲運地区	1	和戸町	2019 年 3 月 27 日	4	川田町	2019 年 3 月 27 日
	2	三ツ石	2019 年 3 月 27 日	5	桜井町	2019 年 3 月 27 日
	3	横根町	2019 年 3 月 27 日			
穴切地区	1	宝寿	2019 年 3 月 27 日	12	宝二丁目西青沼	2019 年 3 月 27 日
	2	寿町第五区	2019 年 3 月 27 日	13	飯田湯川	2019 年 3 月 27 日
	3	寿南部	2019 年 3 月 27 日	14	飯田鶴巻台東	2019 年 3 月 27 日
	4	寿東部	2019 年 3 月 27 日	15	飯田鶴巻台西	2019 年 3 月 27 日
	5	宝二丁目第一	2019 年 3 月 27 日	16	飯田南部	2019 年 3 月 27 日

	6	宝二丁目第二	2019 年 3 月 27 日	17	飯田東部	2019 年 3 月 27 日
	7	宝二丁目第三	2019 年 3 月 27 日	18	飯田宮組	2019 年 3 月 27 日
	8	宝一丁目清和	2019 年 3 月 27 日	19	仲飯田	2019 年 3 月 27 日
	9	宝一丁目西部	2019 年 3 月 27 日	20	飯田青桐	2019 年 3 月 27 日
	10	宝一丁目東部	2019 年 3 月 27 日	21	飯田西部	2020 年 7 月 28 日
	11	穴切南二	2019 年 3 月 27 日			
貢川地区	1	徳行一丁目東部	2019 年 3 月 27 日	8	上石田北部	2019 年 3 月 27 日
	2	徳行南部	2019 年 3 月 27 日	9	上石田西新居	2019 年 3 月 27 日
	3	貢川一丁目	2019 年 3 月 27 日	10	貢川本町東部	2019 年 3 月 27 日
	4	貢川二丁目	2019 年 3 月 27 日	11	徳行本町	2019 年 3 月 27 日
	5	徳行二丁目	2019 年 3 月 27 日	12	貢川本町西部	2019 年 3 月 27 日
	6	富竹西部	2019 年 3 月 27 日	13	家具団地	2019 年 3 月 27 日
	7	富竹東部	2019 年 3 月 27 日			
石田地区	1	上石田東部	2019 年 3 月 27 日	9	南西第二団地	2019 年 3 月 27 日
	2	上石田中部	2019 年 3 月 27 日	10	高畑北部	2019 年 3 月 27 日
	3	上石田二丁目南部	2019 年 3 月 27 日	11	高畑一丁目飯豊	2019 年 3 月 27 日
	4	上石田三丁目	2019 年 3 月 27 日	12	高畑中部	2019 年 3 月 27 日
	5	上石田悠紀	2019 年 3 月 27 日	13	高畑東部	2019 年 3 月 27 日
	6	上石田南進	2019 年 3 月 27 日	14	高畑西	2019 年 3 月 27 日
	7	下石田二丁目	2019 年 3 月 27 日	15	高畑南西	2019 年 3 月 27 日
	8	南西第一団地	2019 年 3 月 27 日			
池田地区	1	荒川	2019 年 3 月 27 日	7	池田	2019 年 3 月 27 日
	2	池田三丁目	2019 年 3 月 27 日	8	下飯田	2019 年 3 月 27 日
	3	金竹	2019 年 3 月 27 日	9	下飯田東部	2019 年 3 月 27 日
	4	長松寺北部	2019 年 3 月 27 日	10	下飯田南部	2019 年 3 月 27 日
	5	長松寺南西	2019 年 3 月 27 日	11	荒川団地	2019 年 3 月 27 日
	6	長松寺南部	2019 年 3 月 27 日			
新田地区	1	新田町	2019 年 3 月 27 日	4	桜が丘第二	2019 年 3 月 27 日
	2	中村町	2019 年 3 月 27 日	5	桜が丘第三	2019 年 3 月 27 日
	3	桜が丘第一	2019 年 3 月 27 日	6	桜が丘第四	2019 年 3 月 27 日
湯田地区	1	太田町東部	2019 年 3 月 27 日	9	太田町北部	2019 年 3 月 27 日
	2	太田町南部	2019 年 3 月 27 日	10	北大路	2019 年 3 月 27 日
	3	住吉通り	2019 年 3 月 27 日	11	東三条通り	2019 年 3 月 27 日
	4	西一・二条通り	2019 年 3 月 27 日	12	南口	2019 年 3 月 27 日
	5	東一条南部	2019 年 3 月 27 日	13	湯田第一	2019 年 3 月 27 日
	6	東一条北部	2019 年 3 月 27 日	14	湯田町第二	2019 年 3 月 27 日
	7	東二条南部	2019 年 3 月 27 日	15	若松町南部	2019 年 3 月 27 日
	8	東二条北部	2019 年 3 月 27 日	16	若松町北部	2019 年 3 月 27 日
伊勢地区	1	北伊勢町	2019 年 3 月 27 日	16	伊勢南二センター	2019 年 3 月 27 日
	2	伊勢西部睦	2019 年 3 月 27 日	17	木俣親隣	2019 年 3 月 27 日
	3	伊勢西部第一区	2019 年 3 月 27 日	18	木俣西木俣	2019 年 3 月 27 日
	4	伊勢西部第二区	2019 年 3 月 27 日	19	木俣南光勢	2019 年 3 月 27 日
	5	伊勢西部第三区	2019 年 3 月 27 日	20	木俣共栄	2019 年 3 月 27 日
	6	伊勢西部第五区	2019 年 3 月 27 日	21	木俣進栄	2019 年 3 月 27 日
	7	伊勢中部	2019 年 3 月 27 日	22	木俣新田	2019 年 3 月 27 日
	8	伊勢南一第一区	2019 年 3 月 27 日	23	木俣新勢	2019 年 3 月 27 日
	9	伊勢南一第二区	2019 年 3 月 27 日	24	木俣南勢	2019 年 3 月 27 日
	10	伊勢南一第三区	2019 年 3 月 27 日	25	木俣五月	2019 年 3 月 27 日
	11	甲南親和	2019 年 3 月 27 日	26	木俣新生	2019 年 3 月 27 日
	12	友愛会	2019 年 3 月 27 日	27	住吉二丁目西部	2019 年 3 月 27 日

	13	伊勢南二第一	2019年3月27日	28	住吉二丁目中部	2019年3月27日
	14	伊勢南二中央	2019年3月27日	29	住吉二丁目東部	2019年3月27日
	15	伊勢南二南部	2019年3月27日			
国母地区	1	高畑南部	2019年3月27日	8	上小河原東部	2019年3月27日
	2	下石田東部	2019年3月27日	9	上小河原中部	2019年3月27日
	3	下石田西部	2019年3月27日	10	上小河原西部	2019年3月27日
	4	駒形	2019年3月27日	11	国栄	2019年3月27日
	5	十栄会	2019年3月27日	12	国母七丁目	2019年3月27日
	6	北上条	2019年3月27日	13	上条南部	2019年3月27日
	7	睦美会	2019年3月27日	14	国母八丁目東部	2019年3月27日
山城地区	1	小瀬町	2019年3月27日	15	下今井町	2019年3月27日
	2	上今井町	2019年3月27日	16	小曲町	2019年3月27日
	3	さつき	2019年3月27日	17	中町	2019年3月27日
	4	下鍛冶屋町	2019年3月27日	18	東下条町	2019年3月27日
	5	落合町	2019年3月27日	19	山城南団地	2019年3月27日
	6	西油川町	2019年3月27日	20	むつみ	2019年3月27日
	7	下小河原	2019年3月27日	21	中小河原南西	2019年3月27日
	8	上町	2019年3月27日	22	住吉五丁目日吉	2019年3月27日
	9	上町南新	2019年3月27日	23	中小河原第一北	2019年3月27日
	10	上町住宅	2019年3月27日	24	中小河原第一南	2019年3月27日
	11	日の出	2019年3月27日	25	中小河原第二	2019年3月27日
	12	増坪町	2019年3月27日	26	中小河原第五	2019年3月27日
	13	中小河原第三	2019年3月27日	27	リニアタウン	2019年3月27日
	14	中小河原第四	2019年3月27日	28	中小河原第六	2020年7月28日
大里地区	1	二日市場南	2019年3月27日	9	古市場	2019年3月27日
	2	中条	2019年3月27日	10	堀之内	2019年3月27日
	3	関口	2019年3月27日	11	高室	2019年3月27日
	4	中条南	2019年3月27日	12	堀之内官舎	2019年3月27日
	5	耕南	2019年3月27日	13	西下条	2019年3月27日
	6	城南	2019年3月27日	14	大津	2019年3月27日
	7	大里住宅	2019年3月27日	15	南団地	2019年3月27日
	8	宮原	2019年3月27日	16	関口西	2019年3月27日
大国地区	1	上小河原町	2019年3月27日	10	二日市場西	2019年3月27日
	2	豊栄	2019年3月27日	11	二日市場東	2019年3月27日
	3	古上条	2019年3月27日	12	向井	2019年3月27日
	4	古上条新友	2019年3月27日	13	大国北団地	2019年3月27日
	5	後屋本町	2019年3月27日	14	大里第三	2019年3月27日
	6	後屋団地	2019年3月27日	15	美里	2019年3月27日
	7	後屋団地親和会	2019年3月27日	16	北耕地	2019年3月27日
	8	窪中島	2019年3月27日	17	後屋エコー	2019年3月27日
	9	円満寺	2019年3月27日	18	大国東	2019年3月27日
住吉地区	1	住吉弥奈喜	2019年3月27日	11	住吉東部第一	2019年3月27日
	2	住吉共和	2019年3月27日	12	住吉東部第二	2019年3月27日
	3	住吉美吉	2019年3月27日	13	住吉西部	2019年3月27日
	4	住吉第一	2019年3月27日	14	住吉南嶺	2019年3月27日
	5	住吉宮元	2019年3月27日	15	住吉南報	2019年3月27日
	6	住吉朗第一	2019年3月27日	16	住吉親和	2019年3月27日
	7	住吉朗第二	2019年3月27日	17	住吉親隣	2019年3月27日
	8	住吉朗第三	2019年3月27日	18	住吉曙	2019年3月27日
	9	レヂオンス甲府	2019年3月27日	19	住吉新生	2019年3月27日
	10	住吉南栄	2019年3月27日	20	住吉南部	2019年3月27日

中道地区	1	上宿	2019 年 3 月 27 日	12	白井東	2019 年 3 月 27 日
	2	中宿	2019 年 3 月 27 日	13	白井西	2019 年 3 月 27 日
	3	下宿	2019 年 3 月 27 日	14	浜	2019 年 3 月 27 日
	4	七覚	2019 年 3 月 27 日	15	文珠	2019 年 3 月 27 日
	5	心経寺	2019 年 3 月 27 日	16	中村	2019 年 3 月 27 日
	6	中畑	2019 年 3 月 27 日	17	下区	2019 年 3 月 27 日
	7	上向山	2019 年 3 月 27 日	18	宮下	2019 年 3 月 27 日
	8	金沢	2019 年 3 月 27 日	19	下曽根東	2019 年 3 月 27 日
	9	佐久	2019 年 3 月 27 日	20	下曽根中	2019 年 3 月 27 日
	10	松本	2019 年 3 月 27 日	21	下曽根北	2019 年 3 月 27 日
	11	下曽根西	2019 年 3 月 27 日	22	善藤	2020 年 7 月 28 日
上九一色地区	1	梯	2019 年 3 月 27 日	4	平川	2019 年 3 月 27 日
	2	飯田	2019 年 3 月 27 日	5	入野	2019 年 3 月 27 日
	3	本郷	2019 年 3 月 27 日			
北新地区	1	緑が丘北部	2019 年 3 月 27 日	8	梅屋敷	2019 年 3 月 27 日
	2	南塔岩	2019 年 3 月 27 日	9	古府中本町	2019 年 3 月 27 日
	3	塔岩	2019 年 3 月 27 日	10	北新団地Ｄ棟	2019 年 3 月 27 日
	4	西久保	2019 年 3 月 27 日	11	北新団地B棟	2019 年 3 月 27 日
	5	北新第一	2019 年 3 月 27 日	12	緑和	2019 年 3 月 27 日
	6	緑が丘	2019 年 3 月 27 日	13	北新団地Ａ棟	2019 年 3 月 27 日
	7	万寿森	2019 年 3 月 27 日			
相川地区	1	上積翠寺町	2019 年 3 月 27 日	9	広小路	2019 年 3 月 27 日
	2	下積翠寺町	2019 年 3 月 27 日	10	桜	2019 年 3 月 27 日
	3	日影	2019 年 3 月 27 日	11	参道	2019 年 3 月 27 日
	4	塚原町	2019 年 3 月 27 日	12	北東	2019 年 3 月 27 日
	5	小松	2019 年 3 月 27 日	13	大手	2019 年 3 月 27 日
	6	和田町	2019 年 3 月 27 日	14	大手東部	2019 年 3 月 27 日
	7	西田町	2019 年 3 月 27 日	15	岩窪町	2019 年 3 月 27 日
	8	峰本	2019 年 3 月 27 日			
千塚地区	1	湯村一･二丁目	2019 年 3 月 27 日	15	四一会	2019 年 3 月 27 日
	2	千塚東町	2019 年 3 月 27 日	16	三五会	2019 年 3 月 27 日
	3	千塚仲町	2019 年 3 月 27 日	17	清和会	2019 年 3 月 27 日
	4	千塚橋場	2019 年 3 月 27 日	18	西千塚	2019 年 3 月 27 日
	5	千塚西町	2019 年 3 月 27 日	19	三六会	2019 年 3 月 27 日
	6	千塚上町	2019 年 3 月 27 日	20	千塚中道	2019 年 3 月 27 日
	7	千塚北町	2019 年 3 月 27 日	21	加牟那塚	2019 年 3 月 27 日
	8	湯村町	2019 年 3 月 27 日	22	千塚鳥の木	2019 年 3 月 27 日
	9	優和会	2019 年 3 月 27 日	23	陣場	2019 年 3 月 27 日
	10	湯川会	2019 年 3 月 27 日	24	一湯会	2019 年 3 月 27 日
	11	明和会	2019 年 3 月 27 日	25	音羽町	2019 年 3 月 27 日
	12	三葉会	2019 年 3 月 27 日	26	千塚富士見	2019 年 3 月 27 日
	13	三十四会	2019 年 3 月 27 日	27	美富士	2019 年 3 月 27 日
	14	育葉会	2019 年 3 月 27 日			
羽黒地区	1	三笠	2019 年 3 月 27 日	14	水道路北	2019 年 3 月 27 日
	2	羽黒町	2019 年 3 月 27 日	15	宮塚団地	2019 年 3 月 27 日
	3	湯村ヶ丘	2019 年 3 月 27 日	16	山海道	2019 年 3 月 27 日
	4	神田	2019 年 3 月 27 日	17	山宮向田	2019 年 3 月 27 日
	5	湯村鳥の木	2019 年 3 月 27 日	18	北東	2019 年 3 月 27 日
	6	新和	2019 年 3 月 27 日	19	銀座	2019 年 3 月 27 日
	7	加牟那塚北	2019 年 3 月 27 日	20	西町	2019 年 3 月 27 日
	8	美里	2019 年 3 月 27 日	21	旭ヶ丘	2019 年 3 月 27 日

	9	山宮中央	2019 年 3 月 27 日	22	富士見台	2019 年 3 月 27 日
	10	桜田	2019 年 3 月 27 日	23	山宮ハイタウン	2019 年 3 月 27 日
	11	東栄	2019 年 3 月 27 日	24	梅ヶ坪	2020 年 7 月 28 日
	12	南新	2019 年 3 月 27 日			
	13	山宮南東	2019 年 3 月 27 日			
千代田地区	1	平瀬町平瀬	2019 年 3 月 27 日	3	上帯那町	2019 年 3 月 27 日
	2	平瀬町上野	2019 年 3 月 27 日	4	下帯那町	2019 年 3 月 27 日
能泉地区	1	竹日向町	2019 年 3 月 27 日	3	昇仙峡通り	2019 年 3 月 27 日
	2	高成町	2019 年 3 月 27 日			
宮本地区	1	御岳町	2019 年 3 月 27 日	4	草鹿沢	2019 年 3 月 27 日
	2	猪狩町	2019 年 3 月 27 日	5	下黒平	2019 年 3 月 27 日
	3	高町	2019 年 3 月 27 日	6	上黒平	2019 年 3 月 27 日
富士川地区	1	愛宕町中部	2019 年 3 月 27 日	11	北工会	2019 年 3 月 27 日
	2	愛宕町坂	2019 年 3 月 27 日	12	魚町	2019 年 3 月 27 日
	3	桃山	2019 年 3 月 27 日	13	柳栄会	2019 年 3 月 27 日
	4	瑞雲	2019 年 3 月 27 日	14	甲斐奈会	2019 年 3 月 27 日
	5	東橘町	2019 年 3 月 27 日	15	穴山町	2019 年 3 月 27 日
	6	境町	2019 年 3 月 27 日	16	八日町	2019 年 3 月 27 日
	7	富士川町	2019 年 3 月 27 日	17	三日町	2019 年 3 月 27 日
	8	竪近習町	2019 年 3 月 27 日	18	下連雀東部	2019 年 3 月 27 日
	9	横近習町	2019 年 3 月 27 日	19	下連雀西部	2019 年 3 月 27 日
	10	工栄会	2019 年 3 月 27 日	20	銀一会	2019 年 3 月 27 日
相生地区	1	相生三丁目	2019 年 3 月 27 日	9	代官町	2019 年 3 月 27 日
	2	上連雀町	2019 年 3 月 27 日	10	相生北部	2019 年 3 月 27 日
	3	柳三会	2019 年 3 月 27 日	11	相生一丁目西部	2019 年 3 月 27 日
	4	柳四会	2019 年 3 月 27 日	12	緑盛会	2019 年 3 月 27 日
	5	相生一丁目	2019 年 3 月 27 日	13	相生南部	2019 年 3 月 27 日
	6	桶屋町	2019 年 3 月 27 日	14	相生三丁目南部	2019 年 3 月 27 日
	7	鍛交会	2019 年 3 月 27 日	15	泉町	2019 年 3 月 27 日
	8	佐渡町	2019 年 3 月 27 日			
春日地区	1	橘町	2019 年 3 月 27 日	10	桜町南部	2019 年 3 月 27 日
	2	百石町中部	2019 年 3 月 27 日	11	桜町中部	2019 年 3 月 27 日
	3	百石町北部	2019 年 3 月 27 日	12	丸三南	2019 年 3 月 27 日
	4	百石町南部	2019 年 3 月 27 日	13	富水	2019 年 3 月 27 日
	5	錦町	2019 年 3 月 27 日	14	丸の内二丁目	2019 年 3 月 27 日
	6	春日町	2019 年 3 月 27 日	15	二三和	2019 年 3 月 27 日
	7	紅梅町	2019 年 3 月 27 日	16	東栄会	2019 年 3 月 27 日
	8	常盤町	2019 年 3 月 27 日	17	丸の内八番街	2019 年 3 月 27 日
	9	新青沼	2019 年 3 月 27 日			
新紺屋地区	1	愛宕町北部	2019 年 3 月 27 日	13	城北	2019 年 3 月 27 日
	2	元紺屋町	2019 年 3 月 27 日	14	畳町	2019 年 3 月 27 日
	3	元宮	2019 年 3 月 27 日	15	武田一丁目	2019 年 3 月 27 日
	4	宮前町	2019 年 3 月 27 日	16	東部竪町	2019 年 3 月 27 日
	5	古府中南部	2019 年 3 月 27 日	17	武田二丁目	2019 年 3 月 27 日
	6	元柳	2019 年 3 月 27 日	18	新紺屋西町	2019 年 3 月 27 日
	7	横田･広庭	2019 年 3 月 27 日	19	水門	2019 年 3 月 27 日
	8	正永	2019 年 3 月 27 日	20	セインツ 25	2019 年 3 月 27 日
	9	御納戸	2019 年 3 月 27 日	21	北口一丁目	2019 年 3 月 27 日
	10	新柳	2019 年 3 月 27 日	22	北口	2019 年 3 月 27 日
	11	久保町	2019 年 3 月 27 日	23	富士見	2019 年 3 月 27 日

	12	山緑	2019 年 3 月 27 日			
朝日地区	1	元三日	2019 年 3 月 27 日	16	西白木	2019 年 3 月 27 日
	2	横沢	2019 年 3 月 27 日	17	竪町西部	2019 年 3 月 27 日
	3	湯本	2019 年 3 月 27 日	18	白木	2019 年 3 月 27 日
	4	平和	2019 年 3 月 27 日	19	親明	2019 年 3 月 27 日
	5	朝日町	2019 年 3 月 27 日	20	清和	2019 年 3 月 27 日
	6	御崎	2019 年 3 月 27 日	21	白亜	2019 年 3 月 27 日
	7	清和第三	2019 年 3 月 27 日	22	塩部芙蓉	2019 年 3 月 27 日
	8	塩部西部	2019 年 3 月 27 日	23	塩部一丁目第一	2019 年 3 月 27 日
	9	塩部第三	2019 年 3 月 27 日	24	塩部一丁目第二	2019 年 3 月 27 日
	10	油田	2019 年 3 月 27 日	25	塩部一丁目第三	2019 年 3 月 27 日
	11	油田新清	2019 年 3 月 27 日	26	塩部三丁目第一	2019 年 3 月 27 日
	12	湯川	2019 年 3 月 27 日	27	塩部三丁目第二	2019 年 3 月 27 日
	13	富士見	2019 年 3 月 27 日	28	企業局	2020 年 7 月 28 日
	14	富士見一並木	2019 年 3 月 27 日	29	塩部令和	2020 年 7 月 28 日
	15	袋	2019 年 3 月 27 日			

第 11 節　様式

1.　動員名簿

【災害対策本部設置時】　※(災害対策本部設置時分のみ記載)

動　員　名　簿 部長名				
所属部(課)	氏　名	班　名	参集場所	任　務
小計(人)				
合計(人)				

2.　個人動員票

個　人　動　員　票 部長名 【災害対策本部設置時】				
所属部(課)	氏　名	班　名	参集場所	任　務
【地震災害警戒本部設置時(東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合)】				
所属部(課)	氏　名	班　名	参集場所	任　務

第三配備基準(全職員配備)
1　大規模地震が発生したとき。
2　震度6以上の地震を観測したとき。
3　災害対策本部を設置したとき。
4　東海地震注意情報又は東海地震予知情報(警戒宣言)が発表されたとき。
5　その他必要により市長が配備を指令したとき。

動員時の心得
1　参集時の携行品
　手拭、手袋、水筒、食料、懐中電灯、その他必要な用具
2　動員途上の緊急措置
　職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇したときは附近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属班長に報告するものとする。

3. 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式(甲府市)

別記様式(第 12 条関係)

部　　(課)　　(甲府市)

区分												計
被害状況報告(第　報)	被害発生日			単位	ア							
	罹災総数	棟数		棟	イ							
		世帯		世帯								
		人員		人								
	人的被害	死者		〃	ウ							
		行方不明者		〃								
		負傷者	重傷	〃								
			軽傷	〃								
	建物被害	流失(埋)	棟数	棟	エ							
			世帯	世帯								
			人員	人								
		全壊(焼)	棟数	棟	オ							
			世帯	世帯								
			人員	人								
		半壊(焼)	棟数	棟	カ							
			世帯	世帯								
			人員	人								
		床上浸水	棟数	棟	キ							
			世帯	世帯								
			人員	人								
		床下浸水	棟数	棟	ク							
			世帯	世帯								
			人員	人								
		一部破損	棟数	棟	ケ							
			世帯	世帯								
			人員	人								
年　月　日現在		非住家被害	全壊	棟	コ							
			半壊	〃								
		学校関係被害		〃	サ							
	耕地被害	水田	流失	〃	シ							
			埋没	〃								
			冠水	〃								
		畑	流失	ha	ス							
			埋没	〃								
			冠水	〃								

	その他の被害	道路損壊	一般	カ所	セ							
			農林開拓	〃								
		橋梁流失		〃	ソ							
		堤防決壊		〃	タ							
		用水路決壊		〃	チ							
		山がけくずれ		〃	ツ							
		鉄軌道被害		〃	テ							
		通信施設被害		回線	ト							
		木材流失		㎥	ナ							
		山林焼失		ha	ニ							
	船舶被害	沈没		隻	ヌ							
		流失		〃								
		破損		〃								
		ろ、かい等による舟		〃								
	農作物被害	主要食糧作物	被害面積	ha	ネ							
			平均被害率	%								
		そさい	被害面積	ha	ノ							
			平均被害率	%								
		果樹	被害面積	ha	ハ							
			平均被害率	%								
		桑園	被害面積	ha	ヒ							
			平均被害率	%								
		その他	被害面積	ha	フ							
			平均被害率	%								
	出動警察官数			人	ヘ							
	出動自衛隊員数			〃	ホ							
	出動消防団員数			〃	マ							
	被害概算額			千円	ミ							

4.「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式(山梨県)

第１号様式

災　害　報　告

都道府県	山梨県			
災害発生 年月日	年　月　日 第　報 確　定			
報告者名				
区分			番号	被害
人的被害	死者	人	1	
	行方不明	人	2	
	負傷者 重症	人	3	
	負傷者 軽症	人	4	
住家被害	全壊	棟	5	
		世帯	6	
		人	7	
	半壊	棟	8	
		世帯	9	
		人	10	
	一部破損	棟	11	
		世帯	12	
		人	13	
	床上浸水	棟	14	
		世帯	15	
		人	16	
	床下浸水	棟	17	
		世帯	18	
		人	19	
非住家	公共建物	棟	20	
	その他	棟	21	

区分				番号	被害
その他	田	流出・埋没	ha	22	
		冠水	ha	23	
	畑	流出・埋没	ha	24	
		冠水	ha	25	
	文教施設		箇所	26	
	病院		箇所	27	
	道路		箇所	28	
	橋梁		箇所	29	
	河川		箇所	30	
	港湾		箇所	31	
	砂防		箇所	32	
	清掃施設		箇所	33	
	崖崩れ		箇所	34	
	鉄道不通		箇所	35	
	被害船舶		隻	36	
	水道		戸	37	
	電話		回線	38	
	電気		戸	39	
	ガス		戸	40	
	ブロック塀等		箇所	41	
	社会福祉施設		戸	42	
	ガードレール		箇所	43	
罹災世帯数			世帯	44	
罹災者数			人	45	
火災発生	建物		件	46	
	危険物		件	47	
	その他		件	48	

区分			番号	被害
公共文教施設		千円	49	
農林水産業施設		千円	50	
公共土木施設		千円	51	
その他の公共施設		千円	52	
小計		千円	53	
公共施設被害市町村数		団体	54	
その他	農産被害	千円	55	
	林産被害	千円	56	
	畜産被害	千円	57	
	水産被害	千円	58	
	商工被害	千円	59	
	その他	千円	60	
被害総額		千円	61	

都道府県災害対策本部	名称	
	設置	年　月　日　時
	解散	年　月　日　時
災害対策本部設置市町村名		
	計　団体	
災害救助法適用市町村名		
	計　団体	
	消防職員出動延人数	人
	消防団員出動延人数	人

災害発生場所
災害発生年月日
災害の概況
消防機関の活動状況
その他（避難の勧告・指示の状況）

第２号様式

災　害　中　間　年　報

都道府県名　山梨県

区分			災害名						計
			発生年月日						
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
被害総額			千円						
	公立文教施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	農林水産業施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	公共土木施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	その他の公共施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	その他被害		千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都道府県災害対策本部	設置			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
	解散			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体

第３号様式

災　　害　　年　　報

区分			災害名						計
			発生年月日						
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家		公共建物	棟						
		その他	棟						
その他	田	流出・埋没	ha						
		冠水	ha	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
	畑	流出・埋没	ha	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
		その他	ha	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

区分			災害名					計
		発生年月日						
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
農林水産業施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
公共土木施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
その他の公共施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
小計		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総数		千円						
都道府県災害対策本部		設置	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
		解散	月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日
消防防第 246 号消防庁長官

改正　昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号

第 1　総則

1　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2　災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3　被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4　報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(1)　災害救助法の適用基準に合致するもの

(2)　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(3)　災害が当初は軽微であっても、２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(4)　災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
(5)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5　報告の種類、期日等

(1)　報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提　出　期　限	様　式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

(2)　災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
(3)　災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2　記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1　人的被害

(1)　「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
(2)　「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
(3)　「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
(4)　「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2　住家被害

(1)　「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
(2)　「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修

しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(3)　「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(4)　「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5)　「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6)　「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

(1)　「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2)　「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3)　「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4)　非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4　その他

(1)　「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

(2)　「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3)　「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4)　「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5)　「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6)　「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7)　「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用され

る河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8)　「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

(9)　「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)　「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

(11)　「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)　「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)　「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14)　「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)　「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)　「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)　「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)　「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

　例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)　「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被害金額

(1)　「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2)　「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)　「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)　「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5)　災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6)　「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)　「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)　「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)　「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)　「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)　「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第１号様式　　災害確定報告

都道府県				
災害名・確定年月日	月　日　時確定			
報告者名				
区分				被害
人的被害	死者		人	
		うち災害関連死者	人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部破損		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家	公共建物		棟	
	その他		棟	

区分				被害
その他	田	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	学校		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	

6

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

都道府県災害対策本部	名称	
	設置	月 日 時
	解散	月 日 時
災害対策本部設置市町村名		
	計	団体
災害救助法適用市町村名		
	計	団体
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）

第2号様式　　災害中間年報

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分									計
人的被害	死者		人						
人的被害	死者	うち災害関連死者	人						
人的被害	行方不明者		人						
人的被害	負傷者	重傷	人						
人的被害	負傷者	軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
住家被害	全壊		世帯						
住家被害	全壊		人						
住家被害	半壊		棟						
住家被害	半壊		世帯						
住家被害	半壊		人						
住家被害	一部破損		棟						
住家被害	一部破損		世帯						
住家被害	一部破損		人						
住家被害	床上浸水		棟						
住家被害	床上浸水		世帯						
住家被害	床上浸水		人						
住家被害	床下浸水		棟						
住家被害	床下浸水		世帯						
住家被害	床下浸水		人						
非住家	公共建物		棟						
非住家	その他		棟						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
公立文教施設			千円						
農林水産業施設			千円						
公共土木施設			千円						
その他の公共施設			千円						
その他被害			千円						
被害総額			千円						
都道府県災害対策本部	設置			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
都道府県災害対策本部	解散			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						

8

第3号様式　災害年報

都道府県名

区分			災害名 / 発生年月日						計
人的被害	死者		人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

都道府県名

区分 ＼ 発生年月日 ＼ 災害名								計
電話		回線						
電気		戸						
ガス		戸						
その他	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
小計		千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	公共施設被害市町村数	団体						
その他	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
被害総額		千円						
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

10

災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

〔平成 24 年 3 月 9 日消防応第 49 号〕

〔改正　平成 25 年 3 月消防応第 14 号、
平成 31 年 4 月消防応第 29 号〕

1　死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。

(1) 死者の扱いについて

以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。

ア　死体を確認したもの（身元不明のものも含む。）

イ　当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）（以下「弔慰金法」という。）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

(2) 死者の計上場所について

(1)アのケースについては、原則、被災地（「本人が実際に害を受けた場所（市町村）」以下同じ。）で計上するものとするが、それにより難い場合は、次の例を参考に判断する。

ア　土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合

(ｱ) 被災地が確定又は推定できる場合

→　被災地で計上

(ｲ) 被災地が不明でかつ死体発見場所が確定又は推定できる場合（ただし、(ｴ)の場合を除く。）

→　死体発見場所で計上

(ｳ) 被災地も死体発見場所も不明な場合

→　死亡届に添付される「死亡診断書（死体検案書）」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」（記載が無い場合は、「死亡したところ」）に記載された市町村で計上

(ｴ) 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合

→ 居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

(1)イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村と

するが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。

2　行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。

⑴　行方不明者の取扱いについて

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。

なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。

ア　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第８６条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの

イ　当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第８９条の規定に基づき官庁又は公署から市町村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ　当該災害が原因で所在不明となり、民法第３０条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣告がされたもの

エ　当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第４条に基づき死亡したと推定されるもの

オ　当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ　当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

⑵　行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難い場合は、次の例を参考に判断する。

ア　被災地が確定又は推定できる場合　→　被災地で計上

イ　被災地が不明な場合

→　被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ　被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→　勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

3　負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

⑴　負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。
なお、避難所等における避難生活中に負傷したものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア　家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの
→　重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ　当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第８条の規定に基づき災害障害見舞金の支給をうけたもの
→　重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

(2)　負傷者の計上場所について
原則、被災地で計上するものとする。

ア　直接的な原因で負傷した場合　→　被災地で計上

イ　３(1)イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合
→　弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

4　その他

(1)　死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。
なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

(2)　身元不明の死体については、行方不明者としても計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。

(3)　死者等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

5.「火災・災害等即報要領」

（別紙２）

火災・災害等即報要領

（昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官）

（改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号）

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考） 消防組織法第４０条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告

を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故について

は第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２　即報基準」又は「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、

調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

（ア）建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ） 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・　列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・　バスの転落による救急・救助事故
・　ハイジャックによる救急・救助事故
・　不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
・　全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１　火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の(2) のアの(ウ) に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3　武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

4　災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1　第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a　消防事情

b　都市構成

c　気象条件

d　その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※　必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数　全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　<u>第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）</u>

11

2　第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式 （特定の事故）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　報

事故名
- 1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- 2　危険物等に係る事故
- 3　原子力施設等に係る事故
- 4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他(　　)		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 (　月　日　時　分)	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時 (処理完了)	月　日　時　分 (　月　日　時　分)
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他(　　　)	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他(　　　)		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		消防防災ヘリコプター	機 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

・　都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
・　避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
・　避難所の設置状況
・　自衛隊の派遣要請、出動状況
・　ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
・　被害の要因（人為的なもの）
　　不審物（爆発物）の有無
　　立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4　第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３　直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ　応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

　また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　　　　　　　　　（第　　報）

災害の概況	発生場所		発生日時	月　日　時　分

被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													

応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）	（市町村）
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）	
	自衛隊派遣要請の状況		
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策		

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　（　　　　　　　　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)

（被害状況即報）

都道府県		
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	
報告者名		

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
その他	田 流失・埋没	ha	
	田 冠水	ha	
	畑 流失・埋没	ha	
	畑 冠水	ha	
	学校	箇所	
	病院	箇所	
	道路	箇所	
	橋りょう	箇所	
	河川	箇所	
	港湾	箇所	
	砂防	箇所	
	清掃施設	箇所	
	崖くずれ	箇所	
	鉄道不通	箇所	
	被害船舶	隻	
	水道	戸	
	電話	回線	
	電気	戸	
	ガス	戸	
	ブロック塀等	箇所	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害対策本部等の設置状況	都道府県	
	市町村	
災害救助法適用市町村名	計　　団体	
119番通報件数		件

災害の概況		
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	([illegible])
	自衛隊の災害派遣	その他

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

6.　県指定に基づく被害報告様式

（様式3-4-2）

<table>
<tr><td colspan="2">市　町　村　被　害　状　況　票</td><td>市　町　村　名</td><td></td></tr>
<tr><td>集計
日時</td><td>月　日　時　分
現在</td><td>市町村担当者名</td><td></td></tr>
<tr><td>受信番号
（地域県民センター）</td><td></td><td>受信者
（地域県民センター）</td><td></td></tr>
<tr><td>受　信
日　時</td><td>月　日　時　分</td><td>受　信　方　法</td><td>電話　FAX　その他</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>1人的被害</td><td>死者</td><td>重傷</td><td>軽傷</td><td>行方不明</td></tr>
<tr><td>2物的被害
（棟）</td><td>全壊
床上浸水</td><td>半壊
床下浸水</td><td>一部破損
非住家床上</td><td>
非住家床下</td></tr>
<tr><td>3　火災（棟）</td><td>全焼</td><td>半焼</td><td>部分焼</td><td>火災発生件数</td></tr>
<tr><td>4　被害概況</td><td colspan="4" rowspan="18"></td></tr>
<tr><td>5　道　　路</td></tr>
<tr><td>6　橋　　梁</td></tr>
<tr><td>7　河　　川</td></tr>
<tr><td>8　崖崩れ</td></tr>
<tr><td>9　電　　話</td></tr>
<tr><td>10　電　　気</td></tr>
<tr><td>11　ガ　　ス</td></tr>
<tr><td>12　水　　道</td></tr>
<tr><td>13　鉄　　道</td></tr>
<tr><td>14　バ　　ス</td></tr>
<tr><td>15　避難所</td></tr>
<tr><td>16　ヘリ関係</td></tr>
<tr><td>17　教　　育</td></tr>
<tr><td>18　農　　業</td></tr>
<tr><td>19　応急対策</td></tr>
<tr><td>20　その他</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>21応援要請</td><td colspan="4">①　消防（県内・緊消隊）　②自衛隊　③警察　④物資・資機材　⑤その他</td></tr>
<tr><td colspan="5">○要請内容（いつ、どこへ、何を、どの位、手段）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>連絡先（住所等）</td><td></td><td>電話</td><td></td><td>担当者</td><td></td></tr>
<tr><td>22避難状況</td><td colspan="5">①高齢者等避難　②避難勧告　③自主</td></tr>
<tr><td colspan="6">月　日　時　分　　避難地域
避難先　　世帯　人

月　日　時　分　　避難地域
避難先　　世帯　人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>送付先</td><td>①総合調整班②総務班③情報収集班④通信班⑤報道班
⑥県民相談班⑦物資調達班⑧避難・輸送対策班⑨建築物・廃棄物対策班
⑨その他（　　　部　　　課）</td><td>受信者
日　時</td><td>氏名
年　月　日
時　　分</td></tr>
</table>

※　市町村　→　地域連絡本部（地域県民センター）　→　災害対策本部情報収集班

（様式 3-4-5）

市町村災害対策本部等設置状況
職員参集状況票

		市　町　村　名	
集　計 時　点	月　日　時　分 現在	市町村担当者名	
受信番号 （地域県民センター）		受　信　者 （地域県民センター）	
受　信 日　時	月　日　時　分	受　信　方　法	電話　FAX　その他

災害対策本部設置	設　置　　平成　年　月　日　時　分 解　散　　平成　年　月　日　時　分 設置場所 電話　　　FAX
職員参集状況	人

※　市町村　→　地域連絡本部（集計）　→　災害対策本部情報収集班

（様式 3-4-6）

避難所開設状況一覧表

市町村名

年　月　日　：　現在

記入者

No.	避難所名	避難所住所	避難所責任者	避難所連絡者	電話	FAX	避難者数									合計
							大人（18歳以上）			子供（3歳～17歳以上）			乳幼児（0歳～2歳以上）			
							男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	
市町村合計																

※　市町村→地方連絡本部（集計）　→　災害対策本部情報収集班

7.　警戒宣言による避難状況等報告書(事前、緊急、発災後)

災害発生地域	市町村		
報告番号	第　報　年　月　日　時現在		
報告機関		報告者名	
1　事前避難			
区分	番号	単位	
避難対象地区名	1		
避難対象世帯数	2	世帯	
避難対象者数	3	人	
避難者数	4	人	
避難場所	5	箇所	
避難開始時間	6	時分	
避難完了時間	7	時分	
要救護者数	8	人	
2　緊急避難			
区分	番号	単位	
避難対象地区名	9		

区分	番号	単位	
避難対象世帯数	10	世帯	
避難対象者数	11	人	
避難者数	12	人	
避難場所	13	箇所	
避難開始時間	14	時分	
避難完了時間	15	時分	
要救護者数	16	人	
3　発災後避難			
区分	番号	単位	
避難対象地区名	17		
避難対象世帯数	18	世帯	
避難対象者数	19	人	
避難者数	20	人	
避難場所	21	箇所	
避難開始時間	22	時分	
避難完了時間	23	時分	
救護世帯数	24	世帯	
救護者数	25	人	

1警戒宣言発令日時 2災害発生年月日 3災害の概要 4応急措置の状況 5消防機関の活動内容 6その他参考記事	
受理者名	

8.　「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

（様式4-3-1）

市町村職員参集状況

市町村名
担当者名
（　　年　月　日　：　現在）

集計時点　（○で囲む）
- 東海地震注意情報発表後時点
- 東海地震注意情報発表後2時間経過時点
- 警戒宣言発令時点
- 警戒宣言発令後2時間経過時点
- 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況（人）

※市町村　→　地方連絡本部（中北地域県民センター）

市町村別避難所開設状況一覧表

（様式4-5-1）

平成　　年　　月　　日　　時　　分　現在
記入者

市町村名（甲府市）

No.	避難種別	避難所名	避難所住所	避難所責任者	避難所連絡者	電話	FAX	避難世帯数	避難に伴い救護が必要な者数			避難者数									合計
									男	女	合計	大人			子供			乳幼児			
												男	女	小計	男	女	小計	男	女	小計	
合計																					

避難種別（勧告・指示・自主）
※　市町村地震災害警戒本部　→　地方連絡本部（中北地域県民センター）

地震防災応急対策実施票

（様式４－６－１）
（第　　　報）

<table>
<tr><td>市町村名</td><td></td><td>報告日時</td><td>平成　　年　　月　　日　　　　時　　分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施時点</td><td>東海地震注意情報　発表以後</td><td rowspan="2">実施日時</td><td rowspan="2">平成　　年　　月　　日　　　　時　　分現在</td></tr>
<tr><td>警戒宣言　発令以後</td></tr>
<tr><td>1 人的被害</td><td colspan="3" rowspan="21"></td></tr>
<tr><td>2 物的被害（棟）</td></tr>
<tr><td>3 火災（棟）</td></tr>
<tr><td>4 被害概況</td></tr>
<tr><td>5 道路</td></tr>
<tr><td>6 橋梁</td></tr>
<tr><td>7 河川</td></tr>
<tr><td>8 崖崩れ</td></tr>
<tr><td>9 電話</td></tr>
<tr><td>10 電気</td></tr>
<tr><td>11 ガス</td></tr>
<tr><td>12 水道</td></tr>
<tr><td>13 鉄道</td></tr>
<tr><td>14 バス</td></tr>
<tr><td>15 避難所</td></tr>
<tr><td>16 ヘリ関係</td></tr>
<tr><td>17 教育</td></tr>
<tr><td>18 農業</td></tr>
<tr><td>19 市町村体制</td></tr>
<tr><td>20 その他</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

※　地方連絡本部　→　地震災害警戒本部情報収集班　　　報告者

電話　　　　　　　FAX

9.　各種救助に係る様式

様式1 地区別被害状況調査表

市町村名　　甲府市

中北保健福祉事務所名
調査時刻　　平成　　年　月　日　時　分
報告時刻　　平成　　年　月　日　時　分

地区名／区分					
人的被害	死　亡				
	行方不明				
	負傷	重症			
		軽症			
	計				
住家の被害	全壊（焼）	棟			
		世帯			
		人員			
	半壊（焼）	棟			
		世帯			
		人員			
	床上浸水	棟			
		世帯			
		人員			
	一部破損	棟			
		世帯			
		人員			
	床下浸水	棟			
		世帯			
		人員			
	計	棟			
		世帯			
		人員			
備考					

様式2 世帯別被害調査票

災害名	発信中北保険福祉事務所名	
市町村名　　甲府市	調　査　時　刻	
	報　告　時　刻	

地区名	被災世帯主　氏名	世帯主の年齢	世帯主の職業	世帯人員	被害状況									世帯区分							市民税課税状況			学童		備考
					人的被害				住家の被害					被保護		身体障害者	高齢者	母子	要保護	その他	非課税	均等割	所得割	中学生徒	小学児童	
					死亡	行方不明	負傷		全壊・焼	半壊・焼	床上浸水	一部破損	床下浸水	生活保護	その他の扶助											
							重症	軽症																		

様式３救助活動の種類別実施状況

市　町　村　名		中北保健福祉事務所名	
		被害年月日・時刻	平成　年　月　日　時　分
		報　告　時　刻	平成　年　月　日　時　分

救　助　の　種　類	救　助　の　内　容
(1)避難所の設置	①設置箇所数　（　　　箇所） ②避難者数　（　　世帯　　人） 避難所別の内訳 （　　　／　世帯　　人） （　　　／　世帯　　人）
(2)炊き出しその他食品の給与	①　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ②　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ③　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ④　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ⑤　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ⑥　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人) ⑦　月　日(朝食　人、昼食　人、夕食　人)
(3)飲料水の供給	給水車～　台(　月　日　～　月　日)延　L ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ～　本(　月　日　～　月　日)延　L ろ過器～　器(　月　日　～　月　日)延　L
(4)災害を受けた者の救助	①作業月日　月　日　時～　月　日　時 ②地区名 ③救出人員　　世帯　名 ④救出方法 （具体的）

救　助　の　種　類	救　助　の　内　容
(5)家屋の応急修理	①修理年月日　月　日　時～　月　日　時 ②修理家屋　　箇所 ③修理方法
(6)学用品支給	①支給月日　月　日　時～　月　日　時 ②支給状況　中学生 小学生
(7)埋　葬	①埋葬月日　月　日　時～　月　日　時 ②埋葬者数　　人
(8)死者の捜索	①捜索月日　月　日　時～　月　日　時 ②捜索対象 ③捜索地域 ④捜索方法 （具体的）
(9)死体の処理（洗浄、縫合）（検案、安置）	①処理月日　月　日　時～　月　日　時 ②処理件数　大人(12歳以上)　体 子供(12歳未満)　体 ③検案者 ④安置場所　（　　　）　体
(10)障害物の除去（居宅内の）	①作業月日　月　日　時～　月　日　時 ②作業箇所　　箇所 ③作業方法

様式４被災世帯調査原票

整理番号№.　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村名（　甲府市　）

世帯主氏名	
住　　所	
調査者氏名	
被害程度	全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損

応急救助を必要とする家族の状況	氏名		続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重症	軽症	妊婦
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
	7											
	小計											

被害にあった住家	棟（自家、借家）	被害にあった非住家	棟（自家、借家）

食料、家財等の滅失状況	①食料	②炊事用具	③被服類	④寝具類	⑤その他

生活保護適用の有無　（有・無）	調査者の意見
適用	

様式５救助の種目別物資受払状況

市町村名（　甲府市　）

救助の種目別	年　月　日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備　考
・避難所用 ・炊出しその他による食品給与用 ・給水用機械器具燃料浄水用薬品資材 ・被服・寝具等 ・医薬品衛生材料 ・被災者救出用機械器具燃料 ・燃料及び消耗品 ・・・など								

（注）１　「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。

２　「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

３　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

４　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式　6　避難所設置及び収容状況

市町村名（　甲府市　）

避難所の名称	種　別	開設期間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備　考
					品　名	数　量		
	既存建物 屋外天幕	月　日 ～ 月　日						
計								

（注）1　「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。

2　物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3　他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること

様式7　応急仮設住宅台帳

市町村名（　甲府市　）

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

（注）1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置個所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式8　炊き出し給与状況

市町村名（　甲府市　）

炊出し場の名称	月　日			月　日			月　日			月　日			合　計	実支出額	備　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		円	
計															

（注）　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

様式9　飲料水の供給簿

市町村名（　甲府市　）

供給月日	対象人員	市販飲料水の供給	給水用機械・器具による給水								実支出額	備考
			使用した機械・器具の名称	借上			修繕			燃料費		
				数　量	所有者	金　額	月　日	修繕費	故障の概要			
		L 円										

（注）1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式 10　物資の給与状況

市町村名（　甲府市　）

住家被害程度区分		世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名						実支出額	備考
					布団	毛布	○○	○○	○○	○○		
	全壊	世帯										
	半壊	世帯										

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

平成　　年　　月　　日

給与責任者　所属職氏名　　　　　　　　　印

（注）1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
2 給与月日には、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入する。
3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。

様式 11　救護班活動状況

○　○救護班

班長：医　師　氏　名　　　印

月　日	活動した市町村名	診療状況		遺体検案数	活動に伴い故障、破損した器具・器材の修繕費	備考
		患者数	措置の概要			
計						

（注）　「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式 12　病院診療所医療実施状況

市町村名（　甲府市　）

診療機関名		患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
					入院	通院	入院	通院		
			月　日				点	点	円	
計	機関	人								

（注）　「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式 13　助産台帳

市町村名（　甲府市　）

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金額	備考
			月　日 ～ 月　日		
			月　日 ～ 月　日		

様式 14　被災者救出状況記録簿

市町村名（　甲府市　）

年月日	救出人員	救出用機械・器具								実支出額	備　考
		名称	借　上			修　繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

（注）1　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を「金額」欄に記入すること。

3　「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式 15　住宅応急修理記録簿

市町村名（　甲府市　）

世帯主氏名		修　理　箇　所　概　要	完了月日	実支出額	備　考
計	世帯				

様式 16 学用品の給与台帳

市町村名（　甲府市　）

学校名	学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳							実支出額	備考
					教科書			教　材		その他学用品			
					国語	算数	○○	○○	○○	ノート	○○○		
												円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年　　月　　日　　　　　　　　　　給与責任者（学校長）

氏　　　　名　印

（注）1　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

2　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式 17　埋葬台帳

市町村名（　甲府市　）

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏　名	年齢	死亡者との関係	氏　名	棺（附属品を含む）	埋葬又は火葬料	骨箱	計	

（注）1 埋葬を行なつた者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。

2 市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。

3 埋葬を行なつた者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 18　被災者捜索状況記録簿

市町村名（　甲府市　）

年月日	捜索人員	捜索用機械・器具								実支出額	備　考
		名称	借　上			修　繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘　要			
計											

様式 19　死体処理台帳

市町村名（　甲府市　）

処　理年月日	遺体発見の日時及び場所	死亡者氏　名	遺　族		洗浄等の処理費			遺体の一時保存費	検案料	実支出額	備考
			氏　名	続柄	品名	数量	金　額				
計		人									

様式 20　障害物の除去状況

市町村名（　甲府市　）

住家被害程度区分		氏　名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　考
			月　日 ～　月　日			
計	半壊・焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

様式 21　輸送記録簿

山　梨　県

市町村名（　甲府市　）

輸送月日	目　的	輸送区間（距離）	借上料			修　理　費					燃料費	実支出額
			使用車両等			故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要		
			種類	台数	金　額	登録番号	所有者					
計												

様式 22　賃金職員等雇上台帳

（救助種別）　　　市町村名（　甲府市　）

住　所	氏　名	日　額	月　分						基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計													

10.　災害救助用米穀の引渡要請書様式

様式2

番　　　号
年　月　日

農林水産省農産局長　殿

○○○都道府県知事（市町村長）

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第４章Ⅰ第11の１の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備　考

（注）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

11.　避難所運営関係書

1　避難者名簿

避難所

受付が集中した場合は、**太線枠内** の部分を記入してください。

（この場合、その他の項目は、後で確認します。）

避　難　者　名　簿（世帯単位）

① 入 所 日	年　月　日	②自治会名（組）	（　組）

③ 住　所	〒
電話番号	（　　）　－
携帯電話番号	（　　）　－

④ 避難者名等　（あなたの家族で「この避難所に避難した人」を記入してください）

ふりがな 氏　名	年齢	性別	続柄	生年月日	特技・資格	避難所記入欄
		男・女	世帯主			
		男・女				
		男・女				
		男・女				
		男・女				

⑤ 家屋の被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 ・ 全焼 ・ 半焼 ・ 部分焼 ・ ぼや 断水 ・ 停電 ・ ガス供給停止 ・ 電話不通 ・ （　　　）
⑥ 親族など連絡先	〒 住所 氏名　　電話番号（　　）　－

⑦ その他、要介護者、負傷・病気などの状況や、特別な要望があれば記入してください

⑧ 安否の問い合わせがあった場合、住所、氏名を答えてもよいですか？→　はい・いいえ
（その他、安否の問い合わせ対応について、希望がある場合は記入してください）

⑨ 郵便物の配送先を、ご自宅から避難所に変更しますか？　→ はい ・ いいえ

避難所記入欄

退所日　　年　　月　　日

転出先住所　　　　電話番号（　　）　－

注）この用紙に記入していただく情報については、避難所の管理以外には使用しません。

2　被災者台帳

個人番号	氏名	生年月日	性別	住所

連絡先	要配慮者		被害状況		情報開示 可否	罹災証明交付 有・無
	有・無	事由	家屋被害	その他		

第 12 節　その他

1. 大雨の基準地域メッシュ・コード図

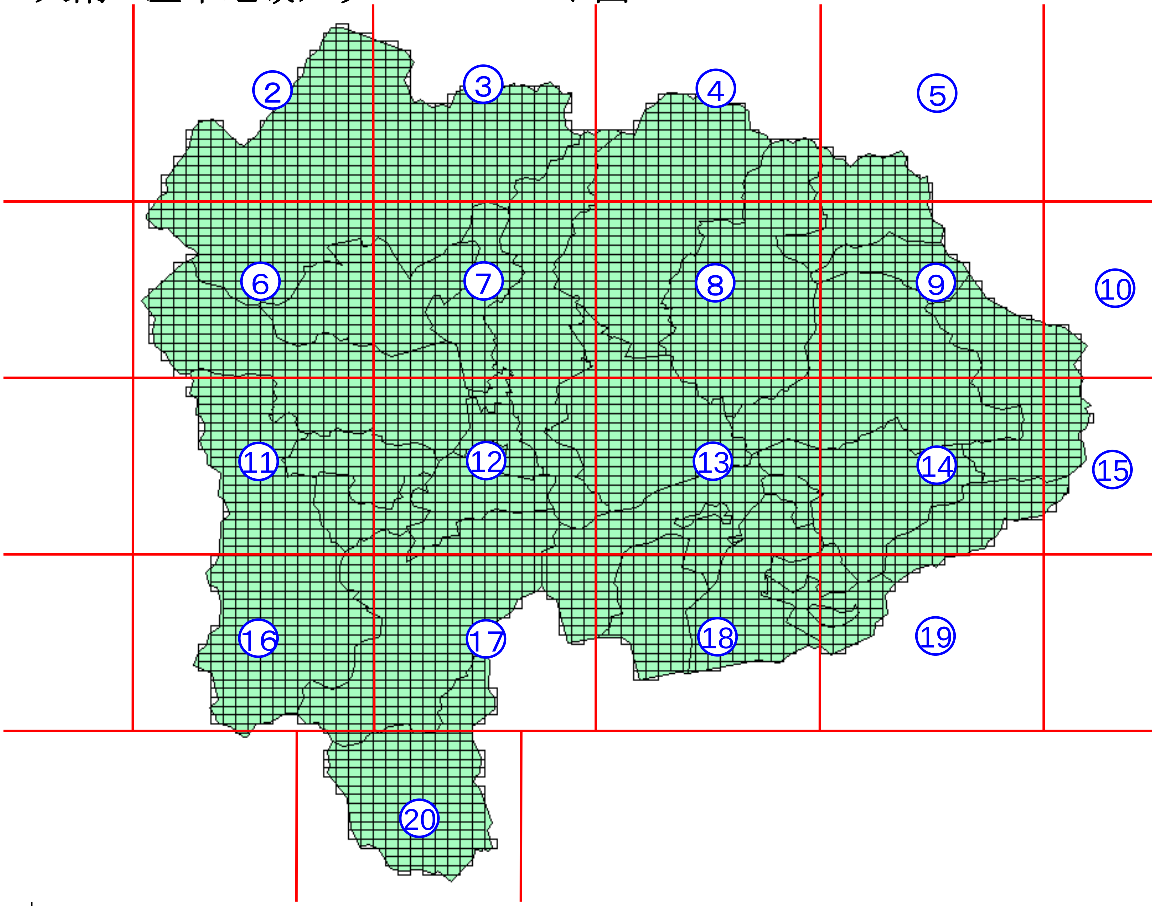

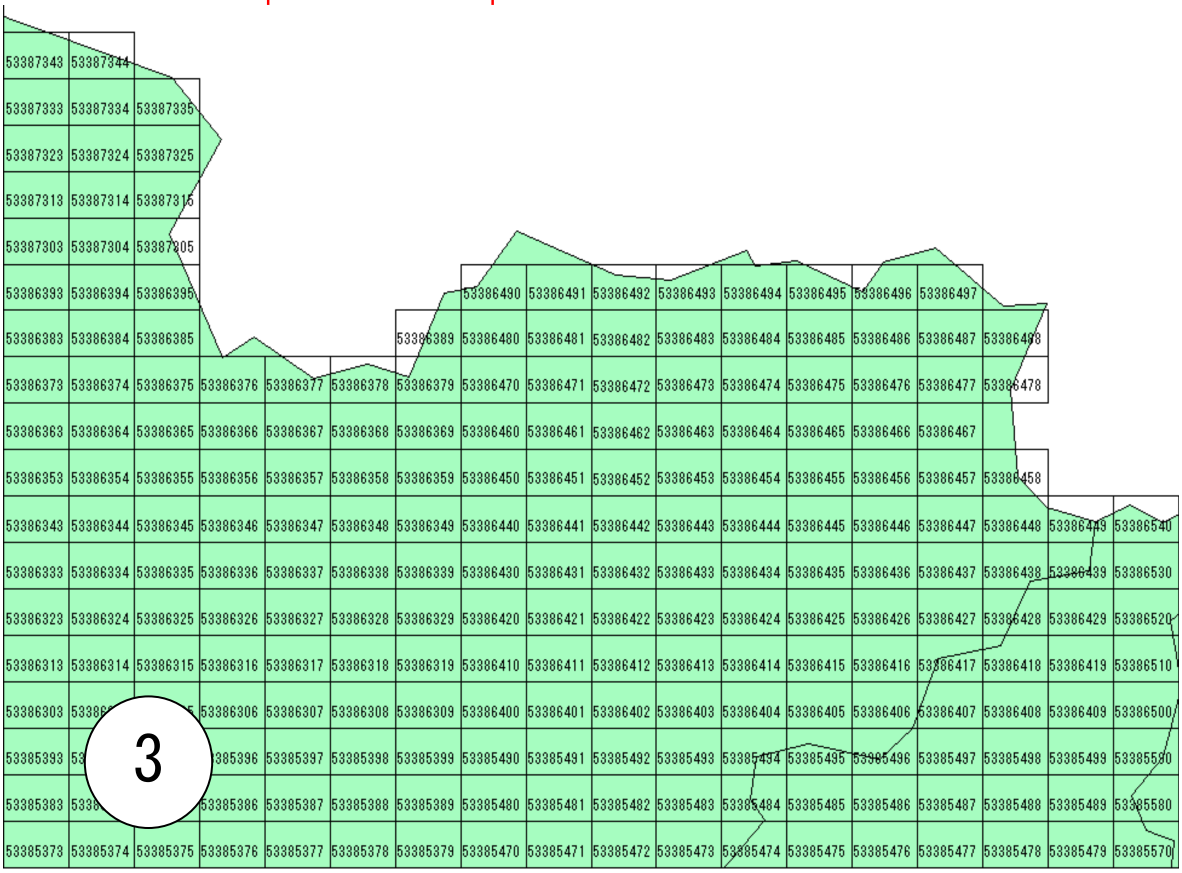

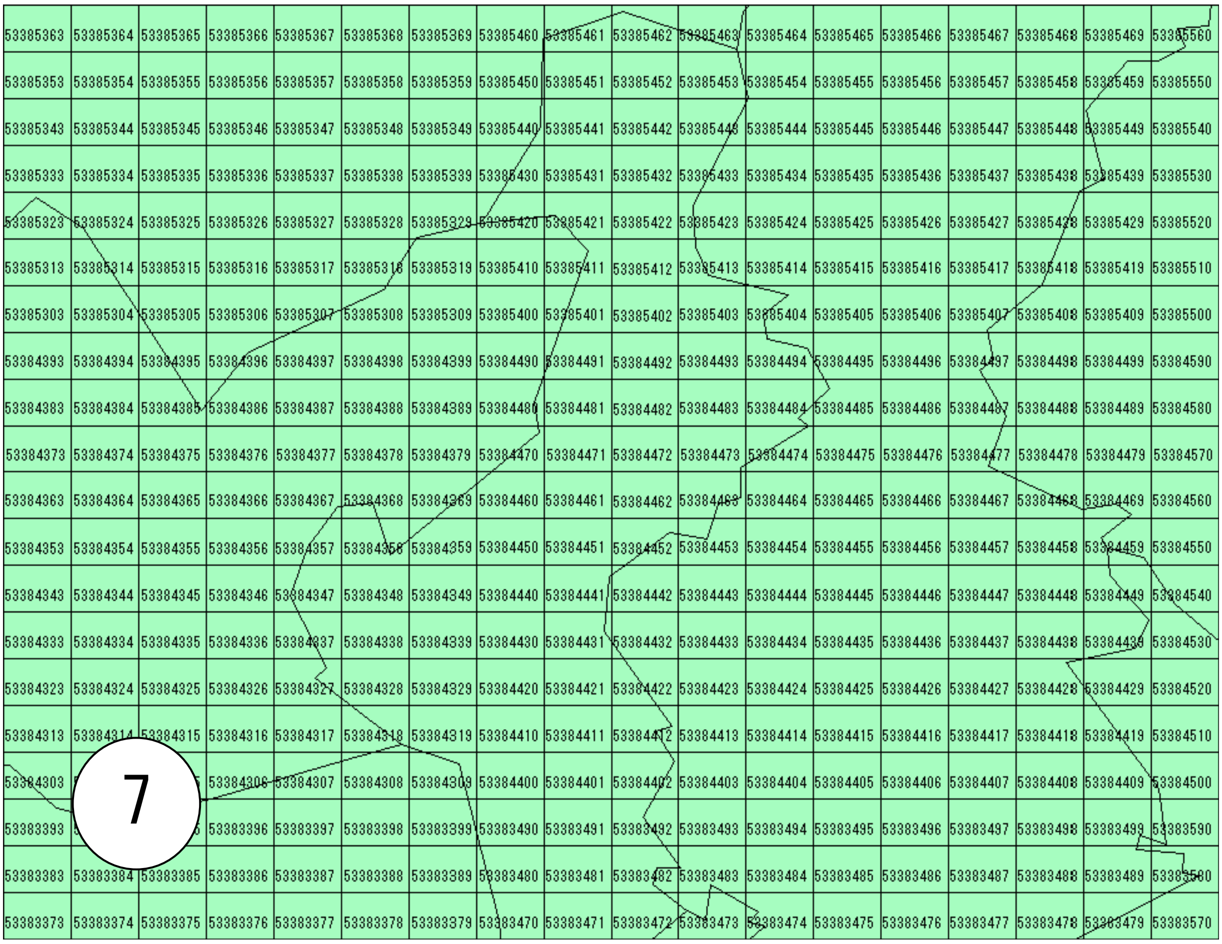
7
53385363 53385364 53385365 53385366 53385367 53385368 53385369 53385460 53385461 53385462 53385463 53385464 53385465 53385466 53385467 53385468 53385469 53385560
53385353 53385354 53385355 53385356 53385357 53385358 53385359 53385450 53385451 53385452 53385453 53385454 53385455 53385456 53385457 53385458 53385459 53385550
53385343 53385344 53385345 53385346 53385347 53385348 53385349 53385440 53385441 53385442 53385443 53385444 53385445 53385446 53385447 53385448 53385449 53385540
53385333 53385334 53385335 53385336 53385337 53385338 53385339 53385430 53385431 53385432 53385433 53385434 53385435 53385436 53385437 53385438 53385439 53385530
53385323 53385324 53385325 53385326 53385327 53385328 53385329 53385420 53385421 53385422 53385423 53385424 53385425 53385426 53385427 53385428 53385429 53385520
53385313 53385314 53385315 53385316 53385317 53385318 53385319 53385410 53385411 53385412 53385413 53385414 53385415 53385416 53385417 53385418 53385419 53385510
53385303 53385304 53385305 53385306 53385307 53385308 53385309 53385400 53385401 53385402 53385403 53385404 53385405 53385406 53385407 53385408 53385409 53385500
53384393 53384394 53384395 53384396 53384397 53384398 53384399 53384490 53384491 53384492 53384493 53384494 53384495 53384496 53384497 53384498 53384499 53384590
53384383 53384384 53384385 53384386 53384387 53384388 53384389 53384480 53384481 53384482 53384483 53384484 53384485 53384486 53384487 53384488 53384489 53384580
53384373 53384374 53384375 53384376 53384377 53384378 53384379 53384470 53384471 53384472 53384473 53384474 53384475 53384476 53384477 53384478 53384479 53384570
53384363 53384364 53384365 53384366 53384367 53384368 53384369 53384460 53384461 53384462 53384463 53384464 53384465 53384466 53384467 53384468 53384469 53384560
53384353 53384354 53384355 53384356 53384357 53384358 53384359 53384450 53384451 53384452 53384453 53384454 53384455 53384456 53384457 53384458 53384459 53384550
53384343 53384344 53384345 53384346 53384347 53384348 53384349 53384440 53384441 53384442 53384443 53384444 53384445 53384446 53384447 53384448 53384449 53384540
53384333 53384334 53384335 53384336 53384337 53384338 53384339 53384430 53384431 53384432 53384433 53384434 53384435 53384436 53384437 53384438 53384439 53384530
53384323 53384324 53384325 53384326 53384327 53384328 53384329 53384420 53384421 53384422 53384423 53384424 53384425 53384426 53384427 53384428 53384429 53384520
53384313 53384314 53384315 53384316 53384317 53384318 53384319 53384410 53384411 53384412 53384413 53384414 53384415 53384416 53384417 53384418 53384419 53384510
53384303 53384306 53384307 53384308 53384309 53384400 53384401 53384402 53384403 53384404 53384405 53384406 53384407 53384408 53384409 53384500
53383393 53383396 53383397 53383398 53383399 53383490 53383491 53383492 53383493 53383494 53383495 53383496 53383497 53383498 53383499 53383590
53383383 53383384 53383385 53383386 53383387 53383388 53383389 53383480 53383481 53383482 53383483 53383484 53383485 53383486 53383487 53383488 53383489 53383580
53383373 53383374 53383375 53383376 53383377 53383378 53383379 53383470 53383471 53383472 53383473 53383474 53383475 53383476 53383477 53383478 53383479 53383570

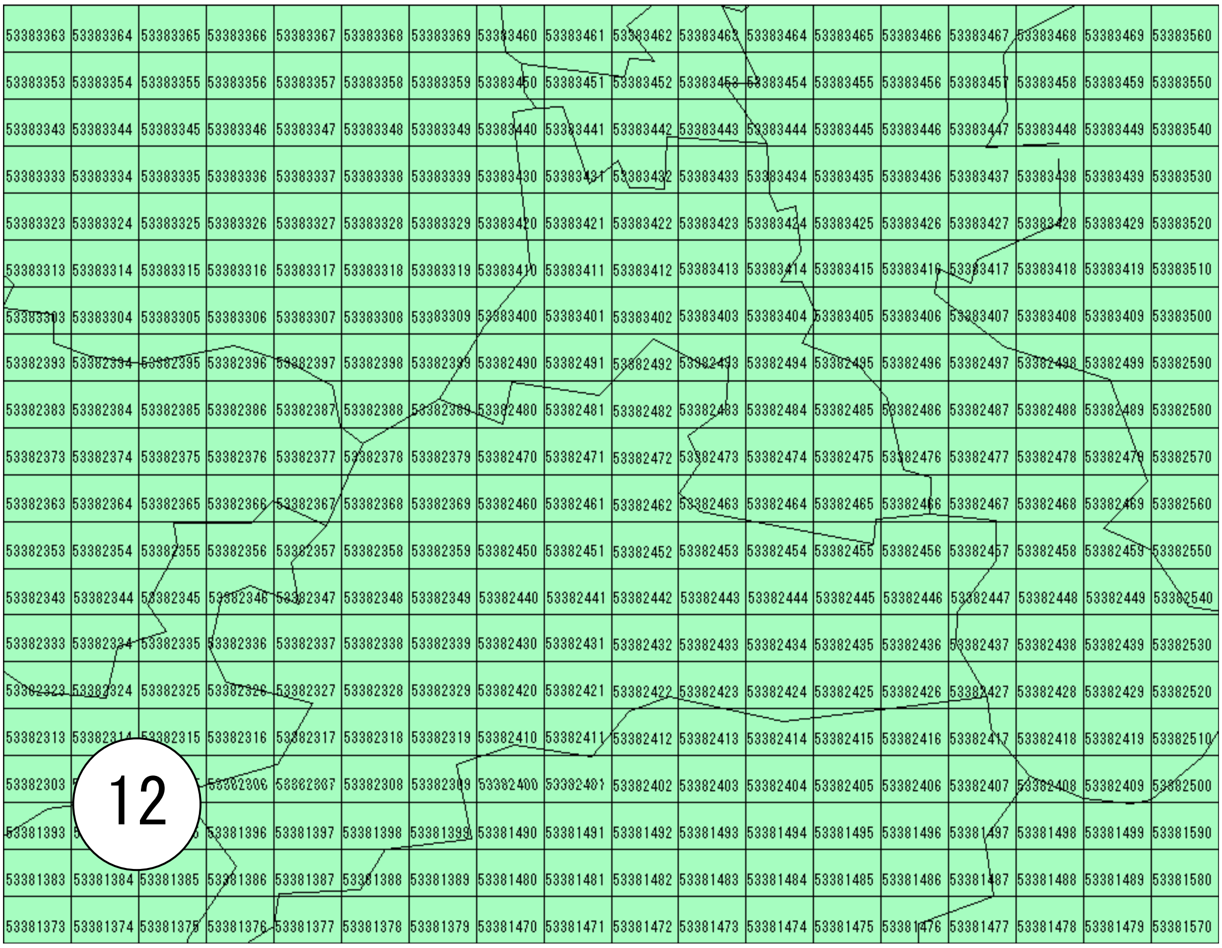
12
53383363 53383364 53383365 53383366 53383367 53383368 53383369 53383460 53383461 53383462 53383463 53383464 53383465 53383466 53383467 53383468 53383469 53383560
53383353 53383354 53383355 53383356 53383357 53383358 53383359 53383450 53383451 53383452 53383453 53383454 53383455 53383456 53383457 53383458 53383459 53383550
53383343 53383344 53383345 53383346 53383347 53383348 53383349 53383440 53383441 53383442 53383443 53383444 53383445 53383446 53383447 53383448 53383449 53383540
53383333 53383334 53383335 53383336 53383337 53383338 53383339 53383430 53383431 53383432 53383433 53383434 53383435 53383436 53383437 53383438 53383439 53383530
53383323 53383324 53383325 53383326 53383327 53383328 53383329 53383420 53383421 53383422 53383423 53383424 53383425 53383426 53383427 53383428 53383429 53383520
53383313 53383314 53383315 53383316 53383317 53383318 53383319 53383410 53383411 53383412 53383413 53383414 53383415 53383416 53383417 53383418 53383419 53383510
53383303 53383304 53383305 53383306 53383307 53383308 53383309 53383400 53383401 53383402 53383403 53383404 53383405 53383406 53383407 53383408 53383409 53383500
53382393 53382394 53382395 53382396 53382397 53382398 53382399 53382490 53382491 53382492 53382493 53382494 53382495 53382496 53382497 53382498 53382499 53382590
53382383 53382384 53382385 53382386 53382387 53382388 53382389 53382480 53382481 53382482 53382483 53382484 53382485 53382486 53382487 53382488 53382489 53382580
53382373 53382374 53382375 53382376 53382377 53382378 53382379 53382470 53382471 53382472 53382473 53382474 53382475 53382476 53382477 53382478 53382479 53382570
53382363 53382364 53382365 53382366 53382367 53382368 53382369 53382460 53382461 53382462 53382463 53382464 53382465 53382466 53382467 53382468 53382469 53382560
53382353 53382354 53382355 53382356 53382357 53382358 53382359 53382450 53382451 53382452 53382453 53382454 53382455 53382456 53382457 53382458 53382459 53382550
53382343 53382344 53382345 53382346 53382347 53382348 53382349 53382440 53382441 53382442 53382443 53382444 53382445 53382446 53382447 53382448 53382449 53382540
53382333 53382334 53382335 53382336 53382337 53382338 53382339 53382430 53382431 53382432 53382433 53382434 53382435 53382436 53382437 53382438 53382439 53382530
53382323 53382324 53382325 53382326 53382327 53382328 53382329 53382420 53382421 53382422 53382423 53382424 53382425 53382426 53382427 53382428 53382429 53382520
53382313 53382314 53382315 53382316 53382317 53382318 53382319 53382410 53382411 53382412 53382413 53382414 53382415 53382416 53382417 53382418 53382419 53382510
53382303 53382306 53382307 53382308 53382309 53382400 53382401 53382402 53382403 53382404 53382405 53382406 53382407 53382408 53382409 53382500
53381393 53381396 53381397 53381398 53381399 53381490 53381491 53381492 53381493 53381494 53381495 53381496 53381497 53381498 53381499 53381590
53381383 53381384 53381385 53381386 53381387 53381388 53381389 53381480 53381481 53381482 53381483 53381484 53381485 53381486 53381487 53381488 53381489 53381580
53381373 53381374 53381375 53381376 53381377 53381378 53381379 53381470 53381471 53381472 53381473 53381474 53381475 53381476 53381477 53381478 53381479 53381570

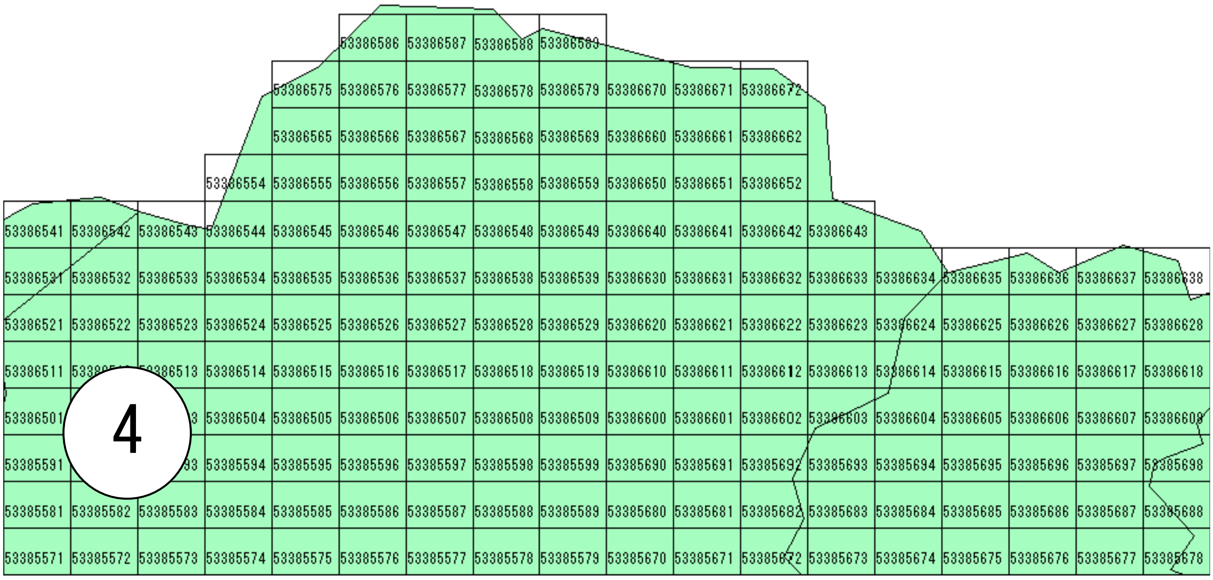

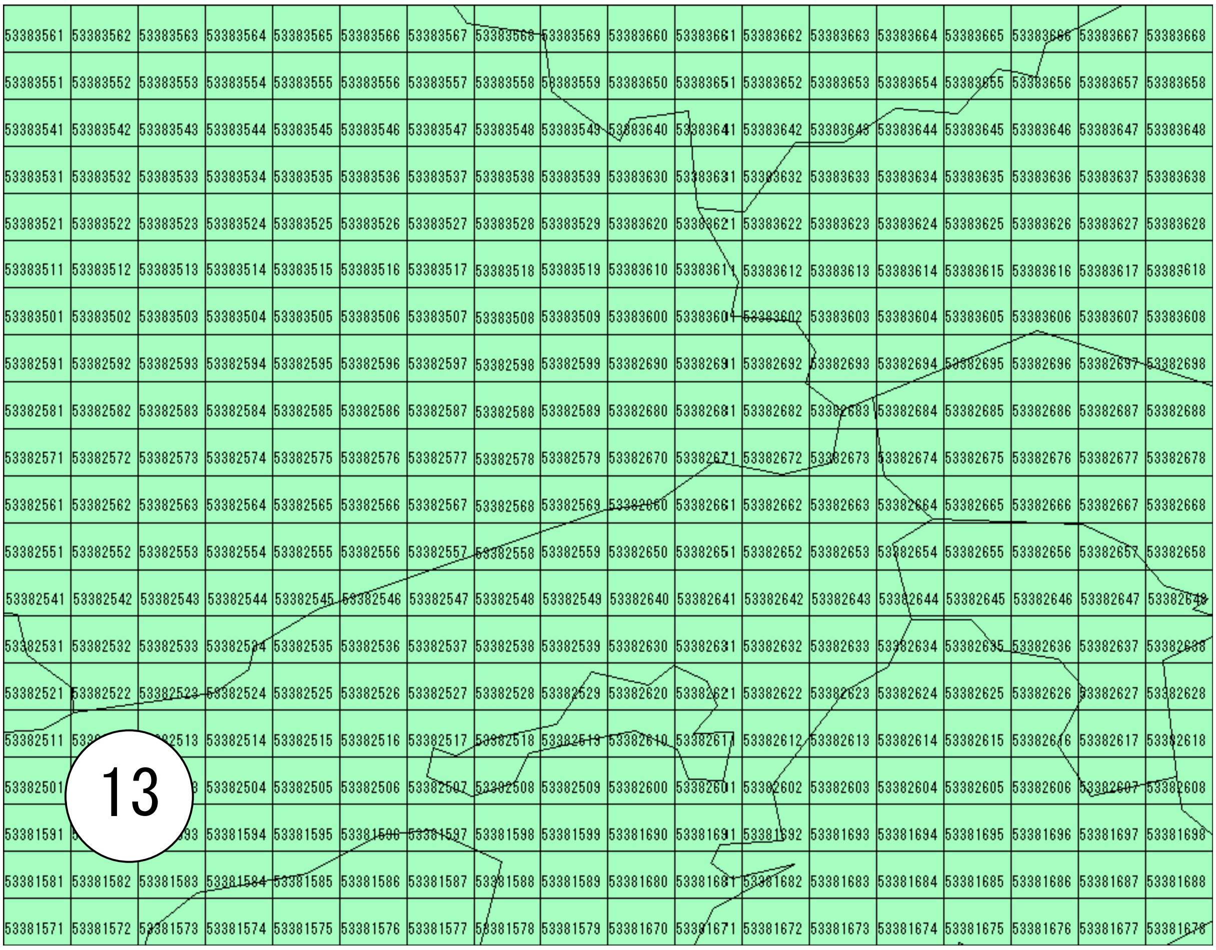

※メッシュ・コードの詳細図については、関係部分のみ記載。

２．大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値

地域メッシュコード（１km 格子対応）	土壌雨量指数基準			地域メッシュコード（１km 格子対応）	土壌雨量指数基準		
	注意報	警報	特別警報		注意報	警報	特別警報
53382409	130	165	305	53383455	125	―	−
53382418	133	169	309	53383456	125	―	−
53382419	129	164	304	53383457	125	―	−
53382428	132	168	308	53383464	125	―	−
53382429	130	165	305	53383465	125	―	−
53382437	124	157	297	53383466	125	―	−
53382438	131	167	307	53383467	125	―	−
53382439	130	165	305	53383474	125	―	−
53382447	134	170	310	53383475	125	―	−
53382448	135	172	312	53383476	125	―	−
53382449	126	160	300	53383477	125	―	−
53382458	133	169	309	53383478	125	―	−
53382459	127	162	302	53383479	125	―	−
53382467	135	172	312	53383483	125	―	−
53382468	130	165	305	53383484	125	―	−
53382469	125	159	299	53383485	125	―	−
53382476	120	153	293	53383486	125	―	−
53382477	126	160	300	53383487	125	―	−
53382478	123	156	296	53383488	125	―	−
53382479	120	152	292	53383489	125	―	−
53382486	120	152	292	53383493	125	―	−
53382487	119	151	291	53383494	125	―	−
53382488	116	147	287	53383495	125	―	−
53382489	124	157	297	53383496	112	143	283
53382495	124	158	298	53383497	106	135	275
53382496	124	158	298	53383498	106	135	275
53382497	119	151	291	53383499	101	128	268
53382510	142	180	320	53384403	125	―	−
53382520	142	181	321	53384404	125	―	−
53382521	136	173	313	53384405	125	―	−
53382530	125	159	299	53384406	111	141	281
53382540	120	153	293	53384407	106	135	275
53383405	117	149	289	53384408	111	141	281
53383406	118	150	290	53384409	111	141	281
53383415	125	―	−	53384413	102	130	270
53383416	116	148	288	53384414	101	129	269
53383425	125	―	−	53384415	125	―	−
53383426	125	―	−	53384416	101	128	268
53383427	125	―	−	53384417	101	129	269
53383434	125	―	−	53384418	101	128	268
53383435	125	―	−	53384423	107	136	276
53383436	125	―	−	53384424	101	129	269
53383437	125	―	−	53384425	101	128	268
53383438	125	―	−	53384426	101	128	268
53383444	125	―	−	53384427	106	135	275
53383445	125	―	−	53384428	105	134	274
53383446	125	―	−	53384432	101	129	269
53383447	125	―	−	53384433	101	129	269
53383454	125	―	−	53384434	106	135	275

地域メッシュコード（１km格子対応）	土壌雨量指数基準			地域メッシュコード（１km格子対応）	土壌雨量指数基準		
	注意報	警報	特別警報		注意報	警報	特別警報
53384435	101	128	268	53385428	95	121	261
53384436	106	135	275	53385433	92	117	257
53384437	100	127	267	53385434	92	117	257
53384438	105	134	274	53385435	98	125	265
53384439	105	134	274	53385436	94	119	259
53384442	112	142	282	53385437	101	128	268
53384443	106	135	275	53385438	106	135	275
53384444	106	135	275	53385444	97	124	264
53384445	94	119	259	53385445	97	124	264
53384446	100	127	267	53385446	100	127	267
53384447	94	120	260	53385447	106	135	275
53384448	106	135	275	53385448	106	135	275
53384449	105	134	274	53385454	118	150	290
53384453	99	126	266	53385455	100	127	267
53384454	98	125	265	53385456	101	128	268
53384455	99	126	266	53385457	106	135	275
53384456	100	127	267	53385458	106	135	275
53384457	101	129	269	53385459	106	135	275
53384458	106	135	275	53385464	120	152	292
53384464	92	117	257	53385465	108	137	277
53384465	99	126	266	53385466	99	126	266
53384466	99	126	266	53385467	99	126	266
53384467	106	135	275	53385468	105	134	274
53384468	101	129	269	53385469	106	135	275
53384474	92	117	257	53385474	101	128	268
53384475	97	124	264	53385475	99	126	266
53384476	94	119	259	53385476	98	125	265
53384477	106	135	275	53385477	98	125	265
53384485	92	117	257	53385478	101	128	268
53384486	93	118	258	53385479	101	128	268
53384487	99	126	266	53385484	98	125	265
53384495	98	125	265	53385485	97	123	263
53384496	93	118	258	53385486	97	124	264
53384497	94	119	259	53385487	105	134	274
53385404	93	118	258	53385488	101	129	269
53385405	98	125	265	53385489	106	135	275
53385406	87	111	251	53385495	99	126	266
53385407	94	119	259	53385496	99	126	266
53385413	99	126	266	53385497	107	136	276
53385414	93	118	258	53385498	108	137	277
53385415	94	119	259	53385499	107	136	276
53385416	94	119	259	53385560	106	135	275
53385417	94	120	260	53385570	112	142	282
53385418	94	119	259	53385590	102	130	270
53385423	98	125	265	53386407	102	130	270
53385424	98	125	265	53386408	102	130	270
53385425	93	118	258	53386409	109	138	278
53385426	94	120	260	53386417	101	129	269
53385427	106	―	－	53386418	103	131	271
地域メッシュコード	土壌雨量指数基準			地域メッシュコード	土壌雨量指数基準		

（１km 格子対応）	注意報	警報	特別警報	（１km 格子対応）	注意報	警報	特別警報
53386419	108	137	277	53386530	116	148	288
53386428	108	137	277	53386531	119	151	291
53386429	116	―	-	53386540	120	152	292
53386500	102	130	270	53386541	123	156	296
53386510	109	138	278	53386542	130	165	305
53386520	109	138	278				

3. 地震に関する一般知識

1　地震現象

(1)　地震

長い年月にわたって加えられた力により、地球内部の岩石がひずみ、そのひずみが岩石の強度の限界を超えると、持ちこたえられずに破壊する。

破壊は、大きな割れ目に沿って、両側の岩盤が激しくずれ動く(断層の生成)という形で起こる。このときの衝撃は、大地を揺れ動かす波動(地震波)となって四方に伝わる。

普通、地震といえばこのような一連の出来事のうち、地震波による地面の揺れ(地震動)を指す。

(2)　震源・震源域

地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点を震源、破壊された地域全体を震源域という。規模の小さい地震では震源域も小さく、地図上に示すと小さい点にすぎないから、震源も震源域も特に区別する必要はない。

大規模な地震では、震源域の広がりが数十kmから百km程度(時にはそれ以上)になることから、震源と震源域を区別する必要がある。

(3)　震央

震源の地表にあたる地点を震央という。震央の位置は緯度・経度で示され、通常は地名(震央地名)が付けられる。

一般には震源、震源地なども震央地名で表している。

(4)　震源の深さ

地震は、地下数kmから700kmもの深さまで、いろいろな深さで起こる。震源が内陸の場合は地表面からの深さ、海域の場合は海底からの深さを震源の深さとして表す。

日本の地震は、震源の深さが70kmより浅いところで最も多く発生している。

震源の深さは、地震動の強さに関係してくる。規模の大きい地震で、しかも震源の深さが浅い場合には大きな被害を生ずることがある。

(5)　地震波

地震波には、地球内部を伝わる実体波(縦波、横波)と地球表面に沿って伝わる表面波があり、波動が伝わる速さや震動の性質などが異なる。

ア　縦波(P波)

縦波(P波)は、物の中に生じた疎密の状態(密度の変化)が移動していくもので、波の進行方向に振動しながら伝わる。

P波は地震のときの最初にやってくる波で、通常ガタガタという感じで小刻みに揺れる。

イ　横波(S波)

横波(S波)は、物の中に生じたねじれの状態が移動していくもので、波の進行方向と直角に振動しながら伝わる。

S波はP波より遅れてやってくる。

そして、P波よりややゆっくり大きく、ユサユサという感じで揺れる。

ウ　表面波(Ｌ波)

表面波(Ｌ波)は、地球の表面に沿ってのみ伝わる波で、振動方向の違いによってレイリー波とラブ波の2種類に分類される。Ｌ波はS波よりやや遅く伝わる。

これらの波の伝わる速さは物質の密度や固さ(弾性定数)に依存するので、深さによって変化する。

P波の伝わる速さはS波の速さの約1.6～1.8倍である。

ある地点におけるP波とS波の到着時間差を「初期微動継続時間」あるいは「P～S時間」と言う。

P～S時間を秒で表し、それを8倍すると、概ねkm単位で表した震源までの距離を推定することができる。

2　マグニチュードと震度

(1)　マグニチュード

地震の規模の大小を定量的に表したのがマグニチュードである。

マグニチュードは、震源域から放出される地震波のエネルギーと密接な関係がある。

一般にＭという記号で示す。Ｍが1増えると地震のエネルギーは約30倍、Ｍが2増えると約1,000倍になる。Ｍを用いて地震の大・中・小を分類すると、次のとおりとなる。

大地震	7≦Ｍ	中地震	5≦Ｍ＜7		
小地震	3≦Ｍ＜5	微小地震	1≦Ｍ＜3	極微小地震	Ｍ＜1

しかし、これとは別にＭの値によらず、単に大きな地震という意味で「大地震」という言葉が使われる

こともある。
　また、Mが8クラスの地震は「巨大地震」と呼ばれることがある。巨大地震が起こると広範囲に大被害が生じ、震源が海の場合には大津波を伴う。
　兵庫県南部地震のようにM7程度の地震が内陸に起こると大被害が生ずることがある。
　2001年～2010年の気象庁の震源データを基に統計的に見ると、日本及びその周辺にM8クラスの地震が発生するのは平均して10年に2回、M7クラスは年3回、M6クラスは年17回、M5クラスは年140回である。

(2)　震度
　Mは地震そのものの大小を表すが、震度は、ある場所での地震動の強弱の程度を表すものである。
　大地震でも遠くへ離れれば地震動は弱くなり、小地震でも震央近くではかなり強く揺れる。
　同じ都市の中でも地盤の状況、建物の種類によって震度に違いが出ることもある。
　震度判定のための基準が震度階級で、気象庁では平成8年10月から震度6を「震度6強」、「震度6弱」に、震度5を「震度5強」、「震度5弱」に分割し、10階級とした「気象庁震度階級表」を用いている。

(3)　揺れの継続時間
　一般に、大規模な地震ほど強い振動が続く時間は長くなる。
　断層が端から端まで破壊される時間、すなわち、地震波のエネルギーが放出される時間は、断層が大きくなるほど長くなるからである。
　これに要する時間は、M6～7の地震で10秒前後、M8クラスでは20～30秒程度と考えられる。
　震源域から放出された地震波は様々な経路で伝わるため、振動の継続時間は、断層が生じる時間より長くなる。
　実際に地震計に記録された波形をみると、優勢な地震動が継続する時間は多くの場合、M6で10秒以下、M7で15秒前後、M8でも40秒くらいと推定される。
　震源からの距離や地盤の性質によっても変わってくるが、大規模な地震でも激しい地震動の継続時間はだいたい1分以下と考えてよい。

(4)　地震計と震度計
　地震計は、地震によって発生した地震波を東西、南北、上下の3成分について観測する。
　これにより、多くの地震計データを収集し、各地点での地震波の到達した時刻、地震波の振幅などから地震の発生場所、深さ及び規模(マグニチュード)が求められる。
　震度計は、その場所で観測された地震波3成分の加速度、周期、継続時間を要素として、その地点の計測震度を算出する。
　震度計と称する器械の中には、加速度を段階に分けて震度に対応させて表示するだけの器械もあるが、これは加速度計であって震度計ではない。

3　地震の起こり方

(1)　地震帯
　地震はどこでも一様に起こるわけではなく、多い地域と少ない地域、まったく起こらない地域がある。地球上の震源分布をみると大部分は帯状の地域に集まっており、残りの部分にはほとんど地震が発生していない。
　日本列島を含む太平洋のまわりの地域は地震が多く発生するため環太平洋地震帯と呼ばれている。

(2)　本震と余震
　震源が浅い大きな地震が起こると、非常にたくさんの小さい地震が引き続き発生する。最初の大きな地震を本震、それに続く地震群を余震という。
　余震は本震のとき破壊された震源域の中で発生するものと考えられ、余震の発生回数は時間とともに減少する。また、最大余震のMは、本震のMを1程度下回るのが普通である。

(3)　余震域
　余震の分布する地域を余震域という。余震の広がりや形状は、ほぼ本震の震源断層生成に伴う破壊域(震源域)を反映している。
　余震域は時間とともにある程度拡大する傾向が認められるが、本震後1日程度の期間に形成された余震域は震源域とほぼ一致する。

(4)　前震
　本震の発生にさきがけて、小さい地震が起こることがある。この前ぶれの地震群を前震という。山梨県東部で発生した地震のうち、昭和51年6月16日のM5.5の地震では約2時間前に、平成8年3月6日のM5.8の地震では23分前に有感の前震があった。
　しかし、前震を伴うような大地震はごくまれにしかない。また、地震がある程度まとまってあったとしても、それが次に起こる大地震の前震であると判定することは容易でない。

(5)　群発地震

比較的短期間に、ある地域に地震が集中して起こっても、その中に特に目立つ大きな地震がないことがある。このようなタイプの地震群を群発地震という。群発地震活動は、数日から1か月程度続く場合が一般的で、火山の近くなどでよく起こる。有名なものとしては、昭和40年から昭和45年末まで続いた松代群発地震、最近では伊豆半島東方沖の群発地震があげられる。

4　プレート・テクトニクス

(1)　プレート

地球表面は、厚さ100km程度の固い岩石の層で覆われている。その岩石の層はいくつかのブロックに分割されている。それぞれの板状のブロックをプレートという。

(2)　プレート・テクトニクス

プレートはそれぞれの方向に年数～十数cm程度の速度で水平に移動するので、プレートの縁の部分(プレート境界)では発散、収束、すれ違いなどが起こる。発散境界は裂け目となり大洋中央海嶺が生じ、収束境界は相互の接触、衝突の場となり、島弧、海溝、山脈が出現する。

すれ違い境界はトランスホーム断層(プレート境界と他のプレート境界をつなぐ断層)となる。

日本列島は、陸のプレートである北米プレートとユーラシアプレートに位置している。太平洋プレートは、東南東の方向から年間約8cmの速さで日本列島に近づき、日本海溝などから陸側のプレートの下に沈み込んでいる。フィリピン海プレートは、ほぼ南東の方角から年間3～5cm程度の速さで日本列島に近づき、南海トラフなどから陸側のプレートの下に沈み込んでいる。

(3)　南海トラフ地震（東海地震）とプレート

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といいます。

この南海トラフ沿いのプレート境界では、太平洋側のフィリピン海プレートが日本列島側のユーラシアプレートの下に少しずつ沈み込んでいます。この沈み込みがひずみとなり、限界に達して陸側が跳ね上がることで発生する地震が「南海トラフ地震」です。

東海地震は、南海トラフ地震のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震です。

5　地震と断層

(1)　地震断層

地震があれば、震源付近には必ず断層が生じているはずであるが、小さい地震や震源の深い地震の断層は地表までは達しない。

震源の浅い内陸の大地震の際に、断層が震央付近の地表に現われる。これを地震断層という。

最近の地震断層としては、平成7年(1995年)兵庫県南部地震で淡路島北部に出現した野島断層があげられる。

(2)　断層の種類

断層面を境にして、両側の地層が食い違う状態から、横ずれ断層(右ずれ断層・左ずれ断層)、縦ずれ断層(正断層・逆断層)に分類する。日本列島は大勢として東西方向の強い圧縮力を受けているため、横ずれ断層や逆断層に伴う地震が発生するが、正断層による地震はごくまれである。

(3)　活断層

大部分の地震は、既存の断層の再活動によって発生する。

ある場所が新たに破壊されて、新しい断層が出現することはまれで、多くは今までの古傷が活動を繰り返している。このように比較的新しい時代に出現した断層や、活動した形跡のある断層は、今後も活動する可能性がある。具体的には、第四紀以後(最近約二百万年)に活動した証拠があり、今後も活動しそうな断層を活断層という。

ひとつの活断層が活動する時間間隔は、短いものでも数百年程度、長いものでは10万年程度にもなるが、内陸の活断層がひとたび活動すると、直上では大きな被害となる。

6　地震の規模

名　　称	マグニチュード(M)	エネルギー(E)エルグ	波動の周期
大　地　震	M≧7	$E \geq 2\times10^{22}$	０．１～数秒
中　地　震	7＞M≧5	$2\times10^{22} > E \geq 2\times10^{19}$	０．１～数秒
小　地　震	5＞M≧3	$2\times10^{19} > E \geq 2\times10^{16}$	０．１～２秒
微小地震	3＞M≧1	$2\times10^{16} > E \geq 2\times10^{13}$	０．０５～１秒
極微小地震	1＞M	$2\times10^{13} > E$	０.01～０.05秒

7　マグニチュードと地震の程度

マグニチュード（M）	地　震　の　程　度	過去の大地震
9.0以上	日本の観測史上最大	東北地方太平洋沖地震(9.0(モーメントマグニチュード))(平23.3.11)
8.5以上	・最大級の大地震 ・全世界を通じて、10年に1度位しかおこらない	
8.0以上	・第一級の大地震 ・内陸におこると大被害 ・海底におこると大津波 ・日本付近で10年に2回位発生	濃尾地震(8.0)(明24.10.28) 昭和三陸地震(8.1)(昭8.3.3) 南海地震(8.0)(昭21.12.21) 十勝沖地震(8.2)(昭27.3.4)
7.0以上	・かなりの大地震 ・内陸におこると大被害を生ずることがある ・海底におこると津波を伴う ・日本付近で1年に3回位発生	関東地震(7.9)(大12.9.1) 東南海地震(7.9)(昭19.12.7) 福井地震(7.1)(昭23.6.28) 新潟地震(7.5)(昭39.6.16) 伊豆大島近海の地震(7.0)(昭53.1.14) 宮城県沖地震(7.4)(昭53.6.12) 日本海中部地震(7.7)(昭58.5.26) 釧路沖地震(7.8)(平5.1.15) 北海道南西沖地震(7.8)(平5.7.12) 兵庫県南部地震(7.3)(平7.1.17) 鳥取県西部地震(7.3)(平12.10.6) 宮城県沖地震（7.1）（平15.5.26） 十勝沖地震（8.0）（平15.9.26） 福岡西方沖地震（7.0)(平17.3.20) 宮城県沖地震（7.2)(平17.8.16) 岩手宮城内陸地震(7.2)(平20.5.8) 熊本地震(7.3)(平28.4.16)
6.0以上	・内陸におこると(とくに震源が浅いとき)被害を生ずることがある。 ・日本付近で1年に17回位発生	
4.0以上	・被害を生ずることは、ほとんどない。時々感じる地震の大部分はこの程度のもの ・日本付近で1年に900回位発生	
3.0以上	・震源地の近くで人体に感じることがある	
2.0以下	・高倍率の地震計によって観測される	

4.気象庁震度階級関連解説表

（平成21年3月）

1　使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容

を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

2　人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	−	−
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	−	−
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	−
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

3　木造建物(住宅)の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5弱	－	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。
5強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ･亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）　木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）　この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）　木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
5強	－	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	①耐震性が高い	②耐震性が低い
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（輻輳）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

8　長周期地震動

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級 1 （やや大きな揺れ）	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。 驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	－
長周期地震動階級 2 （大きな揺れ）	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	－
長周期地震動階級 3 （非常に大きな揺れ）	立っていることが困難になる	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級 4 （極めて大きな揺れ）	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

使用にあたっての留意事項

①長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

②長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なります。

③長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものです。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

④長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の詞・副詞を用いています。

用語	意味
わずか	数量･程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、 量的には多くはないがその数量･程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。